

Ⅱ 防災本編

目次

Ⅱ 防災本編

第1章 情報収集・伝達・広報.....	1
第1節 情報通信の確立	2
第2章 医療救護等対策.....	13
第1節 医療救護活動	14
第2節 遺体の取扱い	28
第3章 交通およびライフラインの確保.....	33
第1節 警備・交通規制対策	34
第2節 公共交通機関の対策	42
第3節 ライフライン施設等の対策	47
第4章 物流・備蓄・輸送対策.....	57
第1節 備蓄対策	58
第2節 緊急輸送対策	60
第3節 飲料水・食料等の調達と供給	72
第5章 被災者・避難者対策.....	77
第1節 避難者対策	78
第2節 避難行動要支援者対策	87
第3節 避難所対策	95
第4節 保健衛生対策	102
第5節 飼育動物対策	110
第6節 安否情報の提供	114
第7節 帰宅困難者対策	116
第6章 区民生活の早期再建.....	125
第1節 生活再建支援の体制	127
第2節 被災住宅等対策	128
第3節 被災者台帳の整備	133
第4節 住家被害認定調査	136
第5節 り災証明書の発行	141

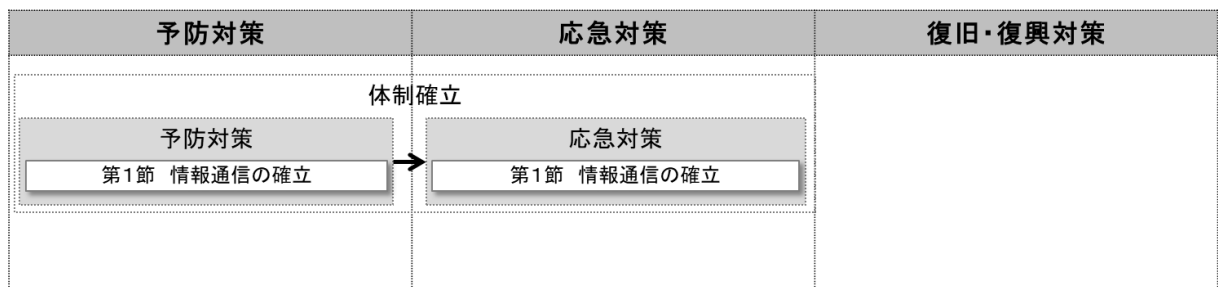
第6節	区民生活の援護	143
第7節	オープンスペースの確保	150
第8節	ごみ・し尿・がれきの処理	156
第9節	応急住宅対策	165
第10節	応急教育・応急保育等対策	168
第7章	災害からの復旧・復興.....	171
第1節	復興の基本的な考え方	172
第2節	市街地復興計画	174
第3節	くらしと産業の復興、地域協働復興	178

第1章 情報収集・伝達・広報

災害関連情報の収集・伝達は、関係機関による円滑な応急対策活動を実施する上で欠かせないため、発災時に迅速かつ的確に収集・伝達できる情報通信網を整備する必要があります。さらに、区民等に対して正確な災害情報を的確に提供し、適切な行動が取れるようにするための広報する必要があります。

本章では、通信手段の充実等による情報収集・伝達体制や、広報体制の確立等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第1章 情報収集・伝達・広報			
第1節 情報通信の確立			

: 多くの記載があるもの
 : 記載があるもの
 : 記載がないもの

第1節 情報通信の確立

災害時に各防災機関は密接な情報連絡体制をとり、被害状況等を把握し、迅速な初動対応を行います。

情報連絡の手段としては、有線通信設備（電話等）を利用することを第一とし、使用できない場合は、インターネット環境（ファイルサービス・メール等）、無線通信設備（防災行政無線、ファクス等）の順で情報連絡を行います。また、情報共有の手段として、災害情報システムを活用します。

発災当初においては有線通信の途絶等の可能性があるため、通信手段を多重化し、インターネットや無線による情報連絡体制を強化します。

また、平常時から区内部や防災関係機関と通信訓練を行い、災害時の迅速かつ確実な通信体制を確保します。

予 防 対 策

第1款 通信・連絡体制の確立【危機管理室】

発災直後から迅速、確実な連絡体制を確立できるよう、災害時優先固定電話などの有線通信と防災行政無線を整備しています。また、無線通信に限らず様々な通信手段を活用しています。

1 情報収集・連絡手段

(1) 災害情報システム

災害時に被害情報や避難所情報などの様々な情報を集約し、一元化するシステムです。インターネット環境があれば、権限を付与された職員や防災機関が、どこからでも入力・閲覧することができます。

(2) 電話

① 災害時優先固定電話

電話輻輳時の通信回線を確保するため、発信規制を受けずに利用できる電話として、電気通信事業法等に基づき、区の各部署、区民事務所、保育園、小中学校等の区立施設に設置しています。

② 災害時優先携帯電話

災害時優先固定電話と同様に、発信規制を受けずに利用できる携帯電話として、災対各部長のほか、現場対応を行う職員等が所持する運用としています。

③ 衛星携帯電話

災害時に確実な通信手段を確保するため、地上の通信ネット

ワークを経由せず、衛星経由での通信が可能な電話で、危機管理室、健康部が運用しています。

(3) 無線

① 移動系防災行政無線

260MHz周波数帯を使用し、有線途絶時における、区立施設および防災関係機関等との情報連絡を行うシステムです。災对本部（防災センター）を基地局として、避難拠点等との間において運用します。音声による通信のほか、データ通信を行うことができます。

移動系防災行政無線の老朽化に対応するため、設備の更新や代替機器の検討、MCA無線と同報系防災行政無線が抱える課題を整理した基本計画に基づき、新たな無線機器の導入手順などを示した「移動系防災行政無線更新実施計画」を令和6年度に策定し、新たな無線機器へ更新します。実施計画の作成の中では、MCAアドバンスへの移行を視野に入れた次期システムの設計を行います。構築にあたっては、災害拠点病院や地域内輸送拠点などの重要拠点における、情報伝達の重層化や、モバイル衛星通信機器の有用性も踏まえた、情報通信機器の見直しの検討も行います。

② MCA無線

800MHz周波数帯を使用し、複数の通信チャンネルを複数の利用者が共同使用するデジタル方式の無線で、災害時には自治体の通信が優先されるシステムです。区では、以下の用途に導入しています。

ア 帰宅困難者対策用として、災对本部と帰宅支援ステーション、鉄道事業者や民間一時滞在施設との間で情報連絡を行います。

イ 物流対策用として、災对本部と地域内輸送拠点や物流業務を行う協定団体等との間で情報連絡を行います。

ウ 福祉避難所連絡用として、災対福祉部と福祉避難所との間で情報連絡を行います。

(4) 東京都災害情報システム（DIS）

都内区市町村の災害に関する情報収集や本部態勢や避難所の対応状況・被害状況等を東京都と共有するシステムです。区は、災害が発生した際は、同システムに必要な事項を入力することで、東京都への報告や応援要請を行います。

(5) 無人航空機（ドローン等）

災害発生時に、映像により被害状況を詳細に把握するため、無人航空機（ドローン等）を活用した情報収集を行います。

(6) 高所カメラ

災害発生時に、火災や滞留者などの状況を迅速に把握するため、区内5か所の施設屋上に高所カメラを設置しています。

Ⅱ 防災本編

第1章 情報収集・伝達・広報

(7) 計測震度計

区本庁舎に計測震度計を設置し、地震発生時には、10階級の震度階級（震度5および6をそれぞれ弱・強の2階級に分割）による震度を計測します。震度5弱以上を計測すると、同報系防災行政無線が自動的に鳴動し、区内へ震度情報を伝えます。

(8) 地震情報配信サービス

東京ガスグループのシステムを活用した「練馬区震度情報」を区公式ホームページに公開しています。このシステムにより、東京ガスグループが区内に設置しているおよそ80か所の地震センサーからの震度情報を得ることができます。区内各地の震度を詳細に把握することができるため、被害情報の収集の一助としています。

第2款 区民への情報伝達手段の整備【区長室、危機管理室】

1 同報系防災行政無線

区民に対する災害情報の一斉同報伝達を目的としたデジタル方式無線で、60MHz周波数帯の電波を使用しています。災対本部（防災センター）を親局として、区内に設置した子局（無線放送塔）や、区立施設等に配備した戸別受信機（防災ラジオ）を通して、災害情報を区民へ提供します。放送内容は、Jアラート（全国瞬時警報システム）との連動により、国が発信する緊急情報（緊急地震速報、気象の特別警報、国民保護情報等）が自動で流れます。

なお、放送内容が聞き取れなかった場合には、フリーダイヤルによる自動音声応答サービスを利用することで放送内容を確認することができます（自動音声応答サービス：0120-707-111）。

また、放送内容を自動的に「ねりま情報メール」で配信するとともに、区公式ホームページにも掲載します。

2 ねりま情報メール

防災気象情報（地震情報、気象情報、河川の水位情報など）、安全・安心情報などを、あらかじめ登録したメールアドレスに配信するサービスです。

このサービスの登録者を増やすため、訓練やイベント等の場を活用して周知を図ります。

3 SNS

区公式ホームページで発信する災害情報を即時的かつ多様な世代にも伝達できるよう、区公式X（旧Twitter）やLINEでも、各種災害情報を配信し、情報伝達の多重化を図ります。

4 緊急速報メール

緊急時に、練馬区の防災等に関する重要な情報を携帯各社（NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル）から緊急速報（災害・避難情報）メールとして練馬区の区域内に配信します。

緊急速報メールは、緊急地震速報、避難指示の発令等を区民に周知する時に配信します。緊急速報メールは、配信される情報の対象エリア内であれば、キャリアメールの使用有無等に関わらず受信することができます。

5 Lアラート

地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して避難情報等の災害情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤です。

区は、東京都災害情報システム（DIS）に情報を入力することで、避難情報（避難指示等）や避難所開設状況等をLアラートに連携します。

6 区公式ホームページ

区公式ホームページでは、災害に関する様々な情報を発信します。災害が発生し、または発生するおそれがある場合に各種災害情報を「ねりま災害ポータル」ページに掲載します。また、大規模災害時にアクセスが集中した場合でも、災害に関する情報を確実に発信できるよう災害時用トップページに切り替えます。

区と群馬県前橋市では「災害時における相互応援に関する協定」および本協定に附属する「災害時の行政情報の発信に関する覚書」を締結しており、練馬区が被災し、区公式ホームページで情報発信できなくなった場合には、代わりに前橋市ホームページに練馬区の災害情報が掲載されます。

また、災害時には、区公式ホームページにアクセスが集中することによる閲覧の遅延障害が懸念されるため、CDN（Contents Delivery Network）を導入し、アクセス負荷を分散しています。さらに、LINEヤフー株式会社と協定を締結し、同社が運営するポータルサイト「Yahoo! JAPAN」において、区公式ホームページのキャッシュサイト（複製サイト）を作成し、配信します。

7 ヤフー防災速報

LINEヤフー株式会社が運営するアプリにより、設定した地域や現在地の緊急地震速報や国民保護情報、豪雨予報などの速報を通知します。

8 広報車

避難指示等の伝達など、区民に緊急で避難を促す必要が生じた場合は、車体にスピーカーが搭載された広報車や安全・安心パトロールカーを使用し、伝達が必要な地域を巡回し避難の呼びかけを行います。

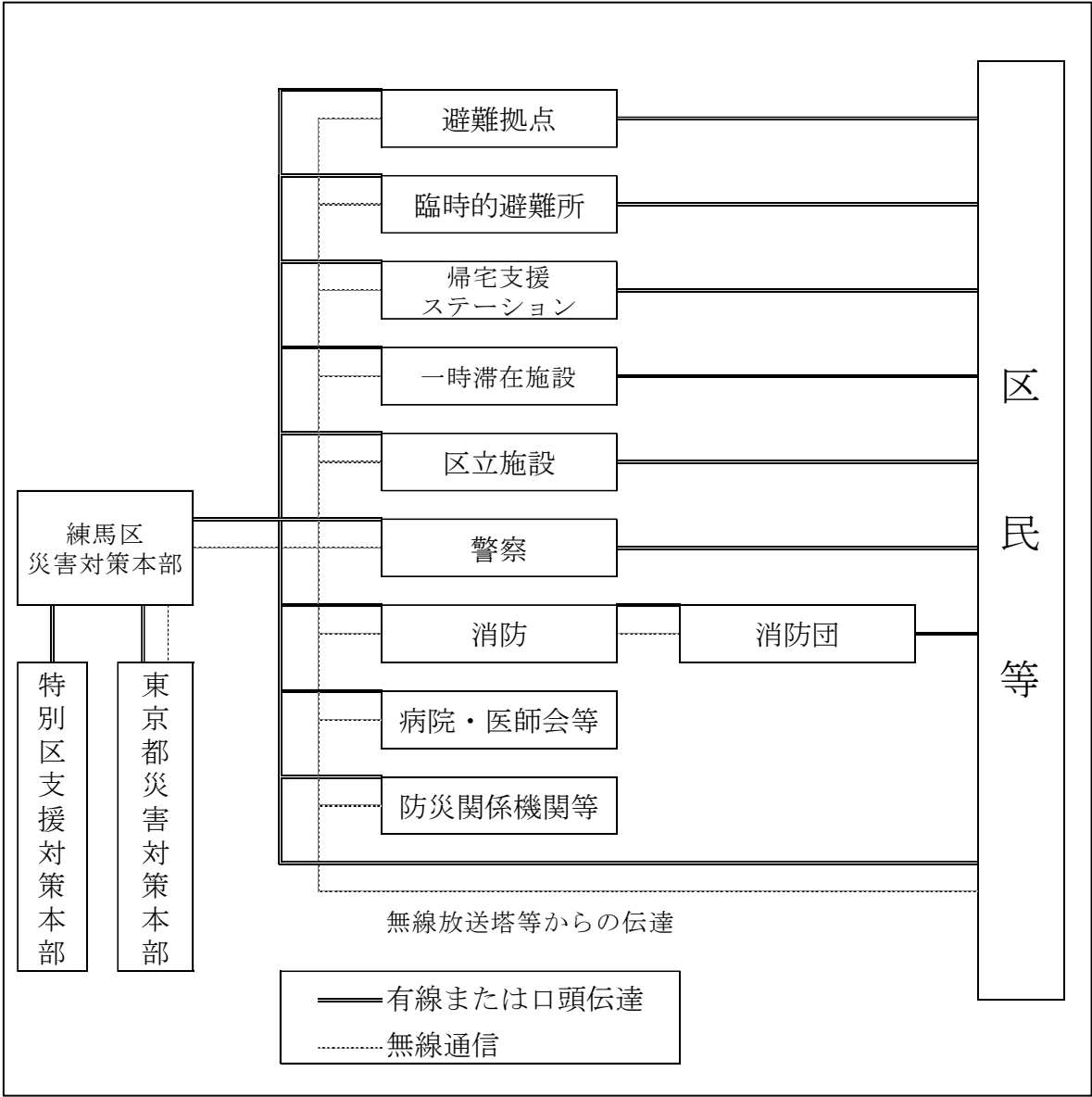
Ⅱ 防災本編

第1章 情報収集・伝達・広報

【情報伝達手段と伝達内容】

	情報伝達手段	主な情報の内容
1	同報系防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ● Jアラート情報 ● 地震発生情報 ● 避難指示等の発令情報
2	ねりま情報メール	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等の発令情報 ● 避難拠点開設状況 ● 防災無線の放送内容 ● 被害状況 ● その他生活支援情報等
3	S N S	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等の発令情報 ● 避難拠点開設状況 ● 防災無線の放送内容 ● 被害状況 ● その他生活支援情報
4	緊急速報メール	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急地震速報 ● 避難指示等の発令情報
5	Lアラート	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等の発令情報 ● 避難拠点開設状況
6	区公式ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等の発令情報 ● 避難拠点開設状況 ● 防災無線の放送内容 ● 被害状況 ● その他生活支援情報等
7	ヤフー防災速報	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震情報 ● 避難指示等の発令情報 ● 緊急地震速報 ● 国民保護情報 ● 豪雨予報
8	広報車	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等の発令情報

【伝達経路と伝達手段】



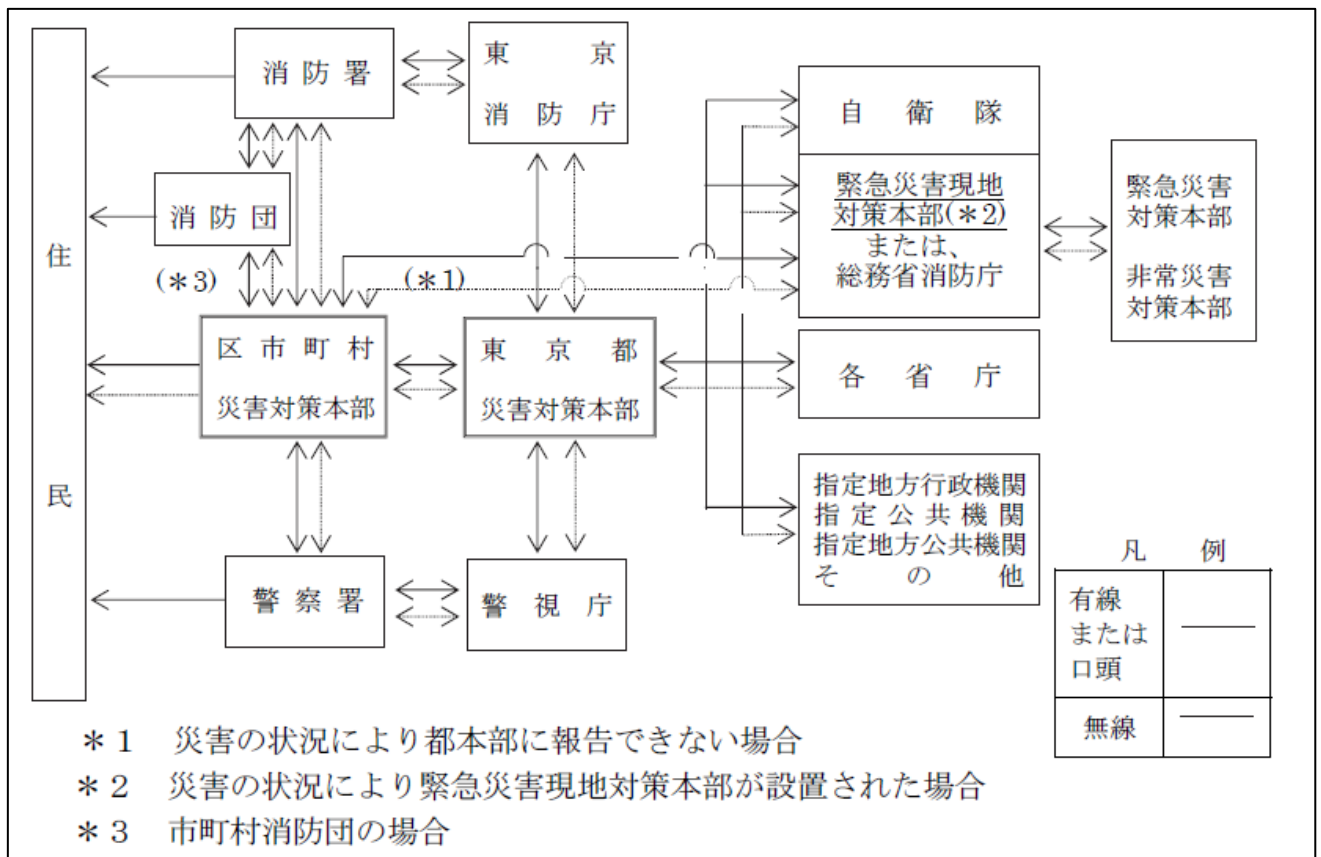
応 急 対 策

第3款 防災機関相互の情報伝達（第一報）【統括部】

災害原因に関する以下のような重要な情報について、気象庁、東京都、庁内各部その他関係機関から通報を受けたとき、または自ら収集するなどして知ったときは、直ちに区民等へ周知するとともに、災対各部、東京都、防災関係機関等に通報します。

- 災害が発生するおそれのある異常な現象についての情報
- 災害原因に関する重要な情報

【情報伝達・伝達経路】



第4款 防災機関相互の情報伝達（被害状況等）【統括部】

災害時には、災害情報システムのほか、電話、無線、衛星携帯電話等、多様な通信手段を活用した重層的な連絡体制を確立し、被害状況等の伝達を行います。

1 情報の収集・伝達

区では、災害情報システムを活用して、災害に関する情報の収集・

伝達を行います。災害情報システムが使用できない場合は、以下の手段を使用して情報の収集・伝達を行います。

使用順	収集・伝達手段	用途
第1順位	固定電話、 ファクス、 災害時優先固定電話	区立施設や関係機関等との連絡手段
第2順位	ファイルサービス、 メール	区立施設や関係機関等との連絡手段
第3順位	災害時優先携帯電話	発災時の職員間の連絡や災害現場等における連絡手段
第4順位	移動系防災行政無線	区立施設や関係機関等との連絡手段
	MCA無線	帰宅困難者対策および物流対策の関係機関等との連絡手段
第5順位	衛星携帯電話	災害時優先電話が使用できない場合の関係機関等との連絡手段

また、東京都との情報連絡や被災現場の情報収集は、以下の手段を使用して行います。

収集・伝達手段	用途
東京都防災行政無線、 DIS	東京都災害対策本部との情報連絡手段
災害対策用タブレット	・庁内LAN等途絶時における災害対策各部等との情報連絡手段 ・可搬型機器による被災現場等の映像の確認手段
高所カメラ	被災現場の映像の確認手段

2 避難拠点・災対本部間の情報伝達

避難拠点においては、情報連絡を次のように行います。

- ① 地域の被災状況や避難者の情報等を情報拠点校または災対本部へ連絡します。
- ② 防災会や市民消防隊等の活動調整のために、避難拠点間や災対本部と連絡を行います。
- ③ その他災害対策上必要な情報を連絡します。

避難拠点は21グループに分けられ、各グループのうち1校を情報拠点校として指定しています。

情報拠点校は、地域の災害情報を集約し、災対本部へ伝達します。また、災対本部からの連絡・指示を必要に応じてグループ内の避難拠

点に伝達します。

3 被害状況等の報告

災害が発生したときから応急対策が完了するまで、被災状況等について、次により東京都に報告します。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合や被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告します（災対法第53条）。

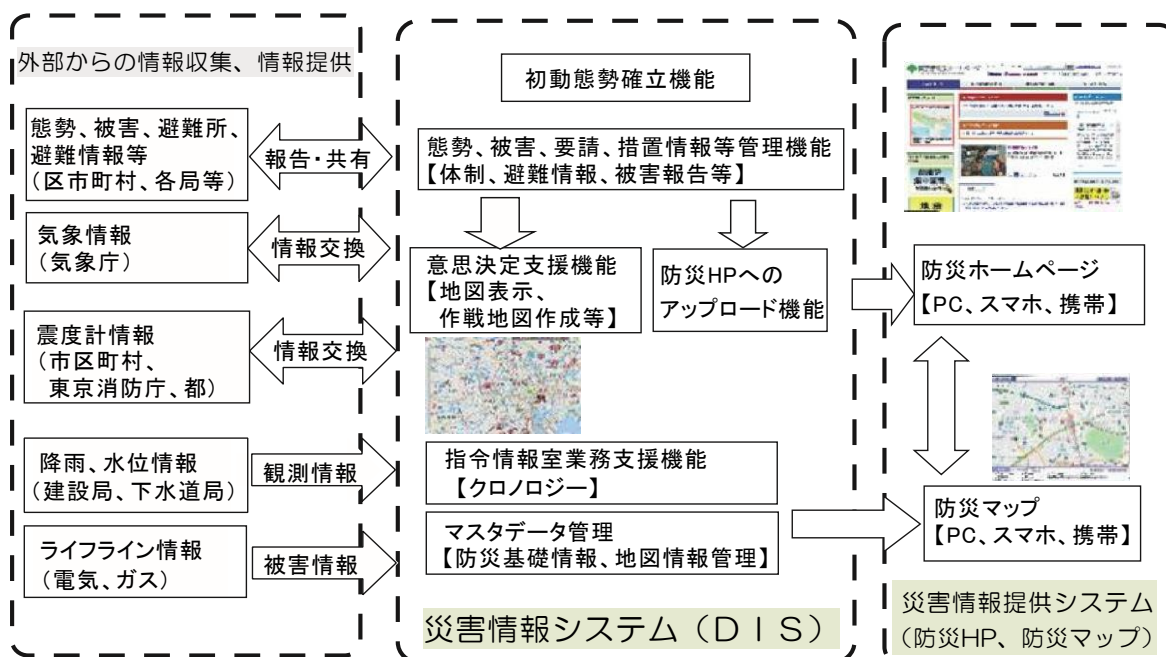
(1) 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム（D I S）の入力によります。ただし、システム障害等によりD I Sが使用できない場合は、電話、ファクス等により報告します。

(2) 報告事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所または地域
- ④ 被害状況
- ⑤ 災害に対して既に行った措置（日時、場所、活動人員、使用資器材）
- ⑥ 災害に対して今後行おうとする措置（同上）
- ⑦ 救助法適用の要否および必要とする救助の種類

東京都通信連絡のD I Sの概念図



第5款 広報体制【統括部】

1 災害時の広報

災害時には、区民が混乱することなく、適切な行動をとることができるよう、正確な情報を適時・的確に広報することが必要となります。区民にとって必要な情報は、発災初動期、応急対策期、復旧・復興期とフェーズごとに変わることから、フェーズに応じて、様々な手段で広報を行います。

また、避難拠点も活用して広報を行います。

2 広報手段

広報の実施にあたっては、「第2款 区民への情報伝達手段の整備」に記載されている手段のほか、次の手段も活用します。

(1) 臨時災害FM放送局

大規模災害発生時に、総務省の許可を得て臨時に開設する放送局です。使用する周波数は、77.1MHzが総務省から付与されます。

区は、放送に必要な機材を導入しており、日本大学芸術学部、株式会社ジェイコム東京、株式会社練馬放送と締結している「臨時災害放送局の開設および運営に関する協定」に基づき、区民への広報を行います。

(2) 広報紙等の活用

避難拠点が開設された場合、臨時広報紙を発行し、練馬区新聞販売同業組合との協定により、避難拠点等に配付します。

また、公設掲示板や区立施設の掲示板等も活用し広報を行います。

3 広報内容

主に以下の内容について広報します。

- 災害の規模、被害状況等
- ライフラインの状況等
- 避難拠点の開設状況
- 道路状況、交通規制の状況等
- 給水、給食、物資配給に関する情報
- 医療機関等の開設情報
- 生活再建に関する情報
- その他

4 報道機関への発表

- (1) 災対本部長が決定した内容や区の対応状況等を発表します。窓口は統括部（広報班）とします。取材機関が多い場合は、発表会場を

Ⅱ 防災本編

第1章 情報収集・伝達・広報

用意します。

- (2) 報道機関への発表後、速やかに内容を区公式ホームページに掲載するとともに、様々な伝達手段を活用して区民等へ伝達します。
- (3) 報道内容を災対各部および避難拠点に周知します。

第2章 医療救護等対策

災害時には、建物等の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、迅速に医療救護活動を行う必要があります。また、遺体の処置については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う必要があります。

本章では、発災時における初動医療体制の確立や遺体の取扱い等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第2章 医療救護等対策			
第1節 医療救護活動			
第2節 遺体の取扱い			

■: 多くの記載があるもの ■: 記載があるもの □: 記載がないもの

第1節 医療救護活動

医療情報の収集・伝達、初動医療体制、傷病者等の搬送体制および医療機関の体制等を整備し、災害時に迅速な医療救護活動を行います。

予 防 対 策

第1款 初動医療体制等の整備【災対健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

1 初動医療体制等の整備

- (1) 医療・薬事に関わるコーディネーターの指定および医療救護活動拠点等の設置場所の確保
 - ① 練馬区災害医療コーディネーター
 - ア 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う練馬区災害医療コーディネーター（以下「区医療コーディネーター」という。）を指定します（4名）。
 - イ 区医療コーディネーターは、医療救護班等の活動、医療救護所の設置、運営および傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行います。また、区西北部地域災害医療コーディネーターとの連絡調整を行います。
 - ② 練馬区災害薬事コーディネーター
 - ア 区は、薬事の観点から区医療コーディネーターをサポートし、区内の災害薬事活動を調整する練馬区災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）を指定します。
 - イ 薬事コーディネーターは、医療救護所等で必要となる医薬品等の需給状況の把握、薬剤師班の差配などに関する助言および調整を行います。
 - ③ 医療救護活動拠点等の設置
 - ア 区医療コーディネーターを中心に、医療救護所、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等への医療支援に関する調整・情報交換等を行う場所として、医療救護活動拠点を災対健康部に設置できるよう体制を整備します。
 - イ 薬事コーディネーターが災害薬事に関する調整・情報交換等を行う場所として、災害薬事センターを災対健康部に設置できるよう体制を整備します。
 - ウ 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、医療救

護活動拠点および災害薬事センターを立ち上げます。震度5強以下の地震が発生した場合には、必要に応じて設置します。

エ 区内6か所の保健相談所を医療救護活動拠点の補助機関として位置付けます。

オ 医療救護活動拠点では、区医療コーディネーターを中心に、災対健康部職員および派遣医療チーム等が活動します。

カ 災対健康部職員は、チャットツール（LINE WORKS）や広域災害救急医療情報システム（EMIS）（※）等を活用し、災害時医療機関、医療救護所および協定団体等の稼働状況等を収集・集約する情報連絡体制を整備します。

※ EMIS (Emergency Medical Information System)とは、災害発生時に、被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステムです。

キ 区西北部地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等と情報連絡を行う際の通信手段として、衛星携帯電話を医療救護活動拠点に配備しています。

【災害医療コーディネーターおよび災害薬事コーディネーター】

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、東京都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
区西北部地域災害医療コーディネーター	区西北部医療圏域（豊島区・板橋区・北区・練馬区）の医療救護活動を統括・調整するため、東京都が指定する医師
練馬区災害医療コーディネーター	練馬区内の医療救護活動等を統括・調整するため、練馬区に対して医学的助言を行う練馬区が指定する医師 ・練馬区医師会会長が推薦する医師 ・順天堂大学医学部附属練馬病院長が推薦する医師 ・公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院管理者が推薦する医師 ・練馬区保健所長
練馬区災害薬事コーディネーター	薬事の観点から練馬区災害医療コーディネーターをサポートし、医療救護活動を円滑に行うため、練馬区が指定する薬剤師

II 防災本編

第2章 医療救護等対策

(2) 医療救護活動等の確保

① 医療救護所の指定

避難拠点のうち、あらかじめ10校を医療救護所として指定しています。医療救護所では、来所する傷病者のトリアージを行い、重症者・中等症者を災害拠点病院または災害拠点連携医療機関に搬送するとともに、軽症者に対する応急処置を行います。

(令和5年4月1日現在)

	区指定医療救護所	所在地
1	旭丘中学校	旭丘二丁目40番1号
2	開進第三中学校	桜台三丁目28番1号
3	貫井中学校	貫井二丁目14番13号
4	練馬東中学校	春日町二丁目14番22号
5	光が丘秋の陽小学校	光が丘二丁目1番1号
6	石神井東中学校	高野台一丁目8番34号
7	谷原中学校	谷原四丁目10番5号
8	大泉南小学校	東大泉六丁目28番1号
9	大泉西中学校	西大泉三丁目19番27号
10	石神井西中学校	関町南三丁目10番3号

② 医療救護班等の確保

区は、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会、練馬区柔道整復師会（以下「四師会」という。）と協定を締結し、四師会の協力のもとに医療救護所で活動する医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班（以下「医療救護班等」という。）を編成します。

③ 医療救護体制の整備

避難拠点要員および医療救護班等は、避難拠点運営連絡会と協議し、医療救護活動の場所を選定し、活動体制を整えます。

④ 医療救護所医療従事スタッフの確保

区は、医療救護所の業務に従事する看護師または准看護師を医療従事スタッフとして登録します。医療従事スタッフは、災害発生時に登録時に指定された医療救護所に参集し、医療救護活動に従事します。

(3) 医薬品・医療資器材の確保

① 関係機関との連携・協力体制の整備

区は、練馬区薬剤師会や練馬薬業協同組合、卸売販売業者と協定を締結しています。医薬品等の調達方法（卸売販売業者等への発注方法等）について、あらかじめ具体的に練馬区薬剤師会等と協議します。

② 医薬品および医療資器材等の備蓄

区は、四師会と協議のうえ、医療救護所で使用する医薬品等を備蓄するよう努めます。

なお、備蓄量は、医療救護所の役割に基づき、発災から3日間で必要な量を目安とします。

(4) 搬送体制の確保

① 患者搬送団体との連携・協力体制の整備

区は、民間救急事業者や介護タクシー事業者等（以下「患者搬送団体」という。）と協定を締結しています。

搬送要請の方法について、あらかじめ具体的に患者搬送団体と協議します。

② 緊急通行車両の事前届出

区は、協定に基づき、患者搬送団体の車両について、東京都公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行い、災害時における搬送体制を整備します。

【資料編 資料17-001～17-019 参照】

(5) 練馬区災害時医療救護体制の検討

発災直後の医療救援活動から急性期、さらには避難生活が長期化した慢性期における対応など、区の医療救護体制にはさまざまな場面が想定されます。

近年多発している大規模災害や感染症等に対する医療救護活動の課題を解決するため、練馬区災害医療運営連絡会において、関係機関と連携しながら、医療体制のあり方について、検討を重ねていきます。

応 急 対 策

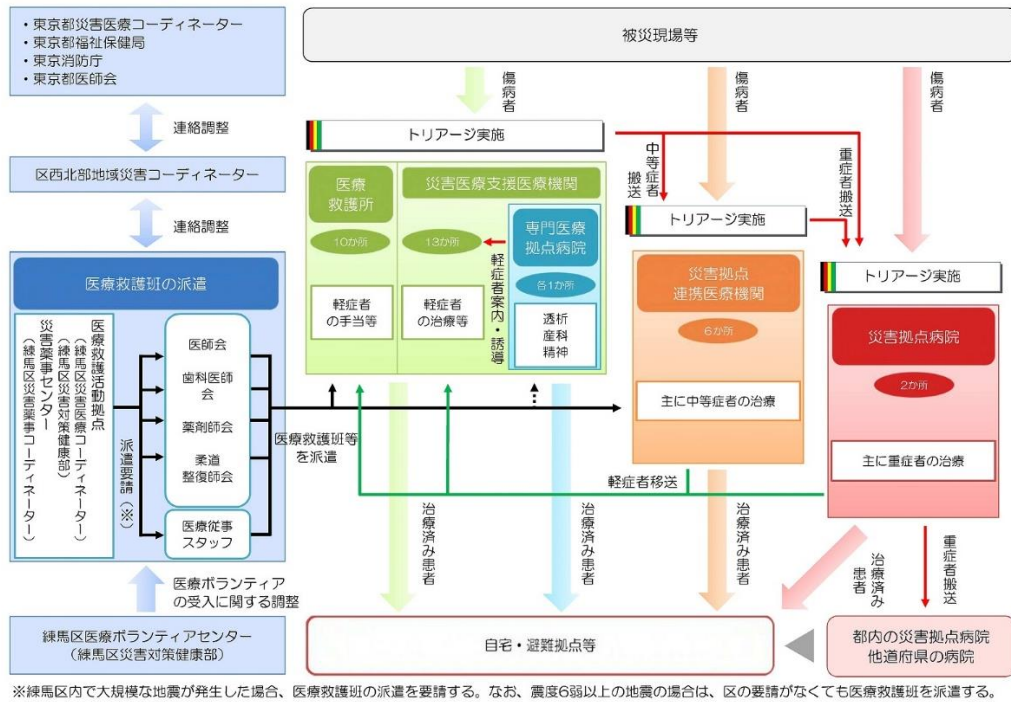
第2款 医療救護活動【災対健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

1 医療救護活動におけるフェーズ区分

区 分		想定される状況	主な活動内容
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	① 被害情報の収集・集約 ② 避難拠点要員の参集 ③ 医療救護所の設置・運営
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況	① 医療救護所の運営 ② 医薬品の供給 ③ 医療救護活動拠点の設置 ④ 派遣医療チーム等の受入れ
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	① 医療救護所の運営体制の見直し ② 避難拠点等における巡回診療・定点診療
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域の医療機関、ライフライン機能および交通機関等が徐々に回復している状況	
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	健康相談等の実施
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況	

2 医療救護活動

(1) 医療救護体制図



II 防災本編

第2章 医療救護等対策

④ 重症者の広域搬送

災害拠点病院は、受入能力を超える多くの重症者等が搬送された場合、区西北部地域災害医療コーディネーターを通じて、日本DMAT等の派遣を要請します。その他、被災地外の災害拠点病院への搬送を要請します。

⑤ 災害医療支援医療機関の活動

災害医療支援医療機関は、トリアージを行い、軽症者の応急処置を行います。重傷者・中等症者は、災害拠点病院や災害拠点連携医療機関へ搬送します。

⑥ 専門医療拠点病院の活動

専門的な応急処置が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）は専門医療拠点病院で対応します。

⑦ 地域の診療所の開設

被災を免れた診療所は、可能な限り開設し、通常の診療や軽症者の応急処置に努めます。

⑧ 区医療コーディネーターの活動

上記②から⑦までの医療救護活動が円滑になされるよう、医療救護活動拠点に参集し、区内の医療救護活動等について医学的助言を行います。また、東京都や他自治体の医療救護活動と調整を図るため、区西北部地域災害医療コーディネーターと情報交換を行います。

【災害時医療機関】

名称	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害拠点連携医療機関	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う医療機関 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。

災害医療支援医療機関		主に軽症者の応急処置を行う医療機関 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。
	専門医療拠点病院	専門医療が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）への対応等を行う医療機関

【災害時医療機関（24医療機関）】

区分	No.	医療機関名	対応区分
災害拠点病院	1	順天堂練馬病院（高野台三丁目1番10号）	主に重症者
	2	練馬光が丘病院（光が丘二丁目5番1号）	
災害拠点連携医療機関	1	練馬総合病院（旭丘一丁目24番1号）	主に中等症者
	2	浩生会スズキ病院（栄町7番1号）	
	3	大泉生協病院（東大泉六丁目3番3号）	
	4	川満外科（東大泉六丁目34番46号）	
	5	田中脳神経外科病院（関町南三丁目9番23号）	
	6	辻内科循環器科歯科クリニック（大泉学園町八丁目24番25号）	
災害医療支援医療機関	1	島村記念病院（関町北二丁目4番1号）	主に軽症者
	2	東大泉病院（東大泉七丁目36番10号）	
	3	関町病院（関町北一丁目6番19号）	
	4	練馬さくら病院（北町三丁目7番19号）	
	5	慈雲堂病院（関町南四丁目14番53号）	
	6	陽和病院（大泉町二丁目17番1号）	
	7	豊島園大腸肛門科（春日町四丁目6番14号）	
	8	阿部クリニック（桜台二丁目1番7号）	
	9	練馬駅リハビリテーション病院（練馬一丁目17番1号）	
	10	ねりま健育会病院（大泉学園町七丁目3番28号）	
	11	桜台病院（豊玉南一丁目20番15号）	
	12	練馬高野台病院（高野台三丁目8番8号）	
	13	練馬志匠会病院（土支田一丁目13番20号）	

区分	No.	医療機関名	対応区分
専門 医療 拠点 病院	1	久保田産婦人科病院（東大泉三丁目29番10号）	妊産婦
	2	大泉病院（大泉学園町六丁目9番1号）	精神疾患患者
	3	東海病院（中村北二丁目10番11号）	透析患者

(3) 医療救護所の設置および運営

- ① 練馬区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、避難拠点の緊急初動要員が自動参集し、医療救護所の開設準備を行います。
- ② 四師会から医療救護所に派遣された医療救護班等は、医療救護所を開設後、医療救護活動（本-23ページ「医療救護班等の主な活動内容」参照）を実施します。
- ③ 医療救護所における医療救護活動期間は、原則として発災から72時間とします。なお、発災から72時間以降（本-26ページ「巡回診療・定点診療」参照）については、状況に応じて医療救護班等は、避難拠点等の巡回を行います。
- ④ 医療救護所の責任者は、医療救護所が設置される避難拠点の班長とします。医療救護所の運営および医療救護班等の活動における支援などの業務は、災対健康部が担います。
なお、医療救護所におけるトリアージの実施および応急処置については医療救護班等があたります。
- ⑤ 医療救護所が設置される避難拠点の班長は、必要に応じて、災対健康部に東京都医療救護班等の応援や医薬品・医療用資器材の供給を要請します。

(4) 医療救護班等の編成

① 医療救護班等の派遣

四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動を実施します。また、医師会は医療救護班を災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に派遣し、来所する傷病者に対し中等症者の治療にあたる機能を確保するため、トリアージ等の活動を実施します。

区は、練馬区内で震度5強以下の地震が発生し、医療救護活動を実施する必要性が生じた場合は、四師会に対し、医療救護班等の派遣を要請します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区の要請の有無に関わらず、四師会が医療救護班等を派遣します。

② 医療救護班等の主な活動内容

区 分	活 動 内 容
医 療 救 護 班	ア トリアージ イ 傷病者の応急処置 ウ 死亡の確認（状況に応じて、遺体の検案）
歯科医療救護班	ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 イ トリアージ ウ 医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導 エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬 剤 師 班	ア 医療救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導 イ 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理等
柔道整復師班	ア 負傷者に対する応急手当 イ 負傷者に対する応急手当の必要な衛生材料等の提供

(5) 医療情報の収集と伝達

次の要領で医療情報の収集および伝達を行います。

① 医療情報の収集と医療救護方針の策定

ア 災対健康部は、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等から、チャットツール（LINE WORKS）、防災無線や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して情報を収集・集約し、人的被害および医療機関の被害状況や活動状況を把握します。

イ 医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部は、あらかじめ区で定めた様式を用いて被害状況等を災対健康部に報告します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部は、発災後6時間以内に災対健康部に被害状況等を報告します。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、災対健康部からの要請に基づき報告を行います。

第一報後の報告については、状況が変わり次第、随時災対健康部へ報告することとし、必要に応じて災対健康部からも情報収集に関する連絡を関係機関に行います。

ウ 各関係機関からの情報収集後、地域別被災状況、医療機関の被害・活動状況を勘案し、区医療コーディネーターの助言を踏まえ、医療救護方針を定めます。

Ⅱ 防災本編

第2章 医療救護等対策

② 医療情報の共有化と医療救護方針の伝達

ア 災対健康部は、収集した医療情報および医療救護方針を災対本部に報告するとともに、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等の関係機関に伝達します。

イ 区医療コーディネーターは、収集した医療情報および医療救護方針を区西北部地域災害医療コーディネーターに伝達し、必要に応じて派遣医療チーム等の要請や傷病者の收容先・搬送などについて調整します。

③ 広域における医療情報の収集

区西北部保健医療圏および東京都における医療情報等については、区西北部地域災害医療コーディネーターから必要に応じて収集します。

(6) 傷病者の搬送

① 医療救護所において、災害時医療機関に收容する必要がある者が発生した場合、災害時医療機関の被災状況、活動状況、收容可能数および区内の交通状況を把握し、医療救護活動拠点で患者受入調整を行います。その後、災害時の協定に基づき、患者搬送団体へ要請し、災害時医療機関へ搬送します。

② 区内の災害時医療機関だけでは対応できない場合は、区西北部地域災害医療コーディネーターへ被災地外への医療機関への搬送を要請します。

(7) 医薬品等の備蓄と調達

① 医薬品等の備蓄

区は、医療救護所等において傷病者の医療救護を行う際に必要となる医薬品および医療用資器材を医療救護所に備蓄します。

② 不足医薬品等に関する情報連絡

備蓄医薬品等が不足した場合は、医療救護所から災対健康部に対して連絡します。

医療救護所からの連絡を受け、災対健康部で活動している区医療コーディネーターおよび災害薬事コーディネーターが協議し、不足医薬品等について、災対健康部に助言します。

③ 不足医薬品等の調達

災対健康部は、医薬品等の供給協力に関する協定を締結している卸売販売業者7社に対して不足医薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた卸売販売業者は医療救護所へ不足医薬品等を直接納品します。

これらから医薬品等が確保できない場合には、協定に基づき、練馬区薬剤師会および練馬区薬業共同組合に対して不足薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた薬剤師会および薬業協同組合は医療救護所へ不足医薬品等を直接納品します。

これらの手段で医薬品等を十分に確保できない場合には、東京都に対して不足医薬品等の供給を要請します。東京都から供給要請を受けた卸売販売業者は医療救護所へ不足医薬品を直接納品します。

3 専門医療の対応

(1) 専門医療拠点病院

専門医療を応急に必要とする患者への後方支援を行う病院として次のとおり専門医療拠点病院を指定しています。

専門医療 拠点病院	1	久保田産婦人科病院	産科
	2	大泉病院	精神科
	3	東海病院	透析

(2) 助産救護

医療機関の被災または対応態勢によって、かかりつけ医における分娩等が不可能となった場合、医師会と連携し、妊産婦の受入を調整します。

(3) 精神疾患患者への対応

保健相談所による平常時からの地区活動の中で、災害時に病状の急激な悪化や自助が困難と思われる精神疾患患者を把握します。さらに、かかりつけ医による治療が受けられない場合は、医師会と連携して患者の受入を調整します。また、医療機関等関係機関と連携し病状の悪化予防とその対応に努めます。

(4) 人工呼吸器使用者への対応

人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」に基づき、個別支援計画を作成しています。対象者には、「人工呼吸器使用者充電優先証」を配付し、避難拠点において優先的に電源を使用できる体制を構築しています。また、医療機関等の関係機関と連携し、救護の体制整備等に努めます。

(5) 人工透析患者への対応

区は、「災害時における透析医療確保に関する行動指針」に基づき活動します。

- ① 日本透析医会災害時情報ネットワーク等により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関および患者からの問い合わせに対し情報を提供します。
- ② 透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料等の供給および患者搬送について関係機関と調整します。
- ③ 透析患者がかかりつけ医における治療が受けられない場合、医師会、透析医療機関と連携し、患者の受入を調整します。
- ④ 区内の透析医療機関等において患者の受入が難しい場合、区

II 防災本編

第2章 医療救護等対策

コーディネーターは、区西北部地域災害医療コーディネーターを通じて患者の区外での受入先医療機関の確保を要請します。

【透析医療機関（11医療機関）】

No.	医療機関名
1	高松医院（高松六丁目4番23号）
2	練馬中央診療所（豊玉北五丁目32番8号）
3	腎クリニック高野台（高野台一丁目3番7号）
4	練馬桜台クリニック（豊玉北四丁目11番9号）
5	優人クリニック（田柄二丁目52番10号）
6	練馬高野台クリニック（高野台一丁目8番15号）
7	優人大泉学園クリニック（東大泉一丁目28番7号）
8	大泉学園クリニック（東大泉五丁目40番24号）
9	武蔵野総合クリニック練馬（練馬一丁目26番1号）
10	優人上石神井クリニック（上石神井一丁目13番13号）
11	石神井公園じんクリニック（石神井町七丁目2番5号）

4 受援体制の構築

- (1) 区内の医療救護体制だけでは十分に人的被害に対応できない場合、区コーディネーターは区西北部地域災害医療コーディネーターに対して日本DMATや東京都医療救護班等の派遣を要請します。また、災対健康部は、災害時における相互援助に関する協定を締結している自治体からの派遣医療チームの受入および派遣について調整します。
- (2) 区に派遣された医療チームの派遣先の調整については、区コーディネーターの助言を踏まえ、災対健康部が行います。
- (3) 派遣医療チーム等の医療支援に関する調整・情報交換等は、医療救護活動拠点（補助機関の保健相談所を含む。）において行います。
- (4) 災対健康部は、区役所内に（仮称）医療ボランティアセンターを設置します。医療ボランティアセンターでは、災対健康部が医療ボランティア（区内在住の医師・看護師等）の受付・登録を行い、区コーディネーターと調整のうえ、医療救護所および避難拠点等に医療ボランティアを派遣します。

5 巡回診療・定点診療

急性期以降、災対健康部巡回訪問班による避難拠点における健康相

談実施後、必要に応じて医療救護班等を避難拠点に派遣し、巡回診療を行います。

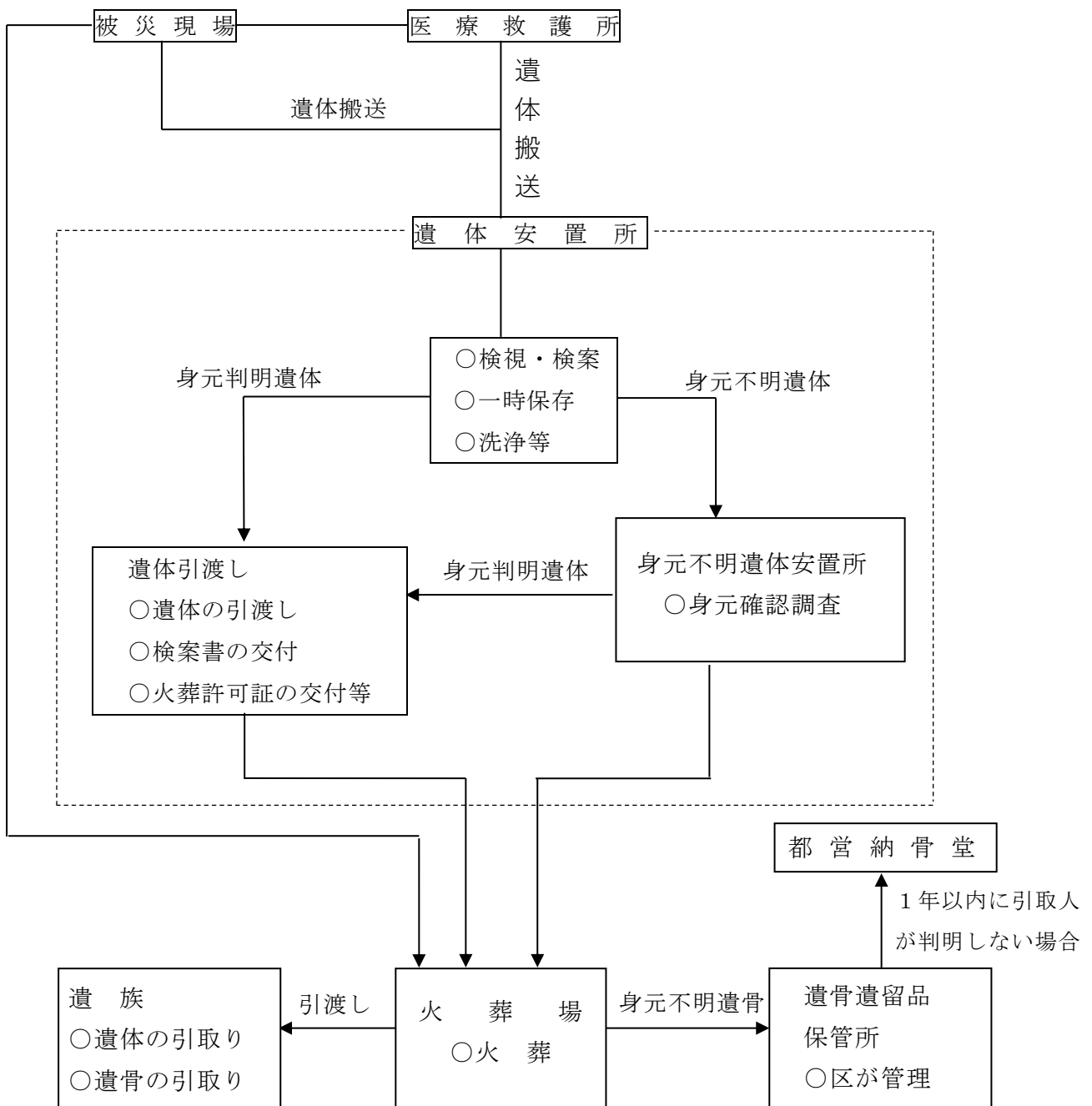
また、被災者の状況に応じて、巡回診療のほかに定点診療を行います。

第2節 遺体の取扱い

遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱います。

応 急 対 策

第1款 遺体の取扱いの流れ【統括部、警察署、災対区民部、災対福祉部、災対地域文化部】



第2款 遺体の搜索および搬送【統括部、警視庁、東京都保健医療局】

1 遺体の搜索

東京都、警視庁、その他関係機関との協力、またはボランティアの活用等の方法により、遺体の搜索を行います。

搜索の期間は、救助法に基づき災害発生の日から10日以内とします。災害発生の日から11日以上経過してもなお搜索する必要がある場合は、下記の事項を明らかにして、期間内（10日以内）に都知事に期間延長を申請します。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を要する地域
- ③ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）
- ④ その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）

2 書類の作成・保存

区が支出した費用の国庫負担を申請する際に必要な書類を作成します。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 遺体搜索状況記録簿
- ④ 遺体搜索用関係支出証拠書類

3 遺体の搬送

統括部は、遺族等による搬送が困難な遺体を発見したときは、区民防災組織との協力、ボランティアの活用等の方法により、遺体を遺体安置所へ搬送します。

状況に応じて、東京都および関係機関への協力依頼等を行います。搬送に際しては、協定団体から車両の提供等を受けます。

遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、確認します。

〔資料編 資料24-005、資料24-006 参照〕

第3款 遺体の安置【統括部、災対区民部、災対地域文化部、警察署、東京都保健医療局】

1 遺体安置所の設営

遺体安置所は災対本部が設置し、設置について東京都および警視庁（各警察署）へ報告するとともに、区民等へ周知します。状況に応じて、東京都および関係機関に応援を要請します。

遺体安置所には管理責任者を配置し、東京都や関係機関との連絡調整を行うとともに、東京都および警視庁（各警察署）と連携して検視・検案業務等を集中的に、迅速かつ適切に実施できるよう遺体安置所の配置区分、業務の体制整備等を決定します。また、遺体の腐敗防止に努めます。

検視・検案は、遺体安置所において行います。ただし、遺体の搬送が困難である等の理由により、遺体安置所以外において検視・検案活動を行う必要が生じた場合には、災害医療機関など死亡確認現場においても行います。

なお、検視・検案や遺体の取扱いに関連する各種活動の実施にあたっては、「災害時における遺体の取扱いに関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）」（平成29年8月 東京都）に基づき実施します。

検視【警視庁】

検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。警視庁が検視班を遺体安置所に派遣して行います。

検案【東京都】

監察医が死亡原因を調べること。東京都保健医療局が監察医等を遺体安置所に派遣して行います。

2 設営場所

遺体安置所は、死者が少数の場合は既存の葬祭施設を利用します。死者が多数に及んだ場合は、下表の区立体育館の主競技場（アリーナ）を利用します。ただし、検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体安置所の配置区分、業務の体制整備等を決定します。

体育館等名称	所在地	延床面積 (主競技場)
中村南スポーツ交流センター	中村南一丁目2番32号	約953㎡
平和台体育館	平和台二丁目12番5号	約977㎡
上石神井体育館	上石神井一丁目32番37号	約952㎡
大泉学園町体育館	大泉学園町五丁目14番24号	約1,008㎡
桜台体育館（予備）	桜台三丁目28番1号	約520㎡

3 情報提供

大規模災害に伴う死者に関する広報について、東京都および警察署と連携して、遺体安置所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設など、区民等への情報提供を実施します。

4 遺体安置所の運営

遺体の処置期間は、救助法に基づき災害発生の日から10日以内とします。災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処置する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事に期限延長を申請します。

(1) 次の書類を作成し、保存します。

遺体処理票、遺留品処理票、遺体処理費支出関係証拠書類

(2) 区の対応能力だけでは不十分なときは、東京都および関係機関に応援を要請します。遺体の身元を確認し、遺体処理票および遺留品処理票を作成して納棺し、氏名および番号を記載した氏名札を棺に貼付します。

(3) 時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に身元確認を実施します。また、行方不明者を探す家族に対する広報を関係機関と連携して行います。

(4) 身元判明遺体を遺族に引き渡します。または、火葬後に遺族に引き渡します。

遺体の引渡業務は、原則として警視庁（各警察署）および災対本部が協力して行います。職員が遺体の引渡業務に従事する場合、警視庁「遺体引渡班」の指示に従います。

(5) 災対区民部は、死亡届の受理、火葬許可証等の発行等を行います。

(6) 通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理をするため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行します。

第4款 火葬【統括部、災対区民部】

統括部は、次の要領で遺体を火葬します。

1 火葬の要件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害時に死亡した者であること。② 災害による混乱の為、遺族が通常の火葬を行うことが困難であること。 |
|--|

2 火葬の実施

救助法に基づき、災害発生の日から10日以内に完了します。延長する場合は、期間内（10日以内）に都知事への期間延長を申請します。

- (1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて東京都に広域火葬の応援・協力を要請します。区民に都内全域が広域火葬体制にあることを周知します。
- (2) 東京都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認します。遺体の搬送に必要な車両を確保します。場合により、東京都に対して遺体搬送手段の確保を要請します。
- (3) 遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路で速やかに搬送します。

復旧・復興対策

第5款 災害復旧段階の火葬【統括部、災対区民部、警視庁】

1 身元不明遺体

- (1) 警視庁（身元確認班）は、概ね2日間身元確認調査をしても身元が判明しなかった場合は、所持金品とともに遺体を災対本部へ引き継ぎます。ただし、身元確認調査はその後も引き続き行い、身元が判明したときは速やかに災対本部へ通知します。
- (2) 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬します。
- (3) 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管します。
- (4) 身元不明遺体の遺骨は遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管します。

2 埋葬に関する書類

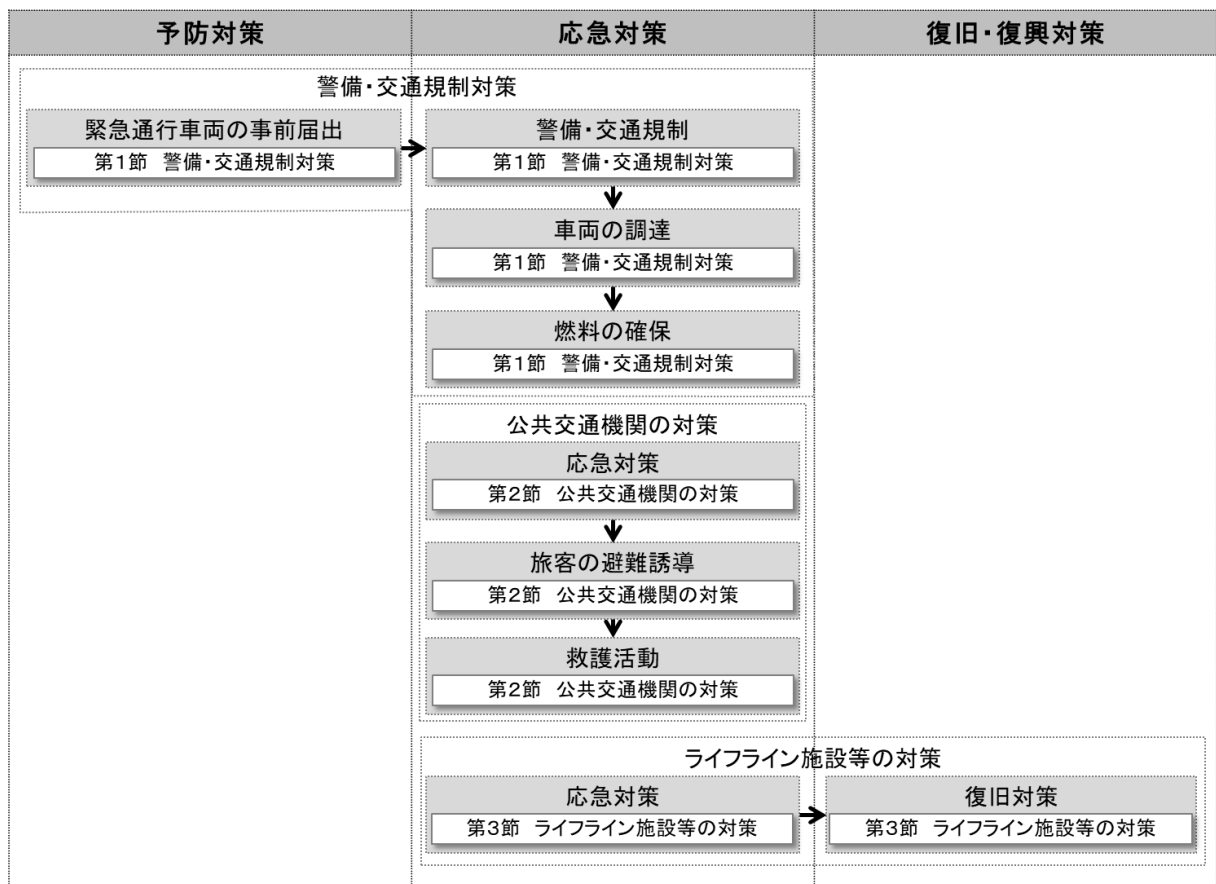
災対区民部は、埋葬台帳、埋葬費支出関係証拠書類を作成、整理します。

第3章 交通およびライフラインの確保

災害時に、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行うためには、交通対策を迅速かつ的確に実施する必要があります。また、発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するために、道路・交通・ライフライン等の確保に努める必要があります。

本章では、道路交通や公共交通機関の応急対策、ライフラインの初動対策および復旧対策等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第3章 交通およびライフラインの確保			
第1節 警備・交通規制対策			
第2節 公共交通機関の対策			
第3節 ライフライン施設等の対策			

■: 多くの記載があるもの □: 記載があるもの ○: 記載がないもの

第1節 警備・交通規制対策

発災時における、区民の生命・財産の保護および各種犯罪の予防、取締り、ならびに交通秩序の維持を行い、被災地域における治安の万全を期します。

予 防 対 策

第1款 緊急通行車両の事前届出【警察署】

1 緊急通行車両の概要

大規模災害が発生した場合、災対法に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止されます。所定の手続きを経て標章が交付された、災害応急対策等に従事する車両は、標章を掲示することで規制区間を通行することができます。

緊急通行車両は、次のとおり定められています（災対法施行令第32条の2）。

- ・ 道路交通法の緊急自動車（消防用自動車、緊急用自動車など）（道路交通法第39条第1項）
- ・ 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両

2 緊急通行車両の事前手続き

(1) 事前交付の概要

災害応急対策活動を円滑にするため、緊急通行車両として使用される車両については、東京都公安委員会に対し事前に届け出ておくことで、標章及び緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けることができます（災対法施行令第33条）。

(2) 事前交付制度の対象車両

事前交付制度の対象車両は、地域防災計画等に基づき、災対法に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両であって、地方公共団体等が自ら保有する車両、もしくは協定等により常時地方公共団体等の活動のために使用される車両、または災害発生時に他の機関等から調達することになっている車両が対象となります。

- ① 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長

その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両または災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

3 車両番号の制限

緊急通行車両等事前届出の申請は、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会または都道府県知事が受領することとされています。

なお、東京都公安委員会（警視庁）においては、原則として車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署が申請窓口になります。

- (1) 都内ナンバー（都内の区市町村ナンバーの原付二種を含む。）であることが必要です。
- (2) 車両の使用の本拠の位置（車庫証明書を取得している場所）が都内であることが必要です。
- (3) 他県ナンバーである場合は、それぞれの道府県公安委員会へ申請する必要があります。

4 受理の権限

緊急通行車両等の事前届出は、東京都公安委員会（警視庁）のほか、都知事（財務局、交通局、水道局、下水道局、東京消防庁が窓口）にも受理権限があり、緊急通行車両等事前届出済証の交付区分は次のとおりです。

- 都知事が交付する車両
 - ・ 東京都が保有する車両
 - ・ 東京都が調達する車両
 - ・ 東京都との契約・委託等により災害応急対策等を行う民間車両
※23区内の消防団は東京消防庁が窓口
- 東京都公安委員会（警視庁）
 - ・ 上記以外の車両

5 緊急通行車両等の種類

- (1) 災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (2) 道路交通法第39条に規定する緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- (3) 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- (4) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するための使用中の車両

II 防災本編

第3章 交通およびライフラインの確保

- (5) 患者等搬送車両（特別な構造または装置があるものに限る。）
- (6) 建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両
- (7) 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車または原動機付自転車
- (8) 災害応急対策に従事する者が参集または当該目的のために使用中の自転車
- (9) 緊急の手当を要する負傷者または病院の搬送のための使用中の車両
- (10) 歩行が困難な者または介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- (11) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- (12) 災害対策に従事する自衛隊、米軍および外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- (13) 交通対策本部長または警察署長が必要と認めた車両

応 急 対 策

第2款 警備活動【警察署】

警察は、警視庁管内に大震災（震度6弱以上の地震（以下この章において「大地震」という。）により、多数の人的被害が生じた災害をいう。）が発生した場合、現場警備本部を設置し、次の警備活動を行います。

- (1) 被害実態の把握および各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 被災者の避難誘導
- (5) 行方不明者の捜索および調査
- (6) 死体の調査等および検視
- (7) 公共の安全と秩序の維持

第3款 交通規制【警察署】

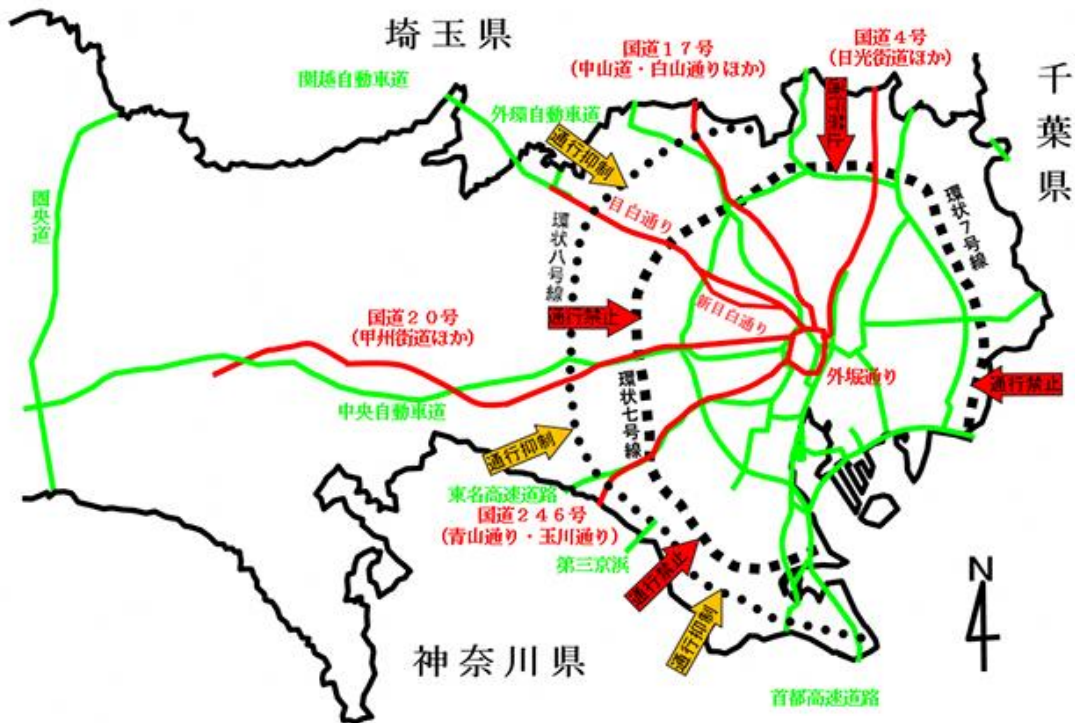
1 第一次交通規制（道路交通法）

大地震が発生した場合は、速やかに次の第一次交通規制を実施します。

- (1) 環状7号線における都心方向への流入禁止
環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止します。
- (2) 環状8号線における都心方向への流入抑制
環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制します。
- (3) 緊急自動車専用路における通行禁止
「目白通り（九段下～三軒寺）」を緊急自動車および道路点検車

等（以下「緊急自動車等」という。）以外の車両の通行を禁止する緊急自動車専用路に指定し、緊急自動車以外の車両の通行を禁止します。

- (4) 被害状況等に応じて、上記(1)～(3)までの交通規制を拡大・縮小、または別の路線を指定して交通規制を実施します。



凡 例			
環状七号線	■ ■ ■ ■	環状八号線	● ● ● ● ● ●
緊急自動車専用路	—	国道4号、国道17号(白山通りほか)、 国道20号、国道246号、 目白通り・新目白通り、外堀通り	
	—	高速自動車国道・首都高速道路等	

※ 警視庁ホームページより引用

Ⅱ 防災本編

第3章 交通およびライフラインの確保

2 第二次交通規制（災対法）

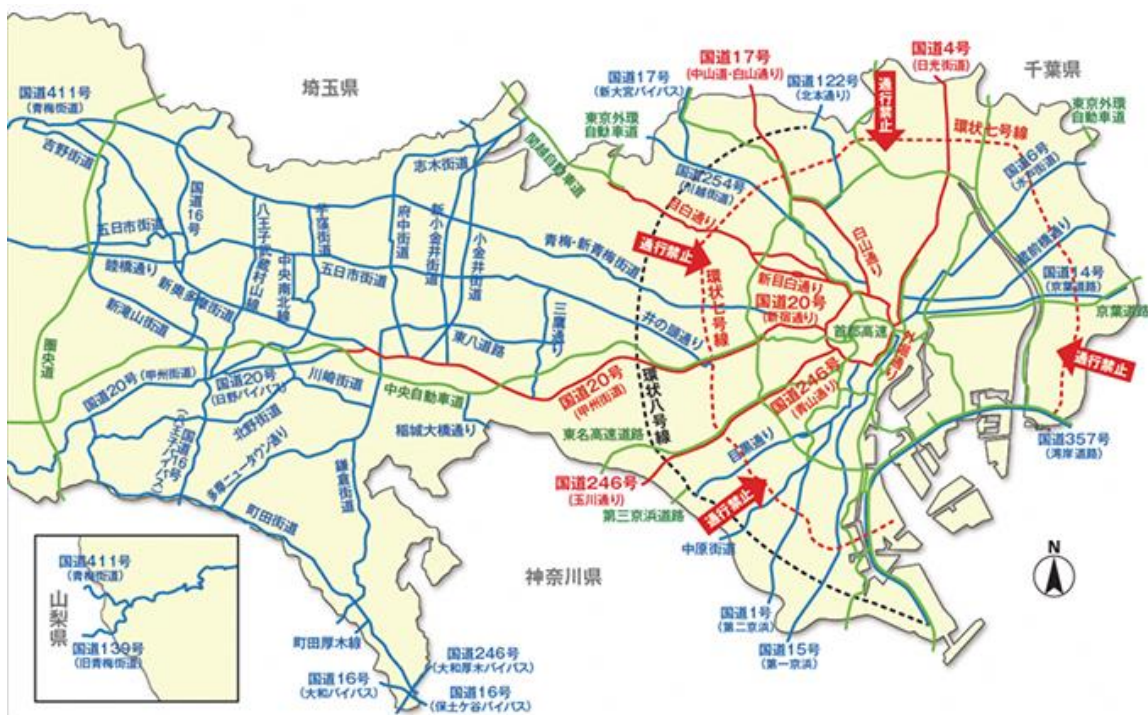
被害状況等に応じて、第一次交通規制から第二次交通規制に移行します。

(1) 被害状況等に応じた交通規制

原則として第一次交通規制の(1)から(4)を継続しますが、規制範囲を拡大・縮小します。

(2) 緊急交通路の指定

緊急自動車専用路（目白通り）を緊急交通路に指定するとともに、被害状況等に応じて、「青梅・新青梅街道（新宿大ガード西～田無本町1～北原、瑞穂松原～都県境、北原～瑞穂松原）」、「国道254号（川越街道）（本郷3～東埼橋）」を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止します。



凡		例	
環状七号線	■■■■■	環状八号線	●●●●●
緊急交通路	■■■■■	優先して指定する路線 (国道4号・国道17号(白山通りほか)・国道20号 ・国道246号・目白通り、新目白通り・外堀通り)	
	■■■■■	優先して指定する路線 (高速自動車国道・首都高速道路等)	
	■■■■■	被害状況により指定する路線	

※ 警視庁ホームページより引用

3 緊急交通路の確保

- (1) 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビおよび現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によります。また、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察および東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等によって行われます。
- (2) 都県境、国道16号線、環状7号線および緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保を行います。規制要員は、制服警察官を中心に編成されますが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、日頃から民間の協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮します。
- (3) 避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線が指定されます。

第4款 車両の調達と緊急輸送等【災対総務部】

1 車両の確保

災対総務部は、次の要領で車両を調達し緊急輸送にあたります。

庁有車で不足するときは、協定団体等から調達します。 それでも不足するときは、東京都（財務局）に調達斡旋を要請します。

〔資料編 資料12-003 参照〕

第5款 緊急通行車両の確認制度【災対総務部、警察署】

1 緊急通行車両等の確認

- (1) 区有車両のうち緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けているものは、発災後これを警視庁本部（交通規制課）、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署または緊急交通路上の交通検問所のいずれかへ提出して「標章」および「緊急通行（輸送）車両確認証明書」の交付を受けます。
- (2) 区が保有・調達する車両で災対法等の要件を満たすものは、緊急通行（輸送）車両確認申出書や自動車検査証等を提出し、書類審査を受けて「標章」および「緊急通行（輸送）車両確認証明書」の交付を受けます。
- (3) 発災前に緊急通行（輸送）車両確認申出済みの車両は、既に交付された「標章」および「緊急通行（輸送）車両確認証明書」を掲示して緊急交通路を通行します。
- (4) 車両用燃料は協定団体所属の給油所で、優先供給を受けます。こ

の給油所では、避難拠点等で使用する燃料の優先供給も行います。

【資料編 資料13-001 参照】

2 交通規制除外車両

震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、東京都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外します。

3 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプターおよび現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集および東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努めます。

4 交通規制の実行性を確保する手段・手法

警察署が交通規制の実行性を確保するにあたっての手段・手法は、次のとおりです。

(1) 主要交差点への規制要員の配置

緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。

(2) 特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用

道府県公安委員会から特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

(3) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平常時から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。

(4) 装備資器（機）材等の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

(5) 交通管制システム等の効果的な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

第6款 車両用燃料等の確保と供給【統括部、東京都総務局】

東京都は、石油連盟（製造・卸業）および東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を締結し、対策を進めています。区においては、東京都石油業協同組合板橋練馬支部と「災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書」を締結し、燃料供給等について定めています。

協定の実効性を高めるため、平常時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたり実効性のある体制を構築します。

第2節 公共交通機関の対策

輸送手段の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行います。

応 急 対 策

第1款 活動態勢【各公共交通機関】

1 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客および鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置します。

2 通信連絡

災害時の情報収集、伝達、応急措置の指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用し、必要に応じて無線等を利用します。

第2款 災害発生時の応急対策【各公共交通機関】

各公共交通機関は、初動期に列車および旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施します。

東京都（交通局）

1 運転規制

- (1) 震度4の場合は、25km/h以下の徐行運転を行い、震度に応じた点検等を行います。
- (2) 震度5弱以上の場合は、運転を中止し、震度に応じた点検等を行います。

2 乗務員の対応

- (1) 駅に停車中の時は、出発を見合わせて駅長の指示を受ける。
- (2) 走行中の時は、前途に支障の有無に注意して、速度を節制のうえ、次駅まで走行することに努める。
- (3) やむを得ず駅間に停止の際は、状況判断し旅客の安全確保に努める。
- (4) 車内放送により、乗客の動揺防止および車外脱出の防止を行い、安全確保に努めるとともに、負傷者がいる場合は救護を行う。

3 その他の措置

地震による運転規制が実施された場合には、関係各所（駅、保守区等）は、あらかじめ指定した箇所を点検し、速やかに運輸指令に点検結果を報告します。

西武鉄道（株）

1 運転規制

- (1) 震度4のときは、直ちに一旦停止後、55km/h以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転をします。
- (2) 震度5弱のときは、直ちに一旦停止後、25km/h以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転をします。
- (3) 震度5強以上のときは、直ちに一旦停止後、点検が終了するまで運転を中止します。

2 乗務員の対応

- (1) 列車の運転が危険と判断した場合または停止指令があった場合、列車を安全な箇所に停止させる。
- (2) 停止した箇所が橋梁で危険の恐れがあるときは、進路の安全を確かめ列車を移動させる。この場合、運転司令に状況を報告し、指示を受ける。

3 その他の措置

駅長は、構内を巡視し異状の有無を運転司令に報告します。電気所長および保線所長は巡回点検し異状の有無を電気司令長および施設司令長に報告します。電気司令長は、必要に応じて一時送電中止の処置をとります。

東武鉄道（株）

1 運転規制

- (1) 震度4の場合は、全列車一旦停止後、25km/h以下の注意運転をします。
- (2) 震度5の場合は、全列車一旦停止、安全確認まで運転見合せにします。

2 乗務員の対応

- (1) 速やかに安全な箇所に停止し異状の有無を確認する。
- (2) 異状が認められないときで、指令が震度4と判断したときは、25km/h以下で注意運転を行い、震度5以上と判断したときは、運転を見合

せる。

- (3) 次駅駅長に異状の有無を通告する。
- (4) 車内放送等により乗客の不安除去に努め、混乱防止を図る。
- (5) 車内に負傷者が発生した場合は、駅長の協力を得る等して救出救護等臨機の処置をとる。

3 その他の措置

運転指令は、震度や被害および列車運行の把握に努め適切な指令を行います。電気指令は、必要により送電中止等適切な処置をします。

駅長は運転を見合せ運転指令に報告し、構内を点検します。

工務電気関係管理所長は、要注意箇所の点検を行います。震度5以上と認めたときは、至急巡回点検を行います。

東京地下鉄（株）

1 運転規制

地震警報装置または早期地震警報装置に震度4以上の表示があった場合は、運転規制を実施します。

震度4（第2地震警報）

- ・ 先発列車のあった駅まで注意運転

震度5弱以上（第1地震警報）

- ・ 運転見合せ

2 乗務員の対応

- (1) 列車を緊急停止させた後、状況を総合指令所に報告し指示を受ける。
- (2) 停止した箇所が橋梁で危険の恐れがあるときは、進路の安全を確かめ列車を移動させる。この場合、総合指令所に状況を報告し、指示を受ける。
- (3) 車内放送により、状況を旅客に説明し、動揺防止および車外脱出の防止に努める。

3 その他の措置

震度4（第2地震警報）

- ・ 運転士の報告に基づき運転規制を解除

震度5弱以上（第1地震警報）

- ・ 工務および電気関係区長による歩行点検報告に基づき、注意運転を指令
- ・ 運転士の報告に基づき運転規制を解除

第3款 旅客の避難誘導【各公共交通機関】

駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施します。

駅内の乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた場所に誘導します。列車内の乗客に対しては、案内放送を行い、安全な場所または最寄り駅まで、駅長と連絡のうえ、誘導します。

第4款 事故発生時の救護活動【各公共交通機関】

各鉄道機関は、発災時に事故が発生した場合、各鉄道機関災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先して実施します。二次災害の防止に万全を講ずるとともに、旅客の安全確保を図り、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行います。

東京都（交通局）

負傷者の救護措置を行い旅客の安全を図ります。

- ① 救助および避難誘導を行います。
- ② 消防署・警察署の救援を要請します。
- ③ 旅客の中の医師、看護師に手当を依頼する等協力を求めます。

西武鉄道（株）

災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行います。

- ① 負傷者の救出については、旅客（医師・看護師等）の協力を求めます。
- ② 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をします。
- ③ 多数の負傷者が発生した時は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮します。

東武鉄道（株）

駅長は、負傷者があった場合、救出・救護等の処置を行うほか、医療機関、消防署、警察署等の救援を要請します。

東京地下鉄（株）

災害が発生した場合、旅客の安全確保を第一の使命として行動します。

- ① 旅客の人命救助および避難誘導を行います。
- ② 被害拡大を防ぐ為、二次災害および付帯事故の防止措置を行います。
- ③ 死傷者のあるときは、救出および応急救護に努めるとともに、119番通報し救急隊の出動を要請します。

II 防災本編

第3章交通およびライフラインの確保

- ④ 現地対策本部は、救援隊を編成して旅客の救出、応急救護、負傷者搬送にあたります。また、消防隊、救急隊の出動要請を行い、その活動に協力します。

第5款 輸送の確保【各公共交通機関】

災害時には、各交通機関は、東京都・区市町村が実施する応急対策活動が円滑に実施できるよう、救援物資および人員の輸送協力を行う責務があることから、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努めるものとします。

第6款 高速道路の応急対策【東日本高速道路（株）】

東日本高速道路（株）

1 巡回点検

災害が発生する恐れのある場合、または災害が発生した場合は、直ちに道路の特別巡回を実施し、異常事態の把握に努めます。

2 交通規制

別に定める基準値に該当した場合は直ちに交通規制を実施するものとします。交通規制の実施または解除あるいは変更に際しては、警察および周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行います。

第3節 ライフライン施設等の対策

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン関係機関は、活動体制を確立します。

各関係機関が相互に連携し、復旧に向けた応急対策や危険防止のための諸活動を迅速に実施します。

応 急 対 策

第1款 水道【東京都水道局】

1 計画方針

応急対策活動を迅速、的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給水の回復と可能な限りの飲料水を確保します。

2 初動対応

地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合は、給水対策本部を設置し、応急対策活動を進めます。

(1) 情報連絡活動

復旧、応急給水活動を随時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め正確な情報を迅速に収集・伝達します。

(2) 復旧活動

配水系統の変更等により断水区域を最小限にし、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進めます。

(3) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況等を踏まえ、応急給水計画を策定し、段階的な応急給水を実施します。

(4) 広報活動

被害・復旧および応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止します。

3 応急対策

次の活動を行います。

- (1) 復旧用材料の調達
- (2) 施設の点検
- (3) 応急措置

第2款 下水道【東京都下水道局】

1 計画方針

下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集および連絡を徹底します。復旧までの間、二次災害発生の恐れがある場合、被害の拡大する恐れがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施します。また、ポンプ所、水再生センターにおけるポンプおよび諸機械の運転を継続します。

2 初動対応

本部の非常配備態勢に基づき職員の配置を行い、迅速に復旧活動を行います。迅速な復旧に備え、民間団体との体制整備を進めています。

第3款 電気【東京電力パワーグリッド】

1 計画方針

施設被害の早期復旧を図り、社会安全の確保に努めます。このため、災害が発生しまたは発生する恐れがある場合には、本社および総支社に非常災害対策本部を設置し、支社は非常災害対策支部を設置するとともに被害状況の把握と非常災害活動を実施します。

(1) 非常態勢の発令は非常災害の情勢に応じ、次のとおり区分して行います。

区分	情勢
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 ・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合 ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震

	度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
--	--

- (2) 要員構成
非常災害対策支部の要員は要員構成表に基づき、呼集を行います。

2 応急対策

- (1) 資材の調達・輸送
予備品、貯蔵品等の在庫品を把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法で確保します。

- | |
|--|
| ① 現地調達
② 他支部相互との相互流用
③ 他電力会社等からの協力 |
|--|

- (2) 災害時における危険予防措置
電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続しますが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じます。

- (3) 応急工事
人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則としますが、各設備の復旧は、災害状況や被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施します。区および東京都とは、平常時から、停電の迅速な復旧が求められる施設等について情報共有しています。

- (4) 計画停電
震災などにより電力需給状況が厳しくなった場合においても、火力発電所の増出力運転などの供給力対策や電力広域的運営推進機関への融通受電の要請、さらには国による節電要請を行い、計画停電の回避に最大限務めます。

全ての対策を講じてもなお電力需給状況が厳しい場合に、国の判断の下、電力広域的運営推進機関の指示を受け、計画停電を実施することになった場合には、自社ホームページにて計画停電に関する情報を開示のうえ、実施します。

第4款 ガス【東京ガスグループ】

1 計画方針

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早急に復旧するため、災害発生の原因の除去と防災環境の整備に常に努力を

傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図ります。

2 初動措置

(1) 通知・連絡

社内および社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の確立に努めます。

(2) 情報の収集

災害が発生した場合は、巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に次の各情報を把握します。

- | |
|--------------------------------|
| ① 気象情報（地震・大雨・洪水等） |
| ② 被害情報（一般、官公庁、地方自治体、報道機関、お客様等） |
| ③ ガス施設等の被害および復旧状況 |
| ④ その他災害に関する情報 |

(3) 広報活動

災害発生時には、その状況に応じた広報活動を行います。

- | |
|------------|
| ① 災害直後 |
| ② ガス供給停止時 |
| ③ 復旧作業中 |
| ④ その他必要な場合 |

広報活動については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の媒体を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。

(4) 復旧用資機材の確保・調達

① 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保します。

- | |
|-------------------|
| ア 取引先、メーカー等からの調達 |
| イ 被災していない他地域からの流用 |
| ウ 他ガス事業者等からの融通 |

② 資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討します。

また、その確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図ります。

(5) 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

(6) 災害時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全に配慮したうえで、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施します。被害状況等を把握し、二次災害の発生の防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を優先的に行います。

第5款 通信【NTT東日本】

1 計画方針

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因にもなり、社会的混乱が生ずる恐れがあり、その影響は計り知れないものがあります。

このため、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図ります。

また、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ一般公衆通信も確保に努めます。

(1) 災害が発生した場合の措置

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 電源の確保② 非常対策用無線機、移動無線車等の発動③ ポータブル衛星車の出動④ 予備電源設備、移動電源車の発動⑤ 建物等の防災設備の点検⑥ 工事用車両、工具の点検⑦ 保有する資材、物資の点検⑧ 施設内外の巡回、点検 |
|--|

(2) 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害の規模・状況により、災害対策本部またはこれに準じる機関を設置します。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等および重要通信施設ならびに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行います。

(3) 社員の動員計画

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、業務の運営あるいは応急対策および応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定めます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 社員の非常配置② 社員の非常召集方法③ 初動時の駆けつけ要員の確保④ 事業部門相互の応援要請方法 |
|---|

(4) 情報連絡体制

災害の発生または発生の恐れがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集および伝達にあたります。

2 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 非常用移動電話局装置類（代替交換機、電源装置の配備）② 無線装置の配備
（ポータブル衛星通信装置、非常用移動無線車等）③ 移動電源車を都内の主要地域に配備④ 応急復旧ケーブルの配備 |
|---|

(2) 特設公衆電話の設置

災害時は、避難拠点、練馬区帰宅支援ステーション等に特設公衆電話を設置します。

(3) 公衆電話の無料化

救助法の適用が想定される規模の災害が発生した場合、公衆電話から発信する際の通話料等を無料とすることがあります。また、避難拠点等に設置した特設公衆電話は、無料で開放します。

(4) 電気通信設備の点検

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 電気通信設備の巡回・点検および防護② 災害対策用機器および車両の点検③ 応急対策および応急復旧に必要な資材および物資の点検、確認および輸送手段の確認と手配④ 災害時措置計画および施設記録等の点検と確認 |
|---|

(5) 応急措置

災害により通信施設が被災したとき、または異常輻輳発生により、通信の疎通が困難または途絶するような場合は、次のとおり応急措置を実施します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 臨時回線の作成（移動無線車、移動無線機等）② 中継順路の変更③ 規制等疎通確保④ 特設公衆電話の設置⑤ 災害伝言ダイヤルサービスの提供⑥ その他必要な措置 |
|--|

(6) 通信の利用制限

次の理由により通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、一般の電話利用を制限します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 通信が著しく輻輳するとき② 通信電源確保が困難なとき |
|---|

③ 回線の全面的維持が困難なとき

※ 非常電話、緊急通話の優先

災害に関する通信について、防災関係機関の非常・緊急電報および非常・緊急電話は、他の電話に優先して取り扱います。

(7) 広報

通話が途絶、または利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等の方法によって利用者に周知します。

① 通信途絶、利用制限の理由

② 通信途絶、利用制限の内容

③ 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等

④ 通信利用者に協力を要請する事項

⑤ その他の事項

第6款 郵便・保険【日本郵便(株)】

1 計画方針

区内に地震その他の災害が発生した際は、各事業を遅滞なく運行するよう努めます。

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害の規模・状況により、非常災害対策本部またはこれに準じる機関を設置します。

(2) 業務内容

① 被害状況等の情報収集、広報活動

② 各業務運行確保

③ 要員措置

④ 応急用事業物品の調達、輸送災害応急対策等

⑤ 被災した郵便局舎・設備等の復旧

⑥ その他

2 応急対策

(1) 応急措置

被災地における郵便の運送、集配の確保または早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路または方法の変更、臨時集配便の開設等の応急措置を講じます。

(2) 窓口業務の維持

被災地となった郵便局の窓口業務の維持を図ります。被災により業務継続に支障がある場合は、仮局舎施設による窓口業務の再開、臨時窓口の開設等を行います。

(3) 具体的対応

救助法が適用された場合の郵便物の料金免除、場合により被災地あて救助郵便物の料金免除等を行います。

3 災害対策事業への協力

練馬・石神井・大泉・光が丘郵便局は、覚書に基づく災対本部等からの要請により、応急災害対策事業に協力します。

【資料編 資料 23-001 参照】

復旧・復興対策

第7款 復旧活動拠点の確保【各防災機関】

ライフライン復旧のための活動拠点は、各事業者が自ら確保することを基本とします。

ただし、全国からの応援により人員・資器材の数が膨大になり、活動拠点が不足することも予想されるため、区としても可能な限り各機関の支援を行います。

第8款 各事業者の復旧活動【東京都水道局、東京都下水道局、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本】

1 水道施設の復旧対策

管路の復旧計画は、定めた順位を基に、被害の程度および復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、給水所の運用状況を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行います。資器材の調達、復旧体制および復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施します。

首都中枢機関、災害拠点病院、避難所等に給水する管路については、優先して復旧します。断水区域を限定し、可能な限り給水を継続します。

2 下水道施設の応急・復旧対策

(1) 災害復旧用資機材の準備

迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センターおよびポンプ所に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し、資機材の提供について協力を求めます。

(2) 管きよ

緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設に起因する道路陥没等を早急

に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施します。また、速やかに管きよの被害状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況および措置状況を集約します。

(3) 工事現場

被害を最小限に抑えるとともに、二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施します。また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者等の指示に従い応急措置等を行います。発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備えます。

3 電気の復旧対策

(1) 復旧計画の作成

次の事項を明らかにした復旧計画を作成します。

- | |
|----------------|
| ① 復旧応援要員の必要の有無 |
| ② 復旧要員の配置状況 |
| ③ 復旧資材の調達 |
| ④ 電力系統の復旧方法 |
| ⑤ 復旧作業の日程 |
| ⑥ 仮復旧の完了見込 |
| ⑦ 宿泊施設、食料等の手配 |
| ⑧ その他必要な対策 |

(2) 復旧順位

人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則としますが、各設備の復旧は、災害状況や被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施します。

(3) 復旧要員の広域運営

他電力会社等と復旧要員の相互応援態勢を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行います。

4 ガスの復旧対策

(1) 復旧計画の策定

非常事態により、被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に行います。

(2) 重要施設の優先順位

救急病院、老人福祉施設、避難所等の社会的に重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的

II 防災本編

第3章交通およびライフラインの確保

に復旧するよう計画立案します。

(3) 安全広報

不使用中のガス栓が閉止されていることの確認等を要請します。
また、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関に対して前述の広報内容やマイコンメーターの復帰方法を報道するよう要請します。さらに、区とも必要に応じて連携を図ります。

5 通信の復旧対策

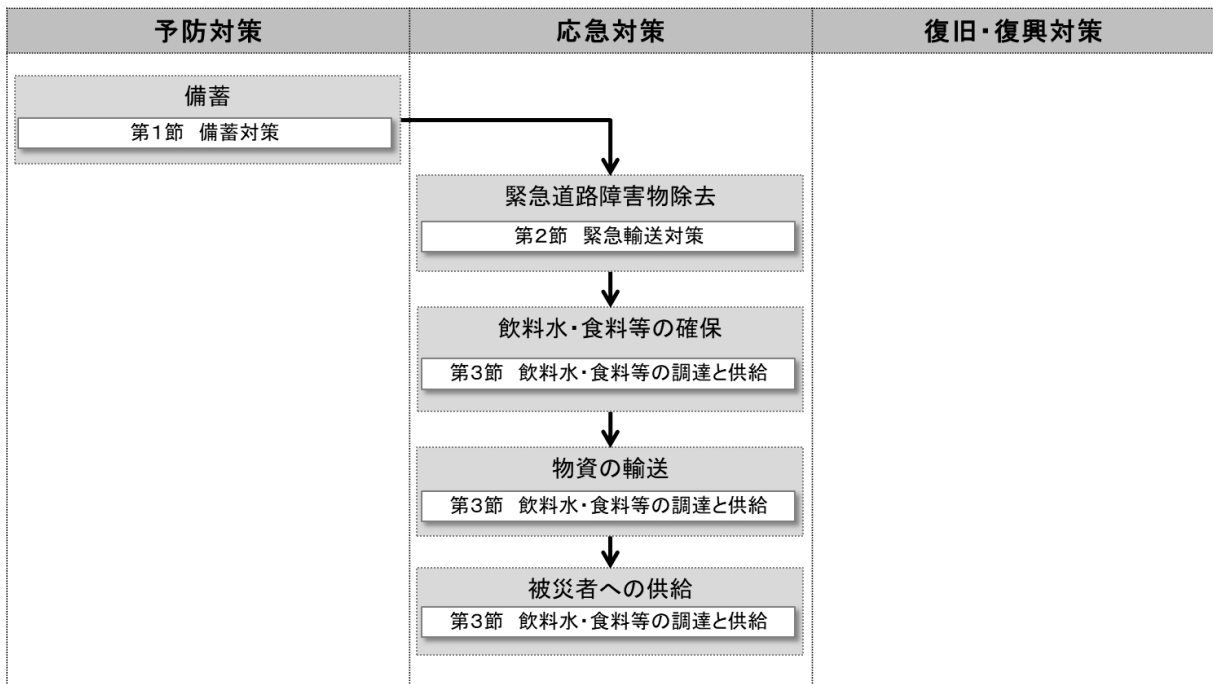
- (1) 災害により被災した通信回線を復旧します。
- (2) 被災の再発を防止するため、電気通信設備の被害を受けた原因を設計、物品、工法、施工等に分析し、各々の原因に応じた改善措置をとるとともに必要な防災設計を行います。

第4章 物流・備蓄・輸送対策

災害時に物流機能が滞った場合に備え、平常時から飲料水や食料、生活必需品を備蓄するとともに、その物資を迅速かつ的確に被災者へ供給する必要があります。そのためには、道路啓開に加え、物資を輸送する車両、それを動かす人および燃料を一体的に確保する必要があります。国や東京都とは、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して効率的な物資支援を進めます。

本章では、物資の備蓄対策、緊急輸送対策、飲料水・食料等の調達と供給等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第4章 物流・備蓄・輸送対策			
第1節 備蓄対策			
第2節 緊急輸送対策			
第3節 飲料水・食料等の調達と供給			

■: 多くの記載があるもの ■: 記載があるもの □: 記載がないもの

第1節 備蓄対策

発災時に、必要な飲料水や食料等を被災者に対して迅速に提供するため、各避難拠点や集中備蓄倉庫において、物資を備蓄しています。

予 防 対 策

第1款 備蓄方針【危機管理室】

災害時には、物流の混乱やライフラインの被害等に伴い、飲料水や食料、生活必需品の調達が困難になることが想定されます。このような状況であっても、必要な飲料水や食料等を、被災者に対して迅速に提供できるような備蓄が必要です。

食料および生活必需品の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」（昭和52年 東京都と特別区代表4区とのプロジェクトチームによる合意内容）により、「食料については、区が1日分を目標に備蓄し、東京都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処する。生活必需品については、主に東京都が備蓄および調達により確保する。」としています。

この役割分担に基づき、区は、都の被害想定に応じて、飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行います。

より一層、避難所の良好な生活環境を充実・強化するため、引き続き、さらに備蓄倉庫の増設を検討し、備蓄物資の充実に努めていきます。

第2款 備蓄計画【危機管理室】

1 備蓄量および備蓄場所

(1) 避難者（在宅避難者を含む。）用の備蓄

避難拠点では、1か所あたり700人分の飲料水や食料、生活必需品などの物資を備蓄しています。また、都の被害想定に基づく必要数と避難拠点における備蓄分の差分（避難拠点予備分）を、集中備蓄倉庫（区内22か所）に備蓄しています。避難拠点で物資が不足した場合には、集中備蓄倉庫に備蓄している物資を避難拠点へ輸送します。

飲料水・食料の備蓄量は、都の被害想定による需要数を基本とし、発災1日後の避難所避難者数である78,200人の1.2倍に相当する需要人口を想定して備蓄します。

広範な区域の断水に備え、組立式給水タンクを集中備蓄倉庫に備蓄しています。飲料水を車両輸送する必要がある場合は、給水所か

ら補給し、協定事業者の協力を得て避難拠点等に輸送し、給水活動を行います。

また、物流が滞った場合に備え、発災2日目以降の食料の一部はあらかじめ東京都からの寄託を受け区の集中備蓄倉庫で備蓄します。

(2) 帰宅困難者用の備蓄

都の被害想定では、区内で約43,200人の帰宅困難者の発生が想定されています。帰宅困難者の一時滞在および徒歩帰宅を支援するため、飲料水、食料、携帯トイレ等を備蓄しています。

このうち、帰宅困難者を受け入れる7か所の練馬区帰宅支援ステーションでは、1ステーションあたり400人分（集中備蓄倉庫を兼ね備える練馬文化センターは1,100人分）、計3,500人分を、残り39,700人分は集中備蓄倉庫に備蓄しています。

2 集中備蓄倉庫の整備

備蓄物資の増量に伴う保管スペースの確保および地域偏在により集中備蓄倉庫の空白地域となっている区内4地域を解消するため、今後、区有地の活用や区立施設の改修・改築等の機会を捉え、新たに集中備蓄倉庫を整備します。今後4か所の集中備蓄倉庫を整備し、26か所を計画目標とします。

第2節 緊急輸送対策

国は被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において首都直下地震における緊急輸送ルート計画を定めるなどの対策を行っています。区においても、発災時の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送ネットワークの確保、緊急道路障害物の除去、輸送車両の確保等を行います。また、通行可能道路の確保、主要路線の道路障害物の除去および応急復旧を行います。

予 防 対 策

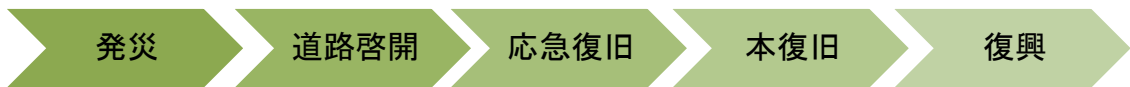
第1款 緊急輸送道路の維持管理【土木部】

東京都は、「東京都緊急輸送道路ネットワーク計画」において緊急輸送道路を設定し、東京都地域防災計画において、緊急輸送道路の沿道建築物、橋梁などの耐震化を行うとしています。また、日常点検に加え、路面下空洞調査などにより道路の維持管理を着実に行うとしています。区では、区が管理する道路のうち、緊急輸送道路など防災上重要な路線について、日常的な巡回点検を実施し、必要な箇所について補修を行います。

第2款 練馬区緊急道路障害物除去路線の指定【土木部】

1 道路啓開の基本的な考え方

道路啓開は、緊急車両等の通行のために、早急に最低限のがれきを処理し、簡易な段差修正により救援ルートを確認することを目的とします。特に大規模災害では、応急・緊急復旧を実施する前に緊急ルートを確認する啓開が重要です。



通常の大規模災害においては、応急復旧の次に本復旧の流れとなりますが、大規模災害時には、上記のとおり応急復旧の前に救援・救護活動のために支援ルートを確認する道路啓開が必要になります。早期の道路啓開が二次被害の拡大を抑制し、救援・救助活動を円滑にします。

2 緊急道路障害物除去路線の指定の基本的な考え方

大規模災害時に、災害医療機関や医療救護所への被災者の搬送や、避難拠点への応急物資の輸送にあたっては、道路障害物の除去が重要です。

そのため、緊急道路障害物除去路線の指定にあたっては、次の施設への緊急ルートの確保を基本とします。

第1順位：災害時医療関係施設（医療救護所を含む。）（45施設）

第2順位：情報拠点校に指定されている避難拠点（21施設）

第3順位：その他の避難拠点（66施設）

上記施設から幅員8m以上の道路に到達する距離が150m以上の路線を緊急道路障害物除去路線に指定します。ただし、災害時医療関係施設については、幅員8m以上の道路に到達する距離が150m未満の路線であっても啓開路線に指定します。

【資料編 資料30-035 参照】

3 道路啓開のための事前の取組（狭あい道路の拡幅）

区では、幅員が4mに満たない狭あい道路のうち建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する「狭あい道路拡幅整備事業」を実施しています。

また、ブロック塀等の倒壊防止と緑化を推進するため、既存のブロック塀等を生け垣等に変更する場合、ブロック塀等の除去費用および生け垣等設置費用の一部助成を行い、安全の確保と良好な生活環境の創出を推進しています。

大規模災害における道路啓開を効果的・効率的に進めるためにも、これらの事業の実施にあたり、緊急道路障害物除去路線に接する場合は、助成を拡大します。

4 道路啓開のための協定事業者との連携

区は、災害時に迅速・確実に道路啓開を行うため、事業者と協定を締結しています。

協定事業者とは、道路啓開に係る手順等の確認を行うとともに、訓練を実施するなど、平常時の連携強化に取り組んでいます。

応 急 対 策

第3款 首都直下地震における具体的な応急対策活動【災対土木部、東京都建設局】

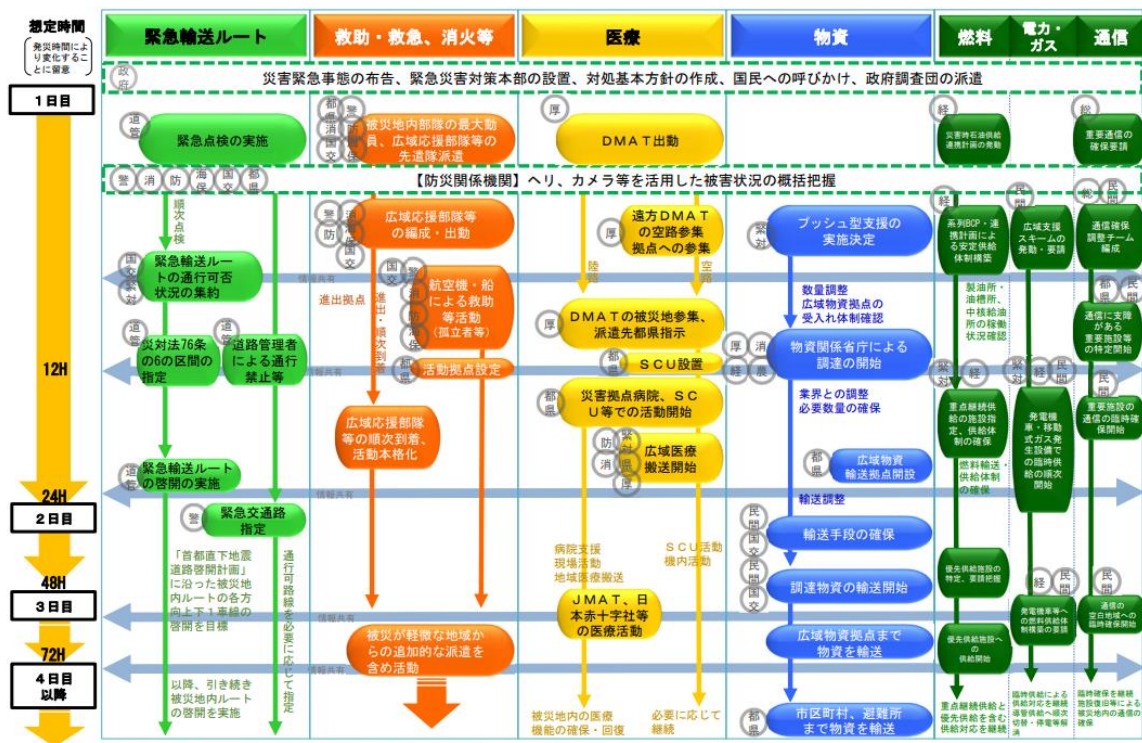
国は、防災基本計画のほか、東京都および首都圏各県、指定公共機関等と連携して、首都直下地震が発生した場合に、各防災関係機関が直ちに活動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、各防災関係機関の実施すべき災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）を作成し、国と地方公共団体等が一体的に災害応急対策を実施できる体制を綿密に構築して、人命救助に重要な72時間を意識しつつ、①緊急輸送ルート、②救助、③医療、④物資、⑤燃料の5つの分野でのタイムラインと目標行動を設定しています。

防災関係機関は、東京23区において、震度6強以上の震度が観測された場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始します。

ただし、東京23区において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において、相当程度の被害が生じていると見込まれる場合には、防災関係機関は、判明した状況に応じて、本計画を適宜修正しながら災害応急対策活動を開始します。

上記に該当する地震が発生した後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認します。

首都直下地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

1 緊急輸送ルート

緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、通行を確保すべき道路を定めています。

これにより、発災後、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行確保のための活動が実施されます。

(1) 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

深刻な道路交通麻痺に対応するため、関係機関が連携して緊急輸送ルートの確保に向けた活動を実施します。

- 政府・被災都県は、国民に対して一般車両の通行禁止等について協力を要請
- 各道路管理者は、緊急点検を実施し、通行可否情報を集約、緊急災害対策本部・政府現地対策本部は、関係機関と緊急輸送ルートの確保に係る情報共有・総合調整を実施
- 各道路管理者は、道路啓開や滞留車両の移動などを実施し、緊急通行車両の通行を確保
- 被災都県警察は、都心部への車両の流入規制や一般車両の通行を禁止するなど必要な交通規制を実施。都県公安委員会は、必要に応じて緊急交通路を指定

Ⅱ 防災本編

第4章 物流・備蓄・輸送対策

- 地震被害により道路が寸断され陸路による移動や輸送が困難な場合に河川や港湾の活用を検討
- (2) 緊急輸送ルート計画の考え方
 - ①全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両の広域的な移動のため、概ね外環道までの範囲における高速道路等の通行を確保
 - ②概ね外環道の内側における緊急輸送ルートの確保は、八方向作戦に沿って放射方向のルートを確保するとともに、被災地内の活動を支えるため環状方向のルートも確保



※参考：国の首都直下地震における緊急輸送ルート計画
(内閣府資料より引用)

2 救助・消火活動等

首都直下地震による甚大な被害に対して、発災直後から、1都3県の警察・消防は最大限の動員をするとともに、被災管内の国土交通省TEC-FORCEが最大限動員されます。また、被害が甚大な地域に対して、全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊及び国土交通省TEC-FORCE（以下「広域応援部隊」という。）を可能な限り早く的確に投入するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を定めています。

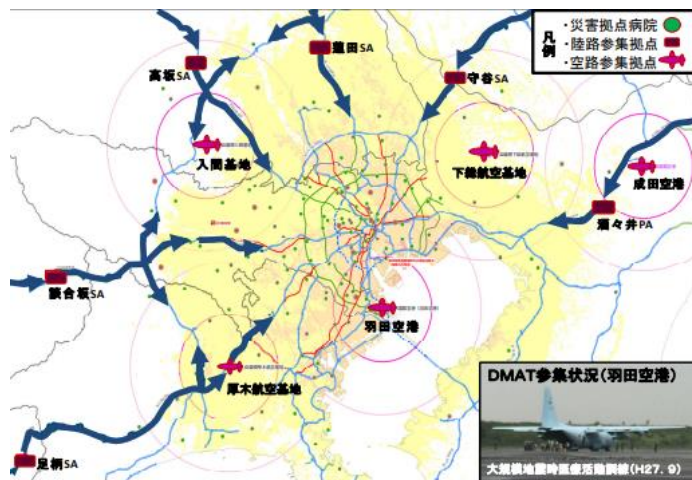
- (1) 派遣方針（全国から最大勢力の広域応援部隊を投入（最大値））
 - 1都3県以外の警察（約1.4万人）・消防（約2.1万人）・自衛隊（11万人）の派遣
 - ※ 1都3県に所在する部隊を含む。
 - 応援地方整備局等管内の国土交通省TEC-FORCE約1,940人の派遣
- (2) 広域応援部隊の派遣手順
 - 広域応援部隊の出動を迅速に決定
 - 進出拠点に速やかに進出、被害状況を踏まえた派遣先の決定
 - 1都3県での救助・消火活動
 - ・ 甚大な被害が発生する1都3県に広域応援部隊が集中するため、救助活動拠点（約250ヶ所）及び航空機用救助活動拠点（約90ヶ所）の候補地をあらかじめ明確化
 - ・ 部隊間の円滑な調整の仕組み（各本部レベルでの活動調整会議、現場での合同調整所等）を明確化

3 医療活動

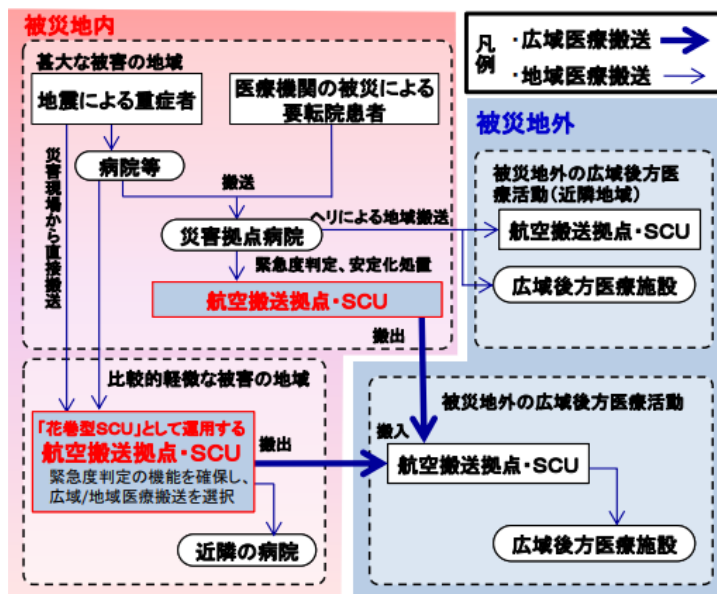
首都直下地震では、建物倒壊・火災等による多数の負傷者と医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大します。一方、被災地である1都3県には、災害拠点病院164病院（令和4年4月現在 全国765病院の2割超）が存在し、これらの医療資源を最大限活用することが必要です。そのため、DMAT等を全国から迅速に参集させ、被災地内において安定化処置などの最低限の対応が可能な体制の確保を図るとともに、被災地内で対応が困難な重症患者を域外へ搬送し、治療する体制を早期に構築します。

(1) DMATの参集

- 被災地である1都3県に陸路や空路により、全国からDMATが参集
- 高速道路のSA・PAや空港等に参集し、派遣先都県を指示
- 被災地内の災害拠点病院等で支援活動を実施



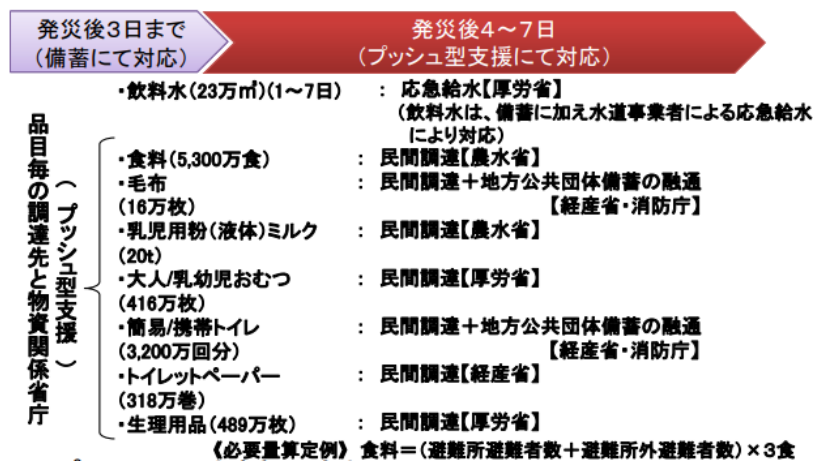
(2) 重症患者の医療搬送の流れ



4 物資調達

首都直下地震では、被災地方公共団体および家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難です。国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達、輸送手段・体制を確保し、プッシュ型支援で被災都県に緊急輸送します（できる限り早期にプル型（要請対応型）へ切替。）。

(1) 物資調達の考え方



(2) プッシュ型支援の流れ

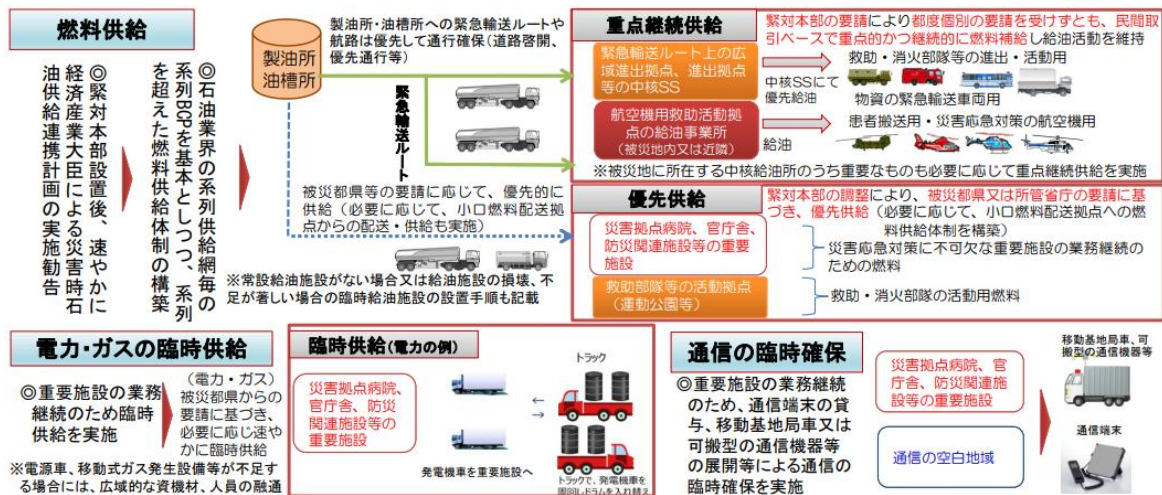
- 被災都県からの要請を待たず、具体計画に基づき、関係省庁が支援を準備
 - ・物資の調達準備、輸送手段調整に着手
- 被災都県による受入体制の確保
 - ・広域物資輸送拠点の開設
- 緊急災害対策本部から物資関係省庁へ必要量の調達を要請
- 輸送手段・体制を確保し輸送を実施
 - ・緊急通行車両として通行するための手続きを実施
- 広域物資輸送拠点での物資受入れ
- 地域内輸送拠点や避難所へ輸送
 - ・被害状況により、運送事業者、緊急輸送関係省庁等が連携し、被災地内の輸送力を確保

5 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保

首都直下地震により、被災地の製油所・油槽所の出荷機能が毀損する状況にあっても、災害応急対策活動に必要な燃料を確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要があります。このため、石油業界の系列供給網毎の系列BCPを基本としつつ、「災害時石油供給連携計画」に基づく系列を超えた相互協力を行う供給体制を構築しています。また、製油所・油槽所へのアクセス道路の啓開等により燃料輸送網を速やかに確保し、①進出拠点や救助活動拠点等への重点継続供給、②緊对本部の調整による重要施設等への円滑な優先供給を実現します。

重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力およびガスを確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要があります。このため、電力事業者やガス事業者の相互協力を行う体制を構築します。また、重要施設への電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給を実現します。

重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を迅速かつ円滑に提供する必要があります。このため、電気通信事業者との必要な協力体制を構築します。また、重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保を実現します。



第4款 練馬区緊急道路障害物除去路線【災対土木部、東京都建設局】

発災時には、以下の基準により東京都および区が緊急道路障害物除去路線を選定します。

区分	選定基準
東京都	① 緊急交通路等の交通規制を行う路線 ② 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路） ③ 避難場所（東京都指定）に接続する応急対策活動のための路線 ④ 上記①～③は、原則として、幅員10m以上の道路の路線
練馬区	医療機関等の重要施設へのアクセス道路路線

（緊急交通路については、第3章1節 警備・交通規制対策 参照）

※ 緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路ならびにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路をいいます。＜東京都地域防災計画＞

また、具体的な除去路線および除去分担は次のとおりです。

除去路線	除去分担
環状7号、環状8号、青梅街道、新青梅街道、目白通り等	東京都
川越街道	関東地方整備局
関越自動車道、東京外環自動車道	東日本高速道路（株）
練馬区緊急道路障害物除去路線（43路線）	練馬区

第5款 緊急道路障害物除去【災対土木部、警察署、東京都建設局】

1 緊急道路障害物除去の役割

(1) 東京都

- ① 被害の規模や状況によっては、都知事は自衛隊に支援を要請します。
- ② 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約します。
- ③ 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、協定団体が道路上の障害物の除去等を実施します。
- ④ 協定団体が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平常時から資機材の確保に努めます。

(2) 練馬区

災対土木部は、協定団体、警視庁等の協力を求め、除去作業を実施します。道路上の障害物の状況を調査し、東京都に報告します。障害物除去により発生した撤去物の処理は、廃棄物全体の中で調整を図りながら処理します。

(3) 警察署

警察署は、緊急通行車両等の通行の妨害になっている放置車両の撤去にあたるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物の除去について、道路管理者および関係機関と連絡を密にし、早期復旧を促進します。

2 災害時における車両の移動等

災害時に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行区間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあります。そのため、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の移動等に関する権限が付与されています（災対法第76条の6）。

(1) 道路区間の指定および車両等の占有者等への移動命令

① 道路管理者は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について指定道路区間を指定して、道路管理者の判断により車両等の占有者等に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することなどを命じます。

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

② 道路管理者は、指定道路区間の指定をしたときは、直ちに、指定道路区間内にいる者に対し、当該指定道路区間を周知します。

③ 道路管理者は、車両等の占有者等が移動しない場合や、不在の場合、また移動が困難な場合は、道路管理者自らが車両の移動を行います。この際、やむを得ない限度において、移動に係る車両等を破損することができます。なお、車両等を破損した場合には損失補償を行います。

④ 道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、必要な限度において、他人の土地を一時使用するほか、竹木等の障害物を処分します。

道路管理者は、車両の移動等により、緊急通行車両の通行を確保し、最低限1車線の通行を確保します。

(2) 都道府県公安委員会からの要請

都道府県公安委員会は、緊急通行車両の通行を確保するための交

通規制と道路管理者による道路啓開との連携を確保するため、指定道路区間の指定および車両等の占有者等への移動命令の行使を道路管理者に対して要請することができます（災対法第76条の4）。

要請を受けた道路管理者は、この要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断します。なお、この要請を受けて行う措置にかかる費用は道路管理者が負担します。

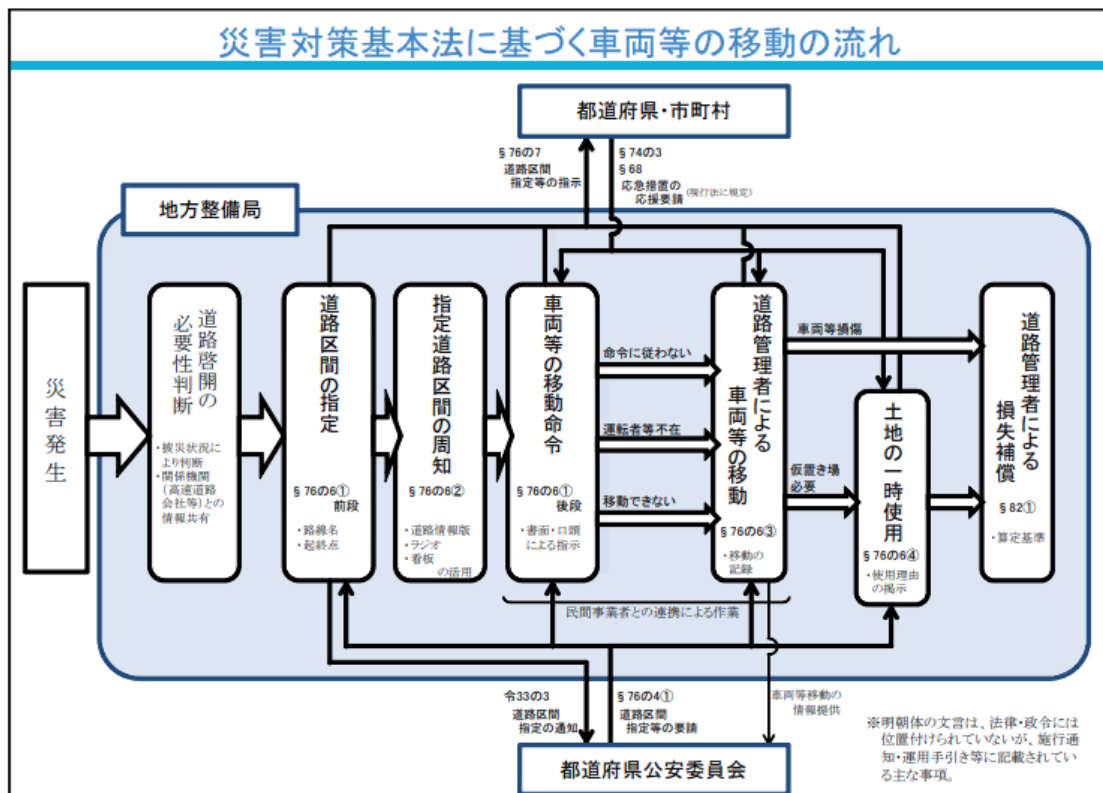
(3) 国または都道府県からの指示

緊急通行車両の通行を確保するためには、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、区市町村道のネットワークで被災現場までのルートを確認する必要があるため、被災現場までのルート全体を広域的に俯瞰して、必要な道路啓開が行われるよう、国土交通大臣または都道府県知事は区市町村に対し、車両の移動等を指示することができます（災対法第76条の7）。

なお、災対法では、車両の移動等に限らず、災害応急対策全般について、被災区市町村から都道府県に対し、災害応急対策の実施を要請することができます。また、このとき、都道府県は正当な理由がない限り実施を拒んではならないと規定されています（災対法第68条、第74条の3）。

(4) 損失補償

車両の移動等に伴う修理代や土地の一時使用料は、損失補償の対象となります（災対法第82条）。



図：災害対策基本法に基づく車両移動の流れ

第3節 飲料水・食料等の調達と供給

災害時における区民の生活を支援するために、飲料水、生活用水、食料、生活必需品の確保および供給を、迅速かつ円滑に行います。

応 急 対 策

第1款 飲料水の確保【統括部、東京都水道局】

区および東京都は、給水所、応急給水槽等の給水拠点で応急給水を行います。給水拠点からの距離が概ね2 km以上離れている場所については、給水車や組立式給水タンク等を使用して応急給水を行います。

避難拠点では、ペットボトルの飲料水を備蓄しているほか、学校の受水槽や応急給水用資器材（スタンドパイプ）により飲料水を給水することができます。

なお、災害時には、区内設備事業者が学校施設の給排水設備等の応急点検・修理を行う協定を締結し、平常時から訓練を実施しています。

また、東京都が設置する給水拠点（非常用発電機等を装備）や区内の防災井戸（非常用発電機を装備）から飲料水の供給を受けることができます。

1 飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3 Lとします。

2 応急給水活動における都と区の役割分担

- (1) 区は、給水拠点や防災井戸に近い避難拠点を「給水支援拠点」として位置づけています。給水支援拠点の避難拠点要員は、避難拠点運営連絡会に協力を求め給水活動を行います。
- (2) 東京都は、給水所において、災害発生時に参集のうえ、給水活動を行う要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と区の職員が連携して迅速な応急給水を実施します。
- (3) 給水拠点（給水所・応急給水槽）では、東京都が応急給水に必要な資器材等を整備しています。
- (4) 各避難拠点には、水道管から直接飲料水を利用できる「応急給水栓」を配備しており、発災時、区や区民等が通水状況を確認した後、応急給水資機材を設置し応急給水を行います。
- (5) 区は消火栓を活用した応急給水を行うための応急給水用資器材を東京都から貸与されており、各避難拠点に配備しています。なお、応急給水は、発災時に東京都が通水状況を確認した後、行います。

3 応急給水計画

(1) 避難拠点

給水の状況、飲料水の不足見込み等を、情報拠点校または災対本部へ報告します。災対総務部は、避難拠点等からの報告に基づき、飲料水の調達と輸送を計画します。飲料水が届くまでの間は、ペットボトルの飲料水の配給のほか、応急給水栓からの給水、消火栓からの給水、受水槽からの給水の順に応急給水を行います。応急給水は区や区民等が行います。

(2) 給水拠点（給水所・応急給水槽）

給水所や応急給水槽では、東京都および区が区民等への応急給水を行います。

(3) 車両による応急給水

東京都は、災害時給水ステーションからの距離が概ね2 km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等からの要請があつて、必要と認められた場合には、車両輸送による応急給水を行うこととしています。給水車の要請が多数の場合は、原則「病院等」、「水を供給できない給水拠点」、「避難所」の対応順位で応急給水を行うこととされています。このとき、給水所から避難拠点までの輸送は、東京都が対応します。

区では、組立式給水タンクを備蓄しており、協定団体の協力を得て避難拠点に輸送し、給水活動を行います。なお、給水所や応急給水槽では、区が応急給水を行い、東京都が組立式給水タンクへの給水を行います。

(4) 医療施設等への応急給水

災害医療機関となる医療施設および重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設については、災対本部が東京都に車両輸送による応急給水を依頼し、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、東京都水道局保有車両や雇上車両などの車両で輸送します。

(5) 防災井戸からの応急給水

防災井戸からの応急給水は、上記による応急給水が困難な場合に限ります。応急給水の際は、集中備蓄倉庫から高性能ろ過器を搬送します。簡易検査の方法などにより、井戸水がろ過されていることを確認した後、飲料水として供給します。

4 給水所・応急給水槽

(1) 給水所

給水所は、浄水場から送られてきた水を溜めて、配水区域内に水を配る施設です。配水池とポンプ設備を持ち、水道使用量の時間的な変化に応じた配水量の調整、配水系統の切替えなどを行います。

また、震災時等には、周辺地域の区民への給水拠点となります。

(2) 応急給水槽

応急給水槽は、公園などの地下に設置されています。水槽の水は配水管との間を循環する仕組みになっており、常に新鮮な水が確保されています。住まいから概ね半径2kmの距離内に1か所として、都内213か所（浄水場、給水所、応急給水槽）に開設することとなっています。

第2款 生活水の確保【統括部、東京都水道局】

区は、全区立小中学校に生活水を確保するため、学校防災井戸を整備しています。また、区内約500か所の民間の井戸を、協定によりミニ防災井戸に指定しています。

1 調達、給水方法

調達および給水方法については「第1款 飲料水の確保 3 応急給水計画」に準じます。ただし、通常の給水が困難な場合で車両による応急給水活動が行われるまでの間の給水順は、学校防災井戸の使用を第一とし、次いで、学校の受水槽、消火栓、応急給水栓による給水を原則とし、最後の手段として、プールの水を使用して給水します。

ミニ防災井戸については、区や近隣からの要請により使用します。

第3款 食料の確保【統括部、災対総務部、災対教育振興部、東京都福祉局】

1 備蓄計画

東京都と区の役割分担として、食料については区が1日分を目標に備蓄し、それ以降の分については東京都が備蓄、調達で対処します。なお、調整粉乳については、最初の3日分は区が備蓄し、それ以降は東京都が備蓄、調達で対処します。

区では主にクラッカーやアルファ化米を備蓄しています。また、乳児に配慮して、調乳の必要が無くそのまま飲むことができる「乳児用液体ミルク」を保健相談所と区民事務所（計9施設）に備蓄し、災害時に必要な方に配布します。さらに、食物アレルギー疾患の被災者に配慮して、アレルギー物質28品目不使用のライスクッキーおよびアルファ化米を備蓄しています。

2 調達計画

統括部および災対総務部は、避難拠点等からの要請に基づき、物資の調達を計画します。

調達は、東京都、特別区支援対策本部、協定自治体および協定団体等に依頼します。避難拠点等のニーズの集約や要請にあたっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用します。調達の考え方は以下のとおりです。

- (1) 災害時において実施する被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定します。
- (2) 調達計画は、高齢者や乳幼児、慢性疾患患者等に配慮した主食および副食の調達数量、調達先（特殊栄養食品等調達を含む。）その他調達に必要な事項について定めます。
- (3) 救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により食品の調達を東京都に要請します。
- (4) 被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、現地調達します。

なお、東京都からの調達が困難な場合には、特別区支援対策本部、協定自治体および協定団体等に依頼します。

3 供給計画

食料の供給は、区が開設する避難拠点において、救助法に定める基準に従って行います。

炊き出し等の体制が整うまでの間は（概ね発災から4日目まで）、東京都と区が備蓄・調達する食料を支給します。

供給は、以下の要領により行います。

- (1) 避難拠点要員は、避難拠点運営連絡会の協力を得て被災者に食料を供給します。また、不足見込み等を災対本部へ報告します。
- (2) 避難拠点以外で生活する在宅避難者にも供給します。
- (3) 自力で物資を取りに行くことが困難な方については、近隣の助け合いやボランティア等を活用し、生活に困らないように配慮します。
- (4) 食物アレルギーのある方への対応として、アレルギー物質28品目不使用の備蓄食料を供給します。また、文化・宗教上の理由から炊き出し等の食料を食べることが困難な方について配慮します。

第4款 生活必需品等の確保【統括部、災対総務部、災対教育振興部】

1 備蓄計画

東京都と区の役割分担として、生活必需品については主に東京都が

Ⅱ 防災本編

第4章 物流・備蓄・輸送対策

備蓄・調達で対処します。

区は、主に毛布、寝袋、敷物、紙おむつ（大人用・子供用）、生理用品等の備蓄を行っています。今後は口腔ケア用品やボディシート等の備蓄を充実します。

また、近年の風水害や新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、ブルーシートの備蓄を増量するとともに、感染症対策物資（マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液、間仕切り等）を備蓄しています。

2 調達計画

調達計画については「第3款 食料の確保 2 調達計画」に準じます。

3 供給計画

供給については「第3款 食料の確保 3 供給計画」に準じます。

第5款 物資の輸送【統括部、災対総務部、災対土木部】

1 物資の輸送体制

災害時の区内における被害の程度は一様ではありません。地域によって差が生じることが想定されます。このため、被害が大きい避難拠点等に対して、集中備蓄倉庫や他の避難拠点から、迅速に食料や生活必需品等の物資を輸送する体制を整備する必要があります。

災対総務部は、協定事業者の協力を得て、緊急輸送体制を確保します。

2 物資の輸送

(1) 東京都等による輸送

東京都や国からの支援物資は、区が選定する地域内輸送拠点（総合体育館または光が丘体育館）へ東京都が輸送します。また、協定事業者等から調達した飲料水や食料、生活必需品等は、区指定の地域内輸送拠点へ、協定事業者等の協力を得て輸送します。

なお、地域内輸送拠点において集積スペースが不足する場合は、協定を締結している都立学校等も救援物資集積所の候補施設とします。

(2) 区の輸送体制

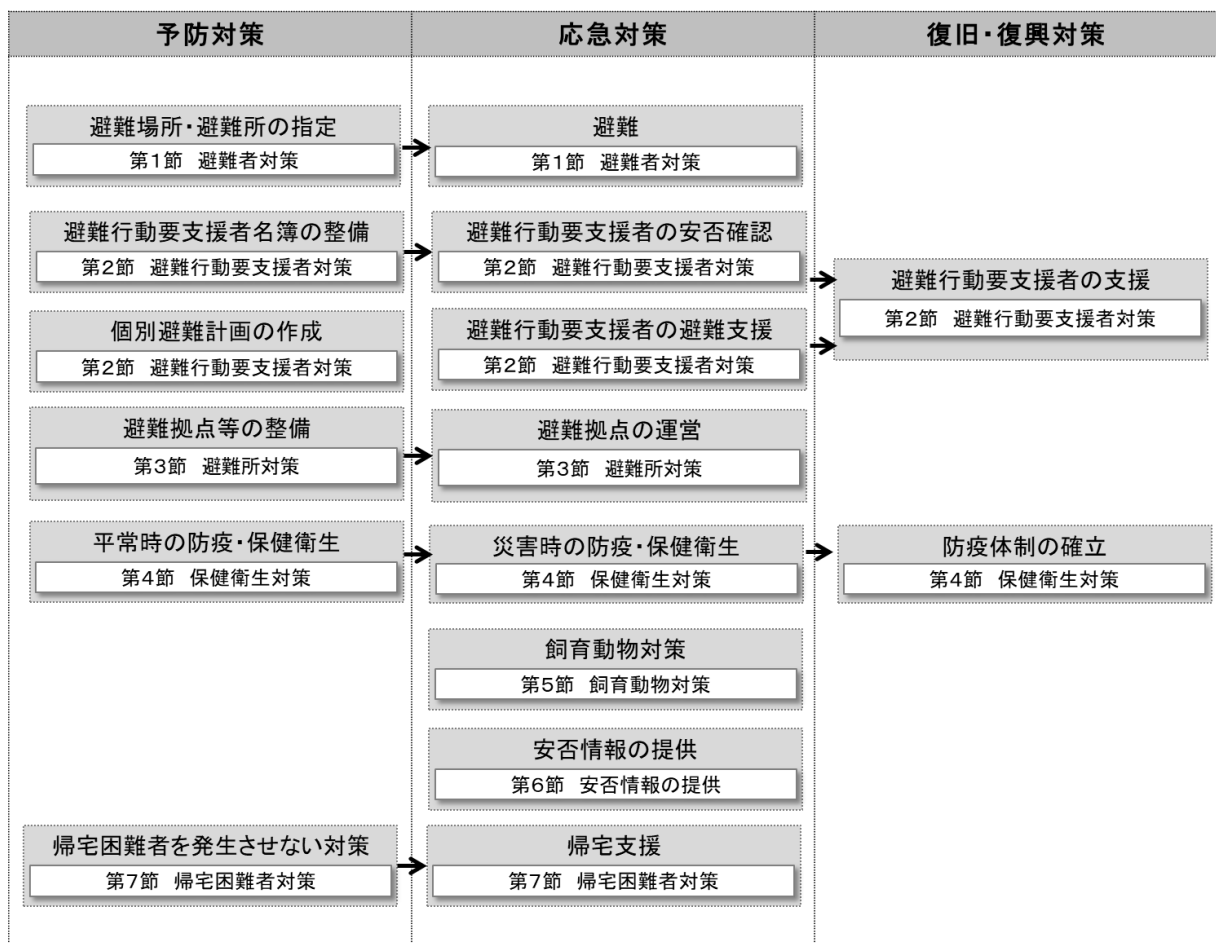
①地域内輸送拠点に輸送された物資の受入れ・仕分け、②地域内輸送拠点や集中備蓄倉庫等から避難拠点への物資の輸送は、協定事業者の協力を得て行います。

第5章 被災者・避難者対策

被災者が安全かつ確実に避難できるように態勢を整備します。人的被害の軽減を図るとともに、災害により生活の場を失った被災者が安全に安心して避難生活を送れるようにする必要があります。また、事業者には、従業員向けの備蓄を進めるなど、帰宅困難者対策の積極的な取組について働きかけていきます。

本章では、避難者対策、避難行動要支援者対策、帰宅困難者対策等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

第5章 被災者・避難者対策	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第1節 避難者対策	■	■	
第2節 避難行動要支援者対策	■	■	■
第3節 避難所対策	■	■	
第4節 保健衛生対策	■	■	■
第5節 飼育動物対策		■	
第6節 安否情報の提供		■	
第7節 帰宅困難者対策	■	■	

■: 多くの記載があるもの ■: 記載があるもの □: 記載がないもの

第1節 避難者対策

住民の避難に備えて事前に対策をたて、大規模地震の発生時には、区は速やかに避難拠点を開設し、円滑に避難者を誘導し、受入れます。

予 防 対 策

第1款 指定緊急避難場所・指定避難所の指定【危機管理室】

平成25年6月の災対法の改正に伴い、円滑かつ迅速な避難ができるようになるため、災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定することになりました（災対法第49条の4）。あわせて被災者が一時的に滞在するための「指定避難所」を指定することになりました（災対法第49条の7）。

区は、「指定緊急避難場所」と「指定避難所（指定一般避難所）」として「区立小中学校」を指定しています。また、高齢者や障害者などの要配慮者が滞在するための「指定避難所（指定福祉避難所）」として「福祉施設等」を指定しています。

災害の種類	指定緊急避難場所	指定避難所	
		指定一般避難所	指定福祉避難所
地震	区立小中学校	区立小中学校	福祉施設等
大規模な火事	区立小中学校		

一方で、東京都は、特別区の区域を対象に、震災時に拡大する火災から都民を保護することを目的として、昭和47年から「避難場所」（以下「都指定避難場所」という。）を指定しています（東京都震災対策条例第47条）。

区と東京都は、長年にわたり「大規模な火事」に対応した広域的な避難場所として都指定避難場所を周知してきました。具体的には、「避難拠点到延焼火災の危険が迫った場合」に都指定避難場所へ避難することとしています。

都指定避難場所は、都内221か所（令和4年9月現在）が指定されています。区に割り当てられている都指定避難場所は14か所あり、東京都は、概ね5年ごとに見直しを行っています。

【資料編 資料30-019 参照】

第2款 東京都指定避難場所【危機管理室、東京都都市整備局】

1 都指定避難場所の指定

東京都は、指定にあたり、周辺市街地の火災による輻射熱に対して、安全な面積を確保できる場所を都指定避難場所とし、避難場所ごとに設けた割当地区の昼間人口あるいは夜間人口をもとに避難計画人口を算定しています。

原則として1人当たりの有効面積が1㎡を確保できるように地区の割当が行われています。また、地区割当計画は、町丁目、町会・自治会区域を考慮して、東京都と区の協議により決められています。

2 都指定避難場所の運用

都指定避難場所への避難は、避難者の判断で個々に一時避難する以外は、安全な避難をできるようにするため、区長の避難指示や防災機関の指示により、避難することとします。

都指定避難場所への一時避難や移動は、原則として防災機関の職員、避難拠点要員、避難拠点運営連絡会などの引率・誘導によって行います。

この場合の都指定避難場所の運用は、都区の役割分担により区が行います。ただし、区のみでの対応が困難な場合は東京都が補完します。なお、複数の区にわたって所在する都指定避難場所または複数の区の住民が利用する都指定避難場所の運用については、あらかじめ関係区において協議します。

東京都は、避難誘導を円滑にするため、都指定避難場所周辺に標識を設置しています。都区の役割分担により、設置後の標識の移動や補修などの管理は区が行います。

3 避難場所の安全確保

- (1) 避難場所・避難道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者の安全を確保するための消防活動と消防水利の確保が必要不可欠です。

東京消防庁は、避難者を飛火等から防護する為に必要な水量を算出し、水利の確保および防火水槽等の整備を推進しています。

- (2) 都知事が管理する公共施設および特殊建築物を整備するときは、防火水槽等の消防水利の設置に努めています（東京都震災対策条例第27条）。

第3款 避難道路【危機管理室、東京都都市整備局】

1 避難道路の目的

東京都の避難計画（区部）では、都指定避難場所へ避難をする際は、自由避難（任意の経路を利用して避難すること）を原則としています。

都指定避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域が割り当てられており、避難場所への距離が3km以上ある地域や、火災による延焼の危険性が著しい地域において、避難者を安全に誘導するため、東京都は避難道路を指定しています（東京都震災対策条例第48条）。

2 避難道路の概要（都内全域）

項目	現 状
都告示年月日	令和4年7月15日
路 線 数	13系統・55路線
総 延 長	49.6km
対象避難場所数	11か所

3 避難道路系統（練馬区内指定分）

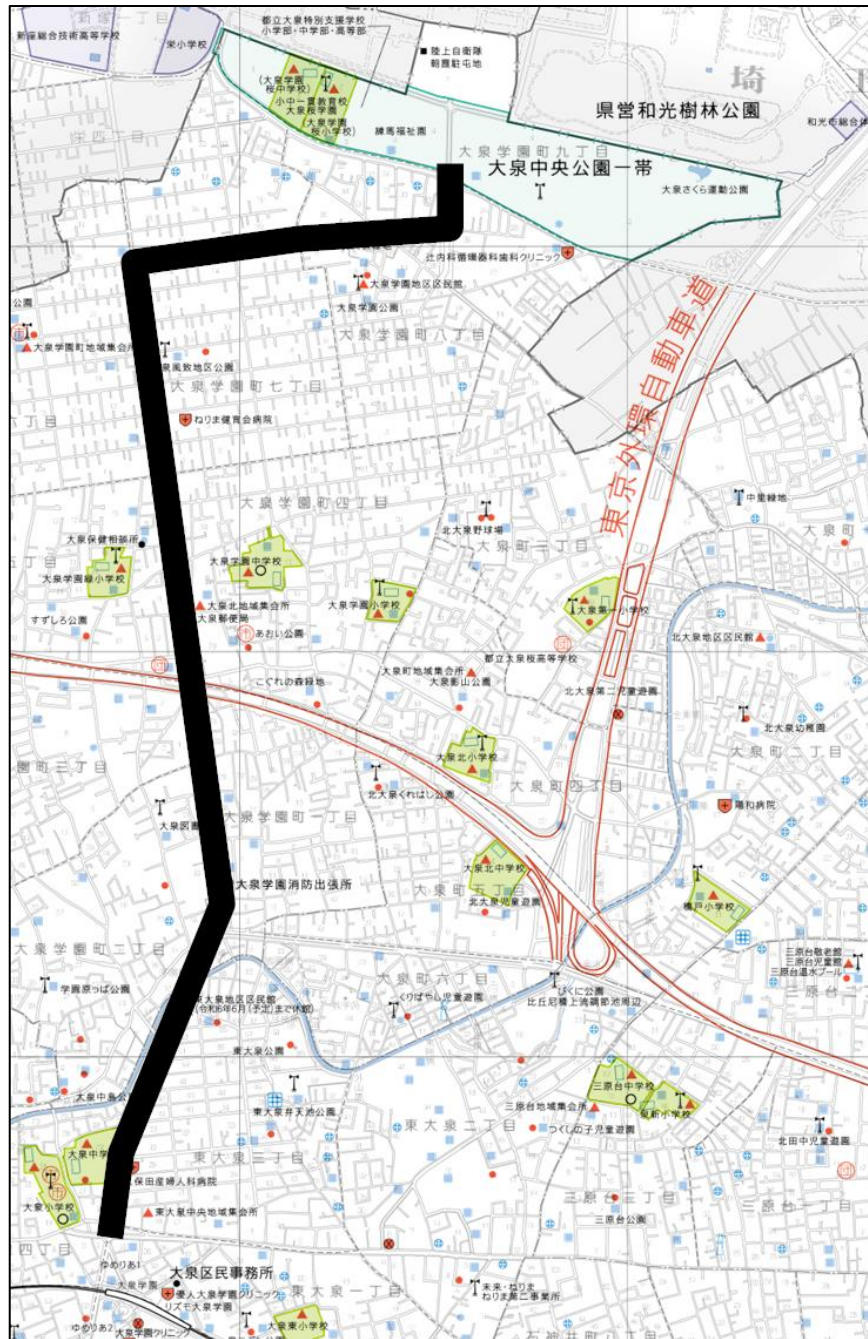
都指定避難場所「大泉中央公園一帯」（3.5km）

区道39号 →
（練馬区東大泉四丁目）

区道63号（長久保通り）

↓
→ 都道東京朝霞線

避
難
場
所



4 避難道路の選定

東京都は、原則として幅員15m以上の道路を避難道路に選定しています。ただし、これに該当する道路がない場合は、7.5m以上でも止むを得ないものとされています。

避難は一方通行を原則とし、避難の交差を避けます。また、異なる避難道路はあまり接近しないものとしています。

5 避難道路標識の設置

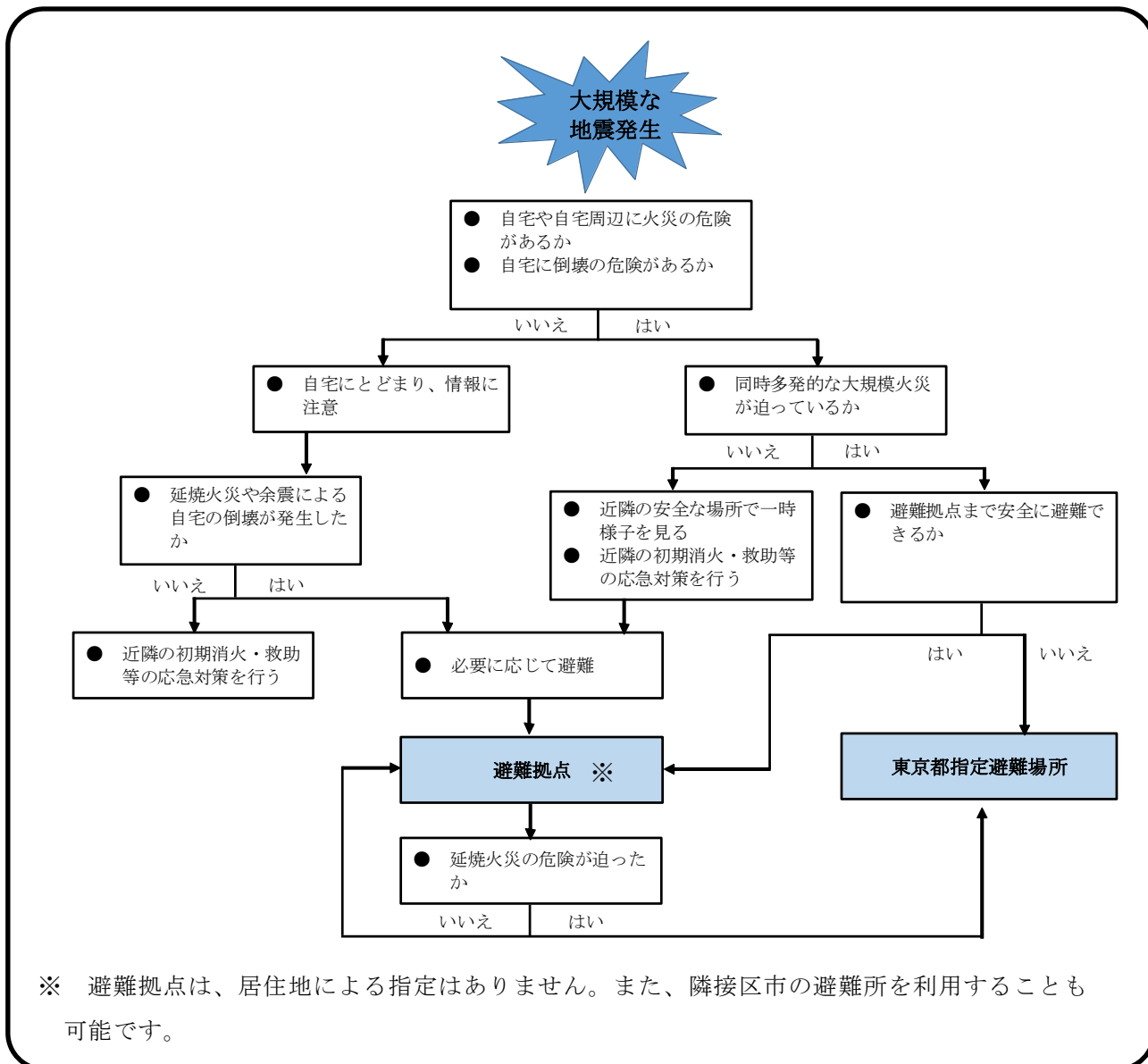
東京都は、避難誘導を円滑かつ安全に行うため、避難道路沿いに避難道路標識を設置しています。

6 避難道路等の広報

避難道路および東京都が指定した主要道路への家財等の持ち出しや、自動車の走行を行わないよう周知徹底を図ります。

応 急 対 策

第4款 避難行動【統括部】



1 災害と避難

災害が発生した場合でも、危険が迫っていなければ、避難する必要はありません。避難を行う場合は、次のとおりです。

- (1) 自宅の倒壊・火災の発生等の理由により、区民が自主的な判断に基づいて行う避難

- (2) 区長の避難指示等に従って行う避難（例：延焼火災の拡大、土砂災害等）（災対法第60条）
- (3) 区長の警戒区域設定に応じて行う避難（災対法第63条）

第5款 避難態勢【統括部】

1 発災時の避難行動

- (1) 火災を伴わない場合
自宅に倒壊の危険性がある場合は、避難拠点に避難します。
- (2) 火災発生初期の場合や火災との距離がある場合
避難拠点に一時的に避難し、避難拠点に延焼火災の危険が迫った場合は、区や警察、消防団等の誘導により、都指定避難場所へ避難します。
その後、火災が鎮火したときは、都指定避難場所から避難拠点に避難します。
- (3) 同時多発的な大規模な火災が迫っていて避難拠点まで安全に避難できない場合
直接、都指定避難場所に避難します。

2 避難指示等の発令

- (1) 災対本部長は、区域内において危険等が切迫した場合に、警察署長、消防署長と協議のうえ、要避難地域および避難先を定めて避難指示等を発令します。
災対本部長は、避難指示等を発令する場合において、必要があると認めるときは、都知事等に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求めることができます（災対法第61条の2）。
- (2) 避難指示等の発令を行った旨を東京都に報告します。
- (3) 区民の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、災対本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命じます（災対法第63条）。
- (4) 平成25年6月の災対法の改正により、区長は「避難のための立退き」の指示のみでなく、「屋内での退避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになりました（災対法第60条第1項および第3項）。
災害によって屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりするほうが安全な場合もありうるためのものであります。

3 避難情報と区民に求める行動

区は、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難情報の発令に関するマニュアルを定めています。発令の際に想定される状況と、区民に求める行動はつぎのとおりです。

	避難情報	想定される状況	区民に求める行動
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>『災害発生又は切迫』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生・切迫しており、既に安全な避難ができない状況。 ・地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された場合。 ・人的被害の発生した状況。 	<p>すでに災害が発生、または、切迫している状況。命を守るため、最善の行動。</p>
警戒レベル4	避難指示	<p>『災害のおそれ高い』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる区民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 <p>※立ち退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令</p>	<p>危険な場所にいる人は全員速やかに避難先へ避難。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所へ避難。</p>
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>『災害のおそれあり』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する区民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	<p>危険な場所にいる避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児等）とその支援者は避難。その他の人は、避難の準備。</p>

第6款 避難誘導【統括部、警視庁、消防署、消防団】

1 警視庁の役割

- (1) 避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほかヘリコプターによる上空からの広報活動を行います。
- (2) 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、区民防災組織や事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じます。

2 消防署の役割

- (1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報を行います。
- (2) 人命危険が著しく切迫し、区に通報するいとまのない場合、関係機関と連携し住民に避難を指示します。また、区にその内容を通報します。
- (3) 避難指示等が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路および消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報を行います。
- (4) 避難指示等が出された場合は、災害状況および消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示等の伝達を行います。
- (5) 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努めます。

3 消防団の役割

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連携をとりながら地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行います。

4 防災会の役割

- (1) 避難指示等が出された場合や、大規模な延焼火災が発生したときは、避難する旨を区域内に伝達します。特に避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画、日頃の情報に基づいて、避難を支援します。
- (2) 可能な限り住民を集合させ、区からの情報を得ながら、誘導します。

第7款 一時避難場所【災対各部】

区では、大きな災害が発生した場合は、指定避難所である避難拠点に避難するよう区民に周知しています。

しかし、発災直後に、被災者が避難拠点以外の区立施設へ緊急避難してきた場合は、被災者の安全確保のため、一時的に受け入れることとしています。緊急一時避難としての受入場所であるため、避難者の受入期間は発災直後から周囲の状況が落ち着くまでとします。受入対応は原則として施設職員が行い、状況が落ち着いた段階で、避難者に対し、帰宅するか指定避難所である避難拠点へ避難するよう案内します。

なお、区とあらかじめ協定を締結している都立学校等においても、必要に応じて一時避難場所として受け入れます。

第8款 避難所以外への避難者【統括部】

被害の状況によっては、避難所以外の場所で生活する被災者も出てきます。災対本部は、区民防災組織やボランティア等とも協力し、生活している場所、その状況および要望等を把握します。

特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群」になる危険性もあるため、健康管理等への啓発を行います。また、車中泊・テント泊の候補地となり得るオープンスペースの確保が困難であることも日頃から周知します。

災害時に自動車を使用する避難は、消火活動や救命・救助活動の支障になりかねないことから、控えるよう日頃から周知します。

第2節 避難行動要支援者対策

災害時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする方（避難行動要支援者）に対し、民生・児童委員、区民防災組織、防災関係機関、ボランティア等、様々な支援の担い手の力を結集し、支援を行います。

予 防 対 策

第1款 避難行動要支援者とは【福祉部、健康部】

「避難行動要支援者」とは、災害が発生した際に、自力で避難することが難しく支援を必要とする方のことです。これまでの災害では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上ります。避難行動要支援者の安否確認や避難支援が迅速に行えるよう、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成するなどの取組を進めています。

また、在宅人工呼吸器使用者・家族等が自助力・共助力を高め、発災時に適切な行動をとることができるよう、人工呼吸器を使用している方の個別支援計画を作成しています。

第2款 避難行動要支援者名簿【危機管理室、福祉部】

1 避難行動要支援者名簿の作成

「避難行動要支援者名簿」は、避難行動要支援者の方をあらかじめ登録しておく名簿のことです（災対法第49条の10）。安否確認や避難支援等を実施するための基礎となる名簿を作成し、活用を図ります。

避難行動要支援者名簿へ登録する方は、具体的には以下の条件に該当する方等を想定します。

【区で自動登録】

- (1) 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳1級または2級の認定を受けている方
- (3) 愛の手帳1度から4度までの認定を受けている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けている方

【希望により登録】

上記に準ずる方で、名簿登録を希望する方（例）

- (1) 人工呼吸器を使用している方
- (2) 難病（国および東京都の難病等医療費助成認定）の患者

- (3) 65歳以上でひとりぐらしの方
- (4) 75歳以上の高齢者のみの世帯
- (5) その他、自力避難が困難な方

区では、区の内部で把握している要介護者や障害者等の情報をもとに自動登録の要件に該当する方に対し、避難行動要支援者名簿に登録した旨のお知らせをお送りします。

また、災害時に支援が必要な方で、避難行動要支援者名簿に登録されていない方については、引き続き、様々な機会を通じて登録勧奨を行います。

さらに、必要に応じて東京都など他の地方公共団体等に対しても情報の提供を求めます。

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりです。

【避難行動要支援者名簿に記載・記録する事項】

項番	項 目
1	氏名・ふりがな
2	性別
3	生年月日
4	住所（居所）
5	連絡先
6	緊急時の連絡先（緊急連絡先氏名、本人とのご関係、連絡先）
7	身体状況（要介護度、身体障害者手帳等）
8	支援が必要な理由（身体・聴覚・視覚等の状況）
9	暮らしの状況
10	避難に必要なもの
11	特記事項（その他支援が必要な理由、避難時に必要な支援、かかりつけ医、医療状況等）
12	外部提供への同意の有無

2 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により変動が生じるため、区は避難行動要支援者の実態の把握に努め、避難行動要支援者名簿の情報（以下「名簿情報」という。）を随時更新します。

また、概ね5年に1度、避難行動要支援者全員の身体状況や暮らしの状況を確認する「現況調査」を実施しています。

3 避難行動要支援者名簿の共有および配備

避難行動要支援者名簿に基づく安否確認や避難拠点等への避難支援

は、避難支援等関係者を中心に実施します。避難行動要支援者名簿の情報は、平常時から避難支援等関係者と共有することで、災害時において円滑かつ迅速な避難支援等の実施が可能になるため、関係機関において名簿情報の共有を行い、災害に備えた対応を行うことが必要です。

そこで、避難行動要支援者本人が、避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することに同意している場合、区は避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して該当する名簿情報を平常時から提供します。また、災害時の安否確認等に活用するため、全ての避難拠点に名簿を配備しています。

避難行動要支援者名簿の提供先となる避難支援等関係者は次のとおりです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 民生・児童委員(2) 区民防災組織等（防災会、町会・自治会）(3) 消防機関(4) 警察署(5) 地域包括支援センター |
|---|

避難行動要支援者名簿の提供・配備にあたっては、個人情報保護の観点から避難支援等関係者が関わる地域の名簿情報のみを提供する等の配慮を行います。

また、民生・児童委員には民生委員法第15条の規定により、守秘義務が課せられています。その他の各団体とは、名簿情報の取扱いについての覚書を取り交わすなど、個人情報の取扱いについて徹底を図ります。加えて、区は、避難支援等関係者に対して、守秘義務が課せられていることを十分に説明し、個人情報適切に管理されるよう徹底しています。避難拠点に配備している避難行動要支援者名簿についても、施錠して保管するなど、適切な措置を講じています。

第3款 個別避難計画【福祉部、危機管理室】

1 個別避難計画の作成

「個別避難計画」は、避難行動要支援者ごとに、あらかじめ避難先、避難支援者等を決めておく計画のことです。令和3年5月の災対法改正により、個別避難計画の作成が区市町村の努力義務とされ、地域の実情に応じて概ね5年程度で作成に取り組むこととされました。避難行動要支援者名簿の登録者の中で、個別避難計画の作成に同意した方を対象に作成します。

区では、令和6年1月に実施した避難行動要支援者名簿の現況調査

II 防災本編

第5章被災者・避難者対策

にあわせて、本人や家族の記入による個別避難計画の作成を進めます。本人や家族による作成が難しい場合は、その作成事務を介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職に委託して作成し、令和7年度中に希望する方全員の個別避難計画の作成を完了させることを目指します。

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿の記載事項に次の事項を追加して記載します。

【個別避難計画に記載・記録する事項】

項番	項 目
1	避難先情報（避難先名称、住所（所在地）、連絡先等）
2	避難先優先順位
3	避難支援者情報（避難支援者氏名、本人との関係、連絡先）
4	担当の居宅介護支援事業所、相談支援事業所等
5	利用している介護・福祉サービス
6	自宅から避難先までの道のりにおける危険箇所・注意点
7	外部提供への同意の有無
8	計画作成への同意の有無

個別避難計画の作成にあたっては、避難支援者の確保が重要です。多くの場合、家族や知人が想定されますが、地域住民や事業所の協力も必要であることから、区民防災組織等に継続的に働きかけを行います。

2 個別避難計画の更新

区は個別避難計画作成者の実態把握に努め、個別避難計画の情報を随時更新していきます。

3 個別避難計画の共有

個別避難計画をより効果的に活用するため、避難行動要支援者名簿に個別避難計画の記載事項を追加し、一体的に管理・運用します。加えて、避難行動要支援者本人、避難支援者、計画作成支援者と情報共有します。その際、個人情報の取扱いについて徹底を図ります。

第4款 避難行動要支援者の支援体制【危機管理室、福祉部】

区における、避難行動要支援者の生命および身体を災害から保護するために必要な支援についての全体的な考え方を整理し、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を策定します。

全体計画においては、以下の事項等を定めます。

【全体計画で定める事項】

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法
(3) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項
(4) 避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担
(5) 避難支援等関係者による支援体制およびあらかじめ避難支援等関係者に情報提供することに同意のなかった者に対する支援体制
(6) 避難支援等関係者となる者
(7) 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために区が求める措置および区が講ずる措置
(8) 避難行動要支援者への支援体制
(9) 避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達
(10) 避難支援等関係者への依頼事項
(11) 避難支援等関係者の安全確保
(12) 発災時または発災の恐れがある時に避難支援等に協力を依頼する企業団体等との協定締結

1 地域における支援

災害時において、できる限り自力で対処できるような条件整備を行うとともに、自力で対処できない場合には地域における平常時からの様々なつながりを通じて、支援が受けられる協力体制を確立することが重要です。避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用した安否確認訓練や防災訓練等を通じて、地域住民自らがお互いに協力する体制づくりを目指します。

2 社会福祉施設等での対応

社会福祉施設等では、施設職員を中心に対応を図り、区民防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から構築していきます。また、福祉避難所に指定されている施設等では、福祉避難所の開設・運営を想定した訓練を実施しています。

3 避難支援等の担い手の確保

災害発生時の円滑かつ迅速な安否確認および避難支援のため、避難支援等関係者、ボランティア、協定団体、避難拠点に避難している避難者からも協力を得ながら、実施します。

4 避難支援等で必要となる資器材および移送手段の確保

避難支援等を実施するうえで必要な資器材については、避難拠点に備蓄してある物資を活用します。

また、避難支援が必要な方を避難拠点や福祉避難所まで移送する必要がある場合は、協定団体へ輸送手段の確保を要請します。

5 団体等との協力

避難支援や救援活動等を円滑かつ迅速に行うため、他自治体、地域事業者・団体等と協定を締結しています。

避難行動要支援者については、安否確認や必要な介護・障害福祉サービスの提供を行うため、専門事業者の応援が必要になります。そのため、区内の介護・障害福祉サービス事業者と、災害時における練馬区と練馬区介護サービス事業者連絡協議会との介護サービス利用者の支援に関する協定、災害時における練馬区と練馬区障害福祉サービス事業者連絡会との障害福祉サービス利用者の支援に関する協定を締結し、避難行動要支援者への避難支援体制を強化しています。

〔資料編 資料24-013、24-014 参照〕

第5款 避難行動要支援者の備えへの支援【危機管理室、福祉部】

1 避難行動要支援者への周知・啓発

避難行動要支援者が、可能な範囲で自ら災害に対処できるよう、リーフレット「災害にそなえて」等を通じて、平常時からの備えを周知・啓発しています。

2 室内安全対策の支援

地震・火災の際の避難行動要支援者の直接的な被害軽減のため、感震ブレーカーや家具転倒防止器具の取付など、室内安全対策の支援に取り組んでいきます。

応 急 対 策

第6款 避難行動要支援者の安否確認・避難支援【統括部、災対福祉部、災対環境部】

災害時には、民生・児童委員をはじめ、区民防災組織等の地域との連携により、避難行動要支援者の安否確認および避難支援を行います。また、災害の発生により新たに避難行動要支援者となった方に対しても同様に、身体的・精神的状況に配慮した安否確認や避難支援を行います。

1 安否確認・避難支援の方法

以下の手順により、安否確認・避難支援を行います。

(1) 避難拠点を活用した安否確認・避難支援

避難支援等関係者や練馬区災害ボランティア等の力を結集し、避難拠点を中心とした安否確認・避難支援を行います。安否情報は、確認の実施状況を踏まえて、支援活動につなげます。

① 災害時には、避難支援等関係者の他、練馬区災害ボランティア等の様々な支援の担い手が、避難拠点到参集します。

② 避難拠点到集まった担い手が役割分担を行い、避難拠点到あらかじめ配備している避難行動要支援者名簿をもとに、避難行動要支援者へ電話をかけるか、または自宅へ訪問して、安否確認を実施します。また、電話や訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や避難拠点到等への避難支援を行います。

(2) 地域独自の安否確認・避難支援

地域（避難支援等関係者）で既に独自の安否確認の仕組みを確立している場合は、避難拠点到参集せず、安否確認を実施します。また、訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や避難拠点到等への避難支援を行います。

(3) 地域包括支援センターによる安否確認・避難支援

避難拠点到参集せず、地域包括支援センターに配備された避難行動要支援者名簿を活用し、安否確認を実施します。また、電話や訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や避難拠点到等への避難支援を行います。

(4) 総合福祉事務所の安否確認・避難支援

区内の被害状況等を踏まえ、甚大な被害が発生している地域を優先して、自力避難の困難度が特に高いと思われる方の安否確認を実施します。また、訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や避難拠点到等への避難支援を行います。

2 安否情報のとりまとめ

(1) 地域独自に安否確認を実施した場合は、安否確認終了後、電話や訪問によって得た安否情報を避難拠点到報告します。また、地域包括支援センターは、管轄の総合福祉事務所へ報告します。

(2) 避難拠点到および総合福祉事務所で安否情報を集約し、その結果を災対福祉部へ報告します。これらの報告により、災対福祉部において安否情報を一元的に集約します。

(3) 避難行動要支援者の救出・救護が必要な場合は、避難拠点到または総合福祉事務所から、地元の消防、警察、区民防災組織等へ要請するか、または災対本部へ要請します。

3 避難支援等関係者の安全確保

安否確認・避難支援の実施にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命および身体の安全を守ることが重要です。そのため、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うことができるよう、「避難拠点運営の手引」や防災訓練を通じて、安全確保に対する理解を深めていきます。

4 清掃事業の戸別訪問収集を活用した安否確認

区の清掃事業では、平常時から、65歳以上または障害がある方のみの世帯で、家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難であり、身近な方の協力を得られない世帯を対象に「戸別訪問収集」を実施しています。

災害時においても、この事業による平常時からの関わりを通じて、安否確認を行います。

5 避難支援体制の確保

避難行動要支援者の避難支援を実施するため協定事業者を活用します。

復旧・復興対策

第7款 避難行動要支援者と復旧期【災対各部】

応急対策期から復旧期にかけても、避難行動要支援者に対する支援サービスが適切に行われるように努めます。

災対各部が関係機関と連携しながら被災者のニーズの把握に努めます。

第3節 避難所対策

区の災害対策の基幹となり、災害発生時に地域における防災拠点となる避難拠点体制等、避難所対策を推進します。

第1款 避難拠点【危機管理室】

阪神・淡路大震災以後、区では全ての区立小中学校を「避難所＋防災拠点＝避難拠点」とし、その整備充実を図ってきました。区立小中学校の大規模改修や建替等に際しては、バリアフリー化、ライフライン支障時のエネルギーや水等の確保、排水設備の耐震化（トイレ対策等）、主な避難場所となる体育館の空調設備の設置に取り組んでいます。

また、避難拠点は、避難拠点運営連絡会や防災会等の地域の区民防災組織や、各種協定団体、地域の企業等の連携により、地域の自立した防災の活動拠点を目指します。

1 避難拠点の主な役割（避難拠点の6つの役割）

- ① 水・食料の配給拠点となります。
- ② 避難生活を支えます。
- ③ 復旧・復興関連情報を提供します。
- ④ 簡単な手当てや、健康相談を行います。
- ⑤ 被災者のために相談所を開設します。
- ⑥ 救助などの要請を行います。

2 避難拠点要員

練馬区避難拠点要員（拠点の近隣に居住ならびに近隣施設に勤務する区職員）と学校避難拠点要員（学校教職員のうち、避難拠点の運営を担当する者）は、区の区域において震度5弱以上の地震が発生した場合には、命令の有無にかかわらず指定されている区立小中学校に参集し、避難拠点運営連絡会の協力を得ながら、避難拠点の開設・運営に従事します。

3 避難拠点運営連絡会

避難拠点運営連絡会は、避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うための地域住民による区民防災組織です。全ての避難拠点で避難拠点運営連絡会が結成されています。

4 避難拠点要員と避難拠点運営連絡会の主な役割

避難拠点の開設・運営は、避難拠点要員班長が責任者となって練馬区避難拠点要員、学校拠点要員、避難拠点運営連絡会が連携・協力して行います。

避難拠点ごとに校舎の形状や地域の特性が異なることから、それぞれの避難拠点ごとに個別のマニュアルを作成して運営します。

なお、災害時においても学校施設の管理者は学校長です。災害時の学校施設の利用については、区と学校長をはじめとした学校教職員が平常時から連携して検討しています。

5 避難拠点の受入可能人数

都の被害想定では、区内の避難所避難者数は、発災後4日～1週間で最大となり、約87,000人と想定されています。（多摩東部直下地震 M7.3、冬・夕方、風速8m/秒の場合）

避難拠点全体として、想定されている避難者の収容は可能ですが、避難者が避難拠点での受入可能人数を上回った場合は、他の区立施設や、あらかじめ協定を締結している周辺の都立学校等を臨時的避難所として開設します。

6 避難拠点の周知

各区立小中学校では、避難拠点である旨の表示を行うとともに、街頭消火器収納箱や公設掲示板においても避難拠点について表示し、防災地図の配布と併せて避難拠点の周知を徹底します。

7 避難拠点における環境の整備

避難拠点において良好な環境が確保されるよう、内閣府が定めた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）」等を参考としながら、平常時より以下の取組を実施し、環境整備に努めます。

なお、環境整備にあたり、女性、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の多様な避難者に対して、十分な配慮を行います。

(1) 要配慮者に配慮した避難スペースの確保

- 高齢者や障害者、妊産婦など、避難生活を送るうえで配慮が必要な方に配慮できるよう、校舎1階のトイレに近いスペースを可能な限り確保します。

(2) プライバシーの確保

- 長期に渡る避難所生活のストレスを軽減させるため、間仕切りや避難所用屋内テント等を調達します。
- 男女別の更衣室や物干し場、授乳室、おむつ交換場所等、女性への配慮や避難者のプライバシーが保たれるよう、事前に設置場所を定めています。

- (3) 冷暖房設備の確保
- 主な避難スペースとなる体育館の空調設備については、令和7年度までに設置します。
 - エアコン、扇風機等の冷暖房機器を確保します。
- (4) トイレ環境の確保
- 断水や停電により、施設のトイレが使用できなくなったときに備え、災害用トイレ（マンホールトイレ、簡易トイレなど）を備蓄しています。
 - 屋外にトイレを設置する場合、性被害や犯罪を防ぐなど安全性確保に留意して設置場所を定めています。
- (5) 電源・通信環境の確保
- 非常用電源として、ガソリンを燃料とする小型発電機と一定量のガソリンを配備しています。備蓄燃料が不足した場合、燃料が不要な避難拠点から不足している避難拠点に再分配します。また、同時に、協定事業者や協定自治体等に燃料の供給を要請します。
 - 備蓄している発電機の補完として、協定により、LPガスで使用可能な発電機を調達します。
 - 通信環境の確保のため、全避難拠点にWi-Fiを整備しています。また、スマートフォン・携帯電話充電用として、多機種携帯対応型充電器を1拠点あたり1台備蓄しています。
- (6) 衛生的な環境の確保
- 避難拠点での感染症を予防するため、マスク、アルコール消毒液等の物資を備蓄しています。
 - 口腔ケア用品、ボディシートなどの衛生用品を備蓄します。
 - 避難生活にあたり、大量のごみが発生することが想定されることから、臨時のごみ集積場所を定めています。
- (7) 防犯対策
- 定期的に避難拠点内を巡回警備するなど、盗難や性犯罪といった犯罪の防止対策を行います。

応 急 対 策

第2款 避難拠点の運営【統括部、災対教育振興部】

各避難拠点では、「避難拠点運営の手引」や避難拠点ごとのマニュアルに基づき、避難拠点要員と避難拠点運営連絡会が緊密に連携しながら運営を行い、避難者（在宅避難者を含む。）に関する情報の把握に努めます。

1 避難拠点の状況把握

災対本部は、各避難拠点の開設・運営状況を把握します。災対教育振興部は、災対総務部と協力し、避難拠点の状況把握に努めます。災対教育振興部は、状況がある程度落ち着いた段階（通常用いられる通信手段が概ね利用できるようになった段階）で、災対本部から避難拠点の統括業務を引き継ぎます。

2 避難拠点における負傷者の対応

避難者受入開始の報告、被害状況、物資不足見込み等の情報を、災対本部に報告します。

負傷者は、医療救護所の設置されている避難拠点ではその場所へ、設置されていない避難拠点では保健室等あらかじめ定めた場所へ案内し、医療機関等への搬送体制をとります。

3 避難者

避難生活が落ち着いてきたら、避難者自らの状況に応じて、避難拠点の運営に積極的に関わるようにします。

4 避難拠点の開設

(1) 開設基準

避難者の有無にかかわらず、練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合、避難拠点要員が自動的に参集するとともに、すべての避難拠点を、建物の安全確認後に開設します。

(2) 開設の決定と報告

避難拠点の開設は、原則として避難拠点要員の班長により決定します。避難拠点を開設したときは、通信可能な情報手段により、災対本部に開設した旨を報告します。

災対本部は、避難拠点や福祉避難所の開設状況について、必要事項を速やかに東京都、警察署、消防署等の防災関係機関に報告します。

報告にあたっては、避難拠点や福祉避難所ごとの避難者（在宅避難者を含む。）の情報を把握します。

5 ボランティアの受入れ

災害の様相によっては、ボランティアの従事内容の需給調整を行う必要が生じます。一般のボランティアは、手続きの煩雑さを避け効率的に支援してもらうため、直接避難拠点で受け入れます。

6 避難拠点の計画的な統合・閉鎖

避難拠点の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とします。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受けます。

避難拠点の開設が長期にわたる場合、災害後の教育再開や、人員・物資等の効果的・効率的投入を考慮すると、計画的に避難拠点の閉鎖・統合を図る必要があります。

避難者が減少した後における、避難拠点の統合・閉鎖については、次により計画的に実施します。

- (1) 避難者が減少するまでの間については、小・中学校の避難拠点とも、同様の取り扱いとします。
- (2) 中学校は比較的短期間を想定した避難拠点とし、小学校は長期避難者に対応する避難拠点と位置づけます。
- (3) 避難拠点として閉鎖した後の中学校は順次、教育再開します。

なお、避難者がいない避難拠点の閉鎖については、区内全体の被害状況や避難状況を勘案し、災対本部において判断し、各避難拠点に指示します。

第3款 福祉避難所【災対福祉部】

避難拠点において特別な配慮を必要とする高齢者や障害者などを対象として開設するもので、区では、災対法に基づく指定避難所（指定福祉避難所）の指定や協定の締結により、区内の福祉施設等を事前に指定しています。（令和5年2月1日現在：48か所）

【資料編 資料30-018 参照】

福祉避難所では、平常時から受入訓練やマニュアル等の見直し、備蓄物資の充実等、絶えず見直しを行いながら災害対策の推進に努めていきます。

福祉避難所は次の手順で開設し、適切な支援を図ります。

- (1) 避難拠点は、災対本部に対し、福祉避難所での受入を要請します。
- (2) 災対本部は、福祉避難所の開設を要請します。要請にあたっては、当該施設の被害状況、受入能力等を踏まえ、福祉避難所に指定されている福祉施設等に、災対福祉部が要請します。
- (3) 災対本部は、福祉避難所の開設状況、受入の可否を避難拠点へ連絡します。
- (4) 防災関係機関や区民防災組織等の協力を得て、福祉避難所の受入対象者を避難拠点から移送します。

(5) 福祉避難所では、施設職員のもとで健康面に配慮しながら、受入対象者の立場に立った避難生活に必要な支援に努めます。

また、福祉避難所への直接の避難についても、検討していきます。

第4款 臨時的避難所【災对各部】

災害の規模や被害の状況、感染症のまん延により、避難拠点だけでは避難者を十分に受け入れられないときや避難所において感染症が拡大したときは、福祉避難所となる福祉施設等を除き、災対本部の要請に基づき、区立施設を臨時的避難所として開設します。

あわせて、区と協定を締結している都立学校等についても、必要に応じて臨時的避難所として開設を要請します。

第5款 他自治体への広域避難【統括部】

1 避難者受入れの要請

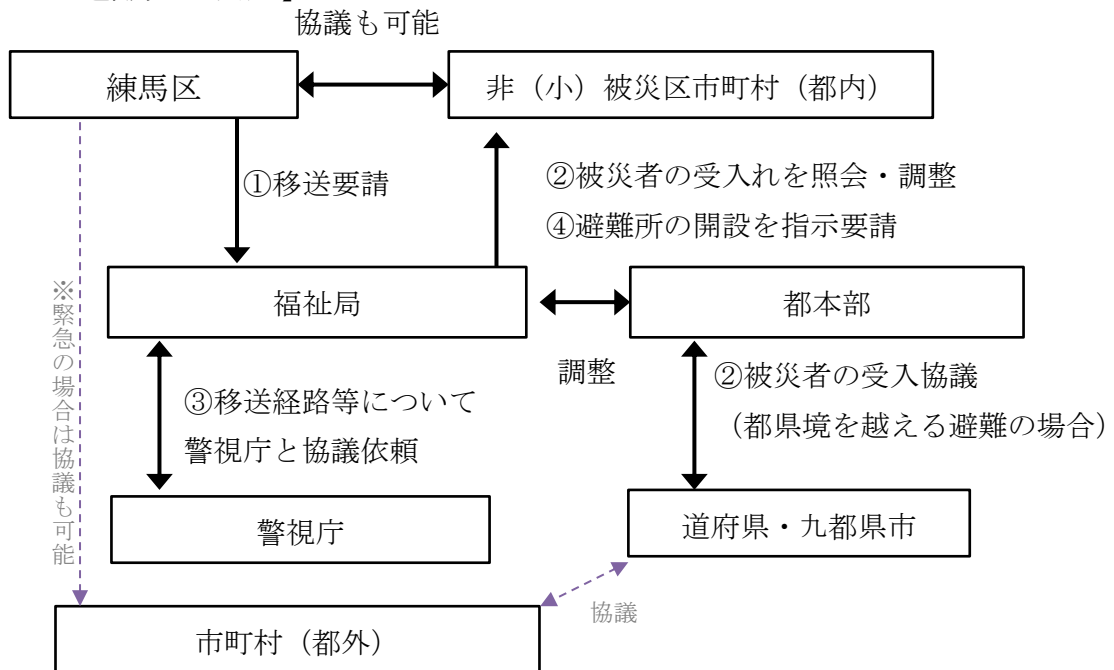
区長は、被害が甚大となり、多くの被災者が発生する等の緊急事態が生じ、すべての被災者を避難拠点等に受け入れることが困難なときは、協定締結自治体等に被災者の受入れを要請するとともに、他地区（近隣の非被災もしくは小被災地自治体または隣接県）への被災者の移送について、都知事（東京都福祉局）に要請します。

要請にあたっては、次の事項を伝達します。

避難者の人員数（男女別）・世帯数
要配慮者の人員
避難期間
引率者の氏名等
その他必要事項

協定締結自治体へは直接、要請を行います。また、協定締結自治体以外の自治体への要請は、次のとおり、原則として都知事（東京都福祉局）に要請します。ただし緊急の場合には、他の都道府県の市町村長に直接協議することも可能です。

【移送・避難先の決定】



2 運営・輸送等

職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させます。

避難所の運営は移送元の区が行い、被災者を受け入れた区市町村は運営に協力します。また、費用は移送元の区が負担します。

3 避難対象者への周知

周辺自治体への避難を決定した場合、速やかに対象者に周知します。また、都知事に速やかにその内容を報告します。

第4節 保健衛生対策

発災時に、保健衛生活動を迅速かつ円滑に行うため、以下の取組を実施します。

区は、災害発生時は遅滞なく避難所を設置し、避難所に滞在する被災者に対して、食料、生活関連物資等の配布を行うとともに、保健医療サービスを提供します（災対法第86条の6）。また、避難所以外に滞在する被災者に対しても同様に保健医療サービスを提供します（災対法第86条の7）。

区は、災対法のこれらの規定に基づき、災害発生時には保健衛生活動を迅速かつ円滑に行います。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の経験と教訓を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。

予 防 対 策

第1款 平常時の保健衛生活動【危機管理室、健康部】

発災時に保健衛生活動を円滑に実施できるよう、平常時から以下の取組を実施します。

1 防疫体制の整備

防疫用資機材の備蓄および調達・配布計画について、関係部署と検討します。

2 感染症対策等

(1) 感染防止にも資する避難行動の住民周知

避難拠点における過密抑制のため、避難行動に関して以下のことを区民へ周知します。

- ① 自宅が安全な場合は避難拠点到避難せず自宅に留まる「在宅避難」を行うこと。
- ② 災害時に安全な場所にある親戚や知人宅への避難を検討しておくこと。

(2) 避難拠点における対策

多くの避難者が避難してくる避難拠点では、感染症対策を行いながら、避難拠点を運営する必要があります。そのため、これまでの避難拠点運営マニュアルに以下の項目等を盛り込み、避難拠点における感染症対策を行います。

主な対策は次のとおりです。

- | |
|--|
| <p>① 過密抑制、消毒等</p> <ul style="list-style-type: none">● 体育館のみならず教室等も活用し避難者スペースを確保する。● 避難者（世帯）間の間隔を十分確保する。● 窓、扉を開ける等、定期的な換気を行う。● 健康者用スペースと、咳・熱症状者用スペースを区分けする。
また、トイレや動線は可能な限り分ける。● 咳・熱症状者の専用スペースでは、避難所用屋内テント・間仕切りを使用し、飛沫感染を予防する。● 受付の際に、避難者の検温・体調確認し、咳・熱症状者と健康者を振り分ける。● 避難者は、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策に努める。● 定期的な消毒や清掃をする。● 感染者が出た際は、受付時に提出を求めている氏名、電話番号を活用する。 <p>② 避難拠点運営従事者の体制</p> <ul style="list-style-type: none">● 従事者は、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策に努める。咳・熱症状者用スペース等では必要に応じてフェイスシールド、手袋等を装備し対応する。● 咳・熱症状者への食事の提供は、直接接しない。 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none">● 感染症拡大防止や咳・熱症状者の人権に関する啓発をする。● 在宅避難、避難時に持参するものを周知する。 |
|--|

(3) 感染症対策物資の確保

区は、避難拠点における感染症を防止するため、マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液等を備蓄しています。

また、区民に対しても、日頃からの備蓄品の中に、マスクやアルコール消毒液等の感染症対策物資を加え、避難する際には携帯するよう周知・啓発します。

3 災害時の食事について

(1) 自助の取組

災害時には、食物アレルギー対応食、乳児用ミルク、嚥下困難な方向けの食品など、通常の食品を食べることができない人のための食品（以下「特殊栄養食品」という。）が手に入りづらくなることが想定されます。そのため、食物アレルギー対応の食品等自分自身が安心して食べられる食品を家庭でも備蓄するよう区公式ホームページ等で周知・啓発します。

(2) 特殊栄養食品の調達

災害時に不足する特殊栄養食品を迅速に調達できるよう、東京都栄養士会と協定を締結しています。

応 急 対 策

第2款 被災者支援の基本的な対応方針【災対健康部、災対福祉部】

避難生活において良好な環境が確保されるよう、巡回対応を行うなど避難拠点を中心とした保健衛生活動、防疫活動などを実施します。

また、事前に作成した避難拠点運営マニュアルに基づき、避難拠点で必要な感染症対策を実施します。

なお、福祉避難所に避難している被災者や在宅避難者に対しては、特に個々の健康状況や生活状況に鑑み、支援を行います。

第3款 災害時の保健衛生活動【災対健康部、災対福祉部】

災害時、次の要領により保健衛生活動を行います。

1 活動内容

(1) 区民や毒物劇物取扱者から毒物劇物による事故の届けを受けた場合は、事故届受付表に記録し、必要な応急措置を指示し、防災関係機関（警察・消防・東京都）に連絡します。

(2) 保健衛生活動は、食品衛生指導班、環境衛生指導班、巡回訪問班を組織して業務を行います。

※ 状況に応じて増班を行います。

班名	編整数	構成	業務内容
食品衛生指導班	練馬地区1 石神井地区1	食品衛生監視員 2～6名	① 避難拠点の食品衛生指導 ② 食品の安全確保 ③ 区民からの食品安全に関する問い合わせへの対応
環境衛生指導班	1～2	環境衛生監視員 2名	① 飲料水の安全確保 ② 衛生的室内環境の確保 ③ 環境衛生施設の衛生指導

班名	編整数	構成	業務内容
巡回訪問班	練馬地区1 石神井地区1	保健師、 管理栄養士、 歯科衛生士 若干名	① 要配慮者の安否確認 ② 健康調査および避難拠点における健康相談、地域における巡回相談 ③ 避難拠点等における食事提供の状況把握 ④ メンタルヘルスケア（長期に及ぶ場合には、各保健相談所の精神保健活動に繋ぐ。） ⑤ 感染症予防のための広報および健康指導 ⑥ 健康管理への啓発

2 避難拠点における具体的な取組内容

内閣府が定めた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）」等を参考としながら、以下の取組を実施します。

(1) 避難拠点への保健師等の巡回

- ① 各避難拠点を保健師等が巡回し、避難拠点内の感染症予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化、被災者の心身の機能の低下を予防します。そのため、広報誌の配布や、避難拠点全体の健康面に関するモニタリングや、感染症拡大に向けた必要な注意喚起を実施します。
- ② モニタリング等の結果を踏まえ、避難拠点運営関係者、福祉分野をはじめとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決、避難拠点の食事提供の状況および衛生環境の改善を図ります。

(2) 避難拠点における巡回診療・巡回相談の体制や環境の整備

- ① 避難拠点での避難生活が長期間に及ぶ場合、被災者の心身の機能低下、生活習慣病などの疾患の発症や悪化、心の健康に関する問題等健康上の課題が多く生じます。そのため、保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、避難拠点内で健康相談をできるようにします。また、四師会や医療ボランティアの活用により、診療が受けられる体制を整備します。
- ② インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種の実施を検討します。
- ③ プライバシーに配慮して診察や相談を行えるよう、独立したスペースを設けます。

Ⅱ 防災本編

第5章 被災者・避難者対策

(3) 避難拠点運営連絡会、ボランティアを活用した巡回体制

- ① 避難拠点運営連絡会やボランティアの活用により、避難生活の環境改善を図ることや、被災者の保健、医療ニーズの把握、被災者の体調の変化への気づき等が行えるように体制を構築します。
- ② 把握した被災者の体調の変化については、保健師等専門職が被災者の健康管理、個別支援を実施し、必要に応じて外部医療機関等へ引き継ぐなど対応します。

(4) 避難拠点の衛生管理

感染症の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難拠点内の清潔保持等の環境を整備します。

(5) 避難拠点の栄養管理

食物アレルギーのある方、乳幼児、高齢者等で食事への配慮が必要な方に、管理栄養士等が栄養管理等の必要な対応を行います。また、避難拠点での避難生活が長期間に及ぶ場合、栄養のバランスの取れた適切な食事提供が行われるよう、関係部署や協定団体と連携し調整します。

(6) アレルギー疾患患者の把握と対応

- ① 各避難拠点運営連絡会の協力に加え、避難拠点の掲示板を使って、食物アレルギーのある方の把握と配慮、周囲の方々の理解を促進します。避難拠点で提供する食事に原材料表示等をするなど、できる限り情報提供を行い、食物アレルギーのある方が安全な食事を選択できるようにします。
- ② ぜん息（気管支ぜん息）患者は、ほこり、煙、においなどが発作の引き金になり、普段と違う環境では症状が悪化しやすくなります。吸入機器の電源が必要なこともあるため、各避難拠点運営連絡会の協力のもと、優先的に電源が使用できるよう配慮するとともに、症状の悪化を避けるために避難拠点内でほこりの少ない場所を確保するなどの配慮も行います。
- ③ アトピー性皮膚炎は子どもに多いアレルギーの病気の一つであり、毎日のスキンケアがかかせません。各避難拠点運営連絡会の協力のもと、できる限りシャワーや入浴などの優先利用や、薬を塗るときに周囲の目から触れなくて済むよう配慮します。

(7) 熱中症予防対策

災害による停電で空調が使用できない場合、夏季には熱中症のリスクが高まります。また、被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等によっても熱中症のリスクが高くなる可能性があり、避難生活では普段以上に体調管理を心掛ける必要があります。とりわけ、高齢者、子ども、障害者の方は注意が必要です。

避難所や在宅で避難生活を過ごすときの備えとして、冷却剤の備

蓄や、非常持出品に涼しい服装や日傘、帽子などを用意するなど、災害時の熱中症予防対策について防災訓練や防災講話などを通じて周知・啓発します。

(8) 避難拠点の運営従事者への配慮

避難拠点の運営に従事する方の心身の安定を図るため、ストレスの解消法を周知します。

3 在宅避難者等への取組内容

- (1) 避難拠点で避難生活する方だけでなく、在宅で避難生活を送る方（福祉避難所に避難された方を含む。）等も、支援します。
- (2) 在宅で避難生活を送る方等に対して、区や地域等による見守り機能を充実します。特に要配慮者等の支援が必要となる方に対して情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食料等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じます。
- (3) 被災者台帳の活用などにより、在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難拠点と連携して避難生活を支援します（災対法第90条の3）。
- (4) 自動車等の狭いスペースなどで生活している避難者に対しては、エコノミークラス症候群発生予防など健康管理についての注意喚起を行います。
- (5) 難病や障害等で特別な配慮を必要とする方で、医療的ケアの必要性から介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない在宅の要配慮者を福祉避難所へ搬送し、療養環境を整備します。
- (6) 在宅患者など、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる方、日常生活に重大な支障をきたす方を把握し、必要な医療や物資が提供できるようにします。
- (7) 在宅医療患者で入院が必要となった方に対しては、練馬区災害医療コーディネーターと連携して医療機関への入院を図ります。
- (8) 給食施設が連携し、施設間で支援がスムーズに行えるように指導・助言を行います。

4 公衆浴場の確保

- (1) 区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握します。
- (2) 被災者に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援します。
- (3) 協定に基づき、被災者の入浴について東京都公衆浴場業環境衛生同業組合練馬支部に支援を要請します。

〔資料編 資料24-003 参照〕

5 特殊栄養食品の提供

東京都栄養士会との協定に基づき、災害時に区に派遣される日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）※と連携し、被災者に対して特殊栄養食品を提供します。

※ 公益財団法人日本栄養士会が東日本大震災をきっかけに、大規模自然災害発生時、迅速に被災地での栄養・食生活支援を行うために設立したチーム。

復旧・復興対策

第4款 防疫体制の確立【災対健康部】

災対健康部は、災害の種類、程度に応じ、被災地域や避難拠点における防疫活動を行うことにより、感染症の発生やまん延を防止します。

1 防疫活動

- (1) 実施計画を作成し、備蓄している資材・薬品により、避難拠点のトイレ等を順次消毒するように指導します。また、被災家屋等については消毒の実施または消毒薬を配布して、指導します。
- (2) 被災地域や避難拠点の感染症発生状況を把握し、必要な予防対策を行います。また、一類・二類感染症など入院が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合には、東京都や防災関係機関と連携して、受入医療機関の確保および移送・搬送手段の調整および確保を行います。
- (3) 防疫活動は、防疫チームを組織して業務を行います。

班名	編成数	構成	業務内容
環境衛生指導班	2	環境衛生監視員 2～4名	① 井戸水等の調査 ② 消毒の実施および指導
健康相談班	1	事務2名 保健師1名	① 健康調査および健康相談 ② 感染症の発生状況把握 ③ 感染症予防のための広報 および健康指導

- (4) 環境衛生指導班は、飲料水が塩素剤等で消毒されているか確認を行います。それ以降は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法および消毒の確認方法を指導します。

2 役割分担

被災戸数、防疫活動の実施について、東京都に報告します。区の対応能

力では不十分なときは、東京都へ協力を要請します。

第5款 心のケア ～精神疾患患者および精神科医療を要する区民への対応～【統括部、災対健康部】

1 情報提供

災対健康部は、精神科病院、診療所の開設状況を把握し、統括部へ伝達し、区民への情報提供に努めます。

2 患者への対応

入院を要する患者の方の入院が継続不可能になった場合、東京都と連携して精神科医療機関への転院を図ります。また、通院をしている患者の方については、通院継続や生活の支援に努めます。

第5節 飼育動物対策

災害時に、適切に飼育動物の保護等を行うことにより、動物の飼い主である区民や、避難生活を送る区民の安全安心を確保します。

予 防 対 策

第1款 飼い主の責務【危機管理室、健康部】

1 飼い主責任の原則

- (1) 動物の飼い主は、自分の身体に急迫な危険が迫る等の緊急事態を除き、災害時に動物を放置して見殺しにしたり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせたりしないことが、飼い主の責務として求められます。
- (2) 終生飼養をするために、平常時から、災害に備えた準備やしつけを行うことが必要です。健康管理、迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）、ケージや餌などペット用の非常持ち出し品・備蓄品等を準備する必要があります。
- (3) 自宅からやむなく避難する場合を想定しておきます。その際には、地域社会に対する飼い主の責任を認識した上で、ペットと一緒に避難します。
- (4) 日頃から近隣の飼い主同士で、災害時に助け合いができるよう協力体制を構築します。

2 「同行避難」について

- (1) 地域に危険があるときに、「ペットがいるので避難できない」ということが、新たな被害につながる可能性もあります。また「避難所に連れて行けない」とペットを放してしまえば、ペットの野生化等の危険が生じます。
- (2) 区では、ペットの飼い主が、避難所に避難する必要がある場合には「同行避難」を呼びかけています。同行避難は、動物愛護の観点、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要です。そのため、国などの考え方を受け、「練馬区災害時ペット対策に関する基本的な考え方」、「同行避難ペット受入れの手引き」を定めています。
区は、災害時の同行避難について、また、自助の取組としてペット用品の備蓄について、区民に周知しています。
- (3) 災害時の避難所には、大勢の人が集まり、その中には動物にアレルギーのある方や、動物が苦手な方もいます。一方、人だけでなく、ペッ

ト自身も災害時にはストレスを受けています。避難所では、些細なことがきっかけでトラブルに発展しかねません。ペットが騒いだりした場合は、ペットが悪いのではなく、飼い主に責任があることを自覚する必要があります。飼い主には、普段以上に様々な配慮が求められます。

第2款 区における取組【危機管理室、健康部】

1 ペット同行避難訓練の実施

平常時の避難拠点の活動において、「同行避難ペット受入れの手引き」に沿ったペット同行避難訓練を実施し、受付時のペットの登録やペットの収容場所の検討を行っています。今後、「動物避難所開設用キット」を使用した訓練についても実施していきます。

2 練馬区災害時ペット管理ボランティア

避難拠点でのペットの適正飼育、管理のため、練馬区災害時ペット管理ボランティアの登録制度を設け、避難拠点でのペットの受入や「動物救護センター」に収容された動物の飼育管理などを行うこととしています。

ボランティア登録者を増やすため、制度についての周知を継続して行っていくとともに、研修を実施するなどボランティアのスキルアップを図ります。

3 ペット用品の備蓄

災害時にペットと一緒に避難する場合は、飼い主責任として、ケージや餌などペット用品を持参することが原則です。しかし、避難所での避難生活の長期化なども想定されます。区は避難拠点において、同行避難したペットを受け入れるスペースの開設を行うためのアクションカードや必要な物品を収納した「動物避難所開設用キット」を備蓄しています。また、協定事業者等からペット用品の調達を行います。

応 急 対 策

第3款 動物の救護【災対健康部、獣医師会】

1 避難所での同行避難動物の受入れ

- (1) 避難所では、敷地内に同行避難をしてきたペットを飼養する場所を確保します。その際には、避難者の生活空間とは分離して設置します。できる限り人と動物の居場所を分けることで、トラブルの発生を防ぐことができます。

- (2) 避難拠点では、同行避難をしたペットの登録を行います。また、飼い主は、避難拠点における飼育のルールを守り、同行避難をしたペットの世話や清掃を行います。

2 災害により傷病を負った動物の救護

- (1) 原則として飼い主の責任となります。飼い主がわからない場合や、飼い主が被災し救護が不可能な場合は、区と獣医師会の協定に基づいて、獣医師会の会員が負傷した動物への応急手当等を行います。
- (2) 被災動物の保護場所の設定およびボランティアによる飼養管理等については、災害時の協定団体である獣医師会と協議して実施します。

3 「動物救護センター」の設置

災害により、飼い主が被害を受けたり、死亡や入院等により飼育動物を育てられなくなったりする場合があります。

その場合は、区と獣医師会が、一時的に動物の保護を行うための「動物救護センター」を開設し、東京都が災害時に行う被災動物の保護活動に協力します。

動物救護センター設置場所

○ 都立光が丘公園 弓道場

4 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走があった場合は、東京都など関係機関へ連絡します。

各関係機関の協力のもと、区は、住民に対する周知および住民の避難誘導や保護、関係機関への情報提供を行います。

復旧・復興対策

第4款 動物の救護【災対健康部、獣医師会】

1 動物の適正な飼養

- (1) 避難拠点における動物飼養状況を把握し、東京都・関係団体へ情報提供をします。動物保護活動を円滑に行うために、東京都、獣医師会、ボランティア団体等との連携に留意します。
- (2) 避難拠点から東京都が設置する動物保護施設への動物の搬送等に協力します。

2 避難生活における動物飼養

- (1) 動物救護へのニーズは、時系列で変化します。避難が長期に渡る場合でも、飼い主とペットが引き離されないようにすることが重要です。
- (2) 仮設住宅等への入居の際も、避難拠点と同様に動物の適正飼養と周囲への配慮が必要です。

第6節 安否情報の提供

被災者の生死や所在等に関する情報は、災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つです。

区では、被災者の安否を案ずる方等からの照会に対し、個人情報保護への配慮を行いつつ、安否情報の提供に応じるものとします。

応 急 対 策

第1款 安否情報の提供【災対区民部】

区は、区内において何らかの人的・物的被害を伴うような災害が発生し、安否情報の提供を行う必要が生じた場合、安否情報の照会の受付・回答に関する事務を行います。また、区は安否情報の提供を行う際には、照会窓口や照会方法を住民等に対し周知します（災対法第86条の15）。

1 安否情報の照会受付

安否情報の照会については、原則として必要事項を記載した書面を窓口提出することにより受け付けます。ただし、照会者が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や、遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話などでも照会を受け付けます。いずれの場合でも、照会にあたっては、次の事項を明らかにします。

- (1) 照会者の氏名、住所※その他の照会者を特定するための必要事項
- (2) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日および性別
- (3) 照会をする理由

※ 法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

2 照会可能な情報

区は、被照会者の安否情報を保有している場合には、照会者の本人確認を行った上で、照会が不当な目的によるものではなく、また、回答により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れがないと認められ、被照会者本人または第三者の権利利益を不当に害することがないと認められる場合は、次に示す範囲に従って安否情報の提供を行います。

項番	照会者と被照会者の関係	回答できる情報の範囲
1	照会者が当該照会に係る被災者と同居の親族である場合	照会に係る被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	照会者が同居以外の親族または職場の関係者等である場合	照会に係る被災者の負傷または疾病の状況
3	照会者が被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者（例えば友人等の関係にある者）である場合	安否情報の有無のみ ※ 詳細な安否情報については同居親族等に対して確認してもらうことを想定している。

第2款 安否情報の収集・整理・公表【災対区民部、統括部】

区は、避難拠点の避難者名簿や避難行動要支援者の安否確認結果等の情報について、災害発生後の多数の照会に備えて、必要な範囲で収集し、情報の集約・整理を行います。

安否不明者の公表については、東京都が作成した「災害時における安否不明者の氏名情報等の公表に関する取扱方針」を踏まえ、区の事務取扱ガイドラインを検討します。

【収集する安否情報の例】

関係機関	安否情報の例
消防署	救急活動、消防活動に関わる死傷者の情報
警察署	被災者の救出活動や遺体の見分等に関する情報
医療機関（災害時医療機関等）	被災者の救護活動に関わる死傷者の情報

第7節 帰宅困難者対策

「徒歩帰宅者」および「駅前滞留者」といった帰宅困難者の発生を抑制します。また、駅周辺等における混乱の防止を図るとともに、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を行います。

都の被害想定では、都内滞留者（約1,584万人）のうち約415万人が帰宅困難となり、これと東京都市圏外からの流入者を合わせると、帰宅困難者数は約453万人になると想定されています。また、練馬区内でも約4万3千人の帰宅困難者が発生すると想定されています。

区では、発災直後に帰宅困難者がむやみに移動を開始しないよう一斉帰宅抑制のための施策を推進するとともに、徒歩帰宅困難者の支援を行います。

予 防 対 策

第1款 東京都帰宅困難者対策条例【都総務局】

東京都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策の取組を進めるため、平成24年3月に東京都帰宅困難者対策条例を制定しました。

東京都帰宅困難者対策条例の概要

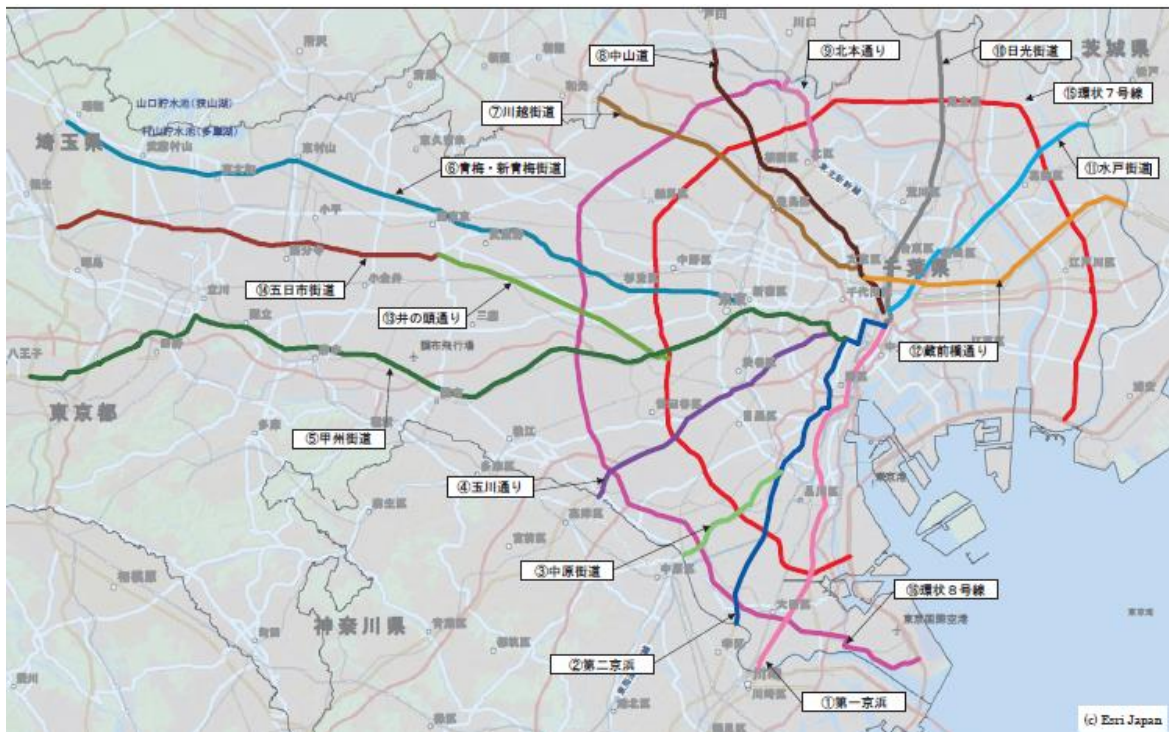
- ・企業等従業員の施設内待機
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた東京都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

また、東京都は、東京都地域防災計画により帰宅支援対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図ります。

① 放射状路線

- 1 第一京浜（日本橋～六郷橋）
- 2 第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）
- 3 中原街道（中原口～丸子橋）
- 4 玉川通り（三宅坂～二子橋）

- 5 甲州街道（桜田門～八王子）
 - 6 青梅街道・新青梅街道（新宿大ガード西～箱根ヶ崎）
 - 7 川越街道（本郷3～東埼橋）
 - 8 中山道（宝町3～戸田橋）
 - 9 北本通り（王子駅～新荒川大橋）
 - 10 日光街道（日本橋元標～水神橋）
 - 11 水戸街道（本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
 - 12 蔵前橋通り（湯島1～市川橋）
 - 13 井の頭通り（大原2～関前）
 - 14 五日市街道（関前～福生）
- ② 環状路線
- 1 環状7号線
 - 2 環状8号線



第2款 練馬区帰宅支援ステーションの指定【危機管理室】

1 施設の指定

区は、帰宅困難者の受入れによって避難拠点の運営に過度の負担が生じないように、「練馬区帰宅支援ステーション」を指定しています。

II 防災本編

第5章被災者・避難者対策

練馬区帰宅支援ステーションは、乗降客数の多い駅周辺や、幹線道路沿いの区立施設のうち、一定の規模を持つ施設を指定しています。

指定施設	所在地
練馬文化センター	練馬一丁目17番37号
光が丘区民ホール	光が丘二丁目9番6号
生涯学習センター分館	高野台二丁目25番1号
石神井公園区民交流センター	石神井町二丁目14番1号
関区民ホール	関町北一丁目7番2号
勤労福祉会館	東大泉五丁目40番36号
区民・産業プラザ（Coconeri 3階）	練馬一丁目17番1号

2 物資の備蓄

各帰宅支援ステーションでは、簡易食料や飲料水等、帰宅困難者の帰宅支援や一時滞在のための物資を備蓄しています。

3 運営要員の指定

各帰宅支援ステーションの開設および運営を迅速かつ円滑に行うため、緊急初動要員を配置しています。

第3款 一時滞在施設の指定【都総務局、危機管理室】

1 施設の指定

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を概ね3日間受け入れる施設として、都立施設や民間施設を「一時滞在施設」として指定しています。

令和6年3月現在、都立施設8か所、民間施設11か所を一時滞在施設に指定しています（指定施設は次のとおり。）。

【都立一時滞在施設】

指定施設	所在地
都立練馬高等学校	春日町四丁目28番25号
都立第四商業高等学校	貫井三丁目45番19号
都立練馬工業高等学校	早宮二丁目9番18号
都立光丘高等学校	旭町二丁目1番35号
都立井草高等学校	上石神井二丁目2番43号
都立石神井高等学校	関町北四丁目32番48号
都立大泉高等学校	東大泉五丁目3番1号
練馬都税事務所	豊玉北六丁目13番10号

【民間一時滞在施設】

指定施設	所在地
ホテルカデンツァ東京	高松五丁目8番20号
トヨタモビリティ東京株式会社 練馬高野台店 練馬北町店 谷原目白通り店 練馬貫井店 練馬関町店 練馬環七通り店	高野台四丁目22番20号 早宮二丁目18番26号 谷原一丁目2番3号 貫井五丁目18番3号 関町南一丁目9番6号 豊玉北三丁目16番17号
西武バス株式会社 練馬営業所	南田中一丁目13番5号
東京女子学院中学校・高等学校	関町北四丁目16番11号
富士見中学校高等学校	中村北四丁目8番26号
ワーナーブラザース スタジオツアー東京	春日町一丁目1番7号

2 物資の備蓄

一時滞在施設では、帰宅困難者向けの食料や飲料水等を備蓄しています。

なお、民間一時滞在施設の備蓄品等の購入にあたっては、東京都および区が購入費用を補助します。

第4款 防災関係機関との連携【危機管理室】

1 練馬区帰宅困難者対策協議会

東日本大震災の教訓を踏まえ、区では、災害時における帰宅困難者の発生抑制と徒歩帰宅者への適切な支援を行うため、練馬区帰宅困難者対策協議会を設置しています。

(1) 協議事項

- ① 協議会会員相互の緊急連絡体制に関すること
- ② 帰宅困難者の受入施設に関すること
- ③ 帰宅困難者の避難誘導に関すること
- ④ 帰宅困難者への情報提供に関すること
- ⑤ 帰宅困難者対策訓練の企画および実施に関すること
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、帰宅困難者対策に関すること

(2) 構成団体

・練馬区	
・区内各警察署	練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署
・区内各消防署	練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署
・鉄道事業者	東京都交通局、西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、 東京地下鉄(株)
・バス事業者	東京都交通局、西武バス(株)、国際興業バス(株)、 関東バス(株)、京王バス(株)
・道路管理者	東京都建設局第四建設事務所

2 「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」の策定

練馬区帰宅困難者対策協議会では、練馬区の地域特性に基づく「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」策定し、各機関が役割分担のもとで緊密に連携した対策を実施します。帰宅困難者の発生を抑制するとともに、帰宅困難者が発生した場合には円滑な帰宅支援を行い、混乱を防止します。

3 練馬区帰宅困難者対策協議会を通じた普及・啓発

帰宅困難者対策は、区民のみならず、通勤・通学等のため区内で鉄道を利用する区外在住者にも、日頃から周知していく必要があります。そのため、災害時には駅周辺の施設等までの案内図として利用できるリーフレットを区内鉄道駅構内などで配布し、帰宅困難者対策の普及・啓発をします。

第5款 帰宅困難者を発生させないための対策（一斉帰宅の抑制） 【危機管理室、消防署】

1 日頃からの普及・啓発活動

帰宅困難者にならないために、発災時には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底が必要です。

発災直後において、むやみに移動を行うと大規模火災や家屋倒壊等の二次災害に巻き込まれる危険性があります。また、発災直後に区や東京都等が実施する応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、帰宅困難者に対する公的な支援には限界があります。

区では、区民や事業者に対して、帰宅困難者を発生させないための日頃からの取組として、自助・共助の観点から、東京都帰宅困難者対策条例の内容、社会秩序としての「行動ルール」や「帰宅困難者心得10か条」の普及啓発、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板の活用、携帯ラジオや帰

宅地図の準備等について、冊子の配布や区公式ホームページへの掲載、ねりま防災カレッジの実施等により周知します。

(1) 帰宅困難者の行動ルール

- ① むやみに移動を開始しない。
- ② まず、安否確認をする。
災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。
- ③ 正確な情報により冷静に行動する。
公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機など）が安全なのか、自ら判断する。
- ④ 帰宅できるまで、帰宅困難者同士が助け合う。
一時滞在施設においては、災害時要援護者を優先して収容するなど、お互いに助け合う。

(2) 帰宅困難者心得10か条

- ① 慌てず騒がず、状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ つくっておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段・集合場所）
- ⑦ 安否確認・災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

2 事業者の取組

事業者は、自助の考え方にに基づき、「組織は組織で対応する」という基本原則により、従業員や顧客に対する安全確保に努めることが求められます。

消防署では、事業所防災計画の作成指導を通じて、事業者による帰宅困難者対策の実施を促進します。

（事業所防災計画については、Ⅰ 防災共通編 第3部第1章 地域防災力の向上 第14款 事業所防災体制の充実・強化 を参照）

(1) 自助の取組

事業者は、従業員等の安全確保や家族の安否確認等を行い、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、従業員等を一時的に事業所内等に待機させることができるよう、飲料水や食料、生活必需品等の備蓄（最低3

II 防災本編

第5章被災者・避難者対策

日分) や対応マニュアルの作成等に取り組みます。

区は、事業者による日頃からの取組を促進します。

(2) 共助の取組

事業者には、帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者等）に対しても、共助の考え方のもと、社会的責任として可能な範囲で、一時滞在施設や飲料水、トイレ等の提供を行うことが求められます。

このような取組が促進されるよう、区は、事業者や従業員の啓発に努めます。

(3) 区と協力した取組

民間一時滞在施設については、区との協定に基づき、事業者が帰宅困難者の受け入れおよび支援を行います。また、大泉学園駅北口の再開発ビルにおいては、共用スペースを帰宅困難者の一時滞在场所として活用するため、区と管理組合が協定を締結しています。現在事業中の石神井公園駅南口の再開発ビルについても、協定の締結に向けて検討を進めています。区は、駅周辺の民間施設を管理する事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備します。

〔資料編 資料24-011 参照〕

応 急 対 策

第6款 練馬区帰宅支援ステーションによる支援【統括部】

1 練馬区帰宅支援ステーションの開設

区は、徒歩帰宅困難者を支援するための施設として、区立施設を練馬区帰宅支援ステーションとして開設し、徒歩帰宅困難者の安全な帰宅を支援します。

2 練馬区帰宅支援ステーションの開設基準

- | |
|---|
| (1) 練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合（自動的に開設） |
| (2) 周辺地域で大きな揺れを観測する地震により、区内を通過する鉄道が運転を停止した場合（状況判断のうえ開設） |

3 練馬区帰宅支援ステーションにおける支援内容

- | |
|------------------------------|
| (1) 場所の提供（一時休憩場所やトイレ） |
| (2) 物資の提供（食料、飲料水、毛布、携帯トイレ等） |
| (3) 情報の提供（鉄道・バスの運行状況や道路の状況等） |

第7款 一時滞在施設による支援【都総務局、統括部】

1 一時滞在施設の開設

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者をあらかじめ指定された一時滞在施設で受け入れることとしています。

区との協定により一時滞在施設に指定されている施設の事業者等は、区からの開設の要請を受けて一時滞在施設を開設し、施設の運営を行います。

2 一時滞在施設の開設期間

発災から概ね3日間です。

3 一時滞在施設における支援内容

- | |
|--|
| (1) 場所の提供（施設、トイレ等）
(2) 物資の提供（食料、飲料水、毛布、携帯トイレ）
(3) 情報の提供（鉄道・バスの運行状況や道路の状況等） |
|--|

第8款 東京都等による支援【統括部、東京都】

東京都は、災害時帰宅支援ステーションにおいて、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の提供等を行います。また、協定事業者による休息場所の提供も行われます。

日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行います。

第9款 練馬区帰宅困難者対策協議会を通じた防災関係機関による対応【統括部、警察署、消防署、鉄道事業者、バス事業者、東京都交通局、東京都建設局等】

「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」に基づき、防災関係機関がそれぞれの役割分担のもと連携し、情報連絡体制を確立するとともに、帰宅困難者に対する情報の提供や物資の提供など必要な支援を行います。

東京都は、バス等による代替輸送手段を確保します。代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先します。

警視庁は、避難道路への警察官の配置、誘導路の確保等を行います。

Ⅱ 防災本編

第5章 被災者・避難者対策

東京消防庁は、火災情報の伝達、区民への初期消火・救出救護の実施の呼びかけを行います。

第10款 帰宅困難者への情報提供体制の整備【統括部】

区の地理に不案内な帰宅困難者が、災害時帰宅支援ステーションの場所を携帯電話やスマートフォンからも確認できるよう、電子媒体による防災地図を区公式ホームページに掲載します。

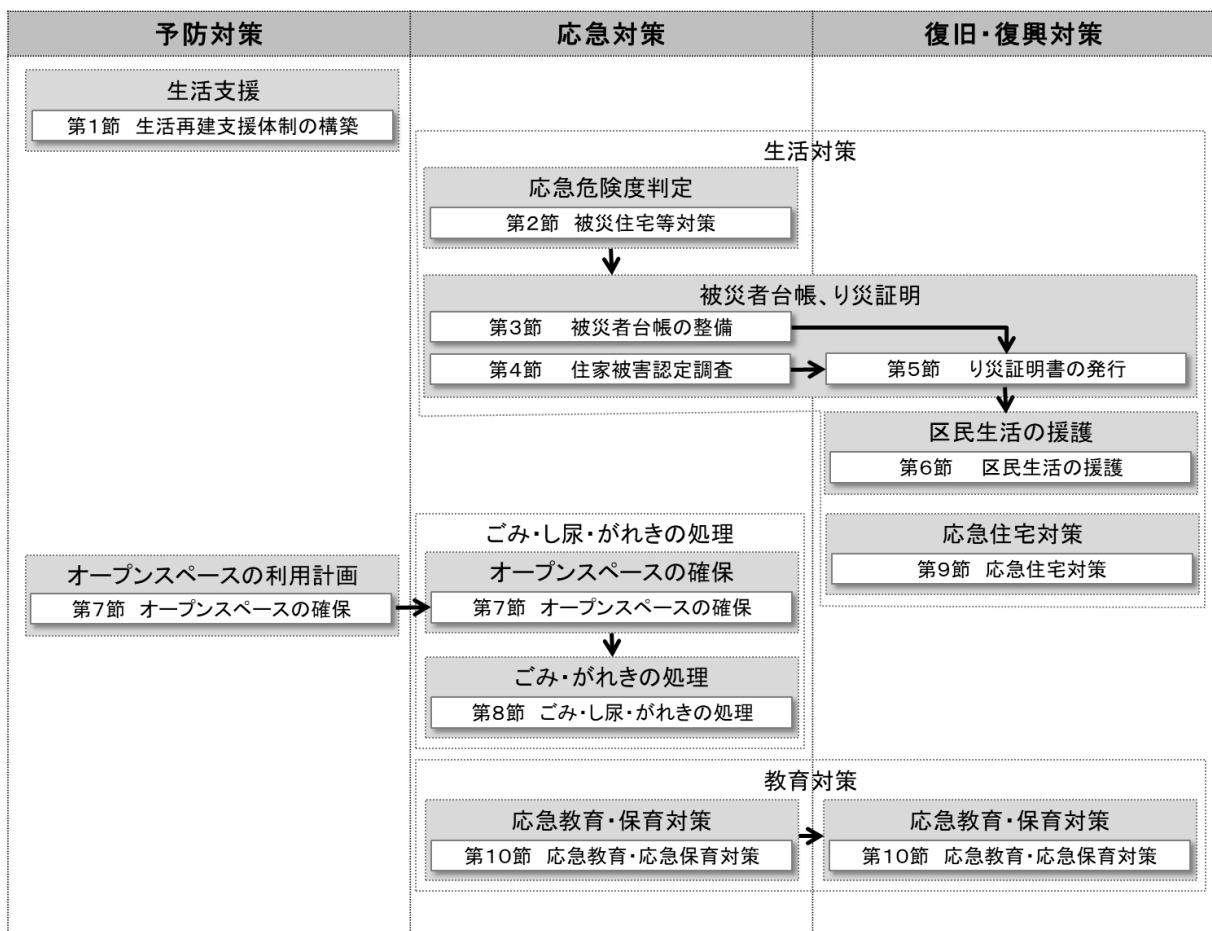
練馬区の防災情報を区民に提供するメール配信システムの活用や緊急地震速報や避難情報等を、練馬区を中心とした一定の区域内に提供する「緊急速報メール」、区公式ホームページ、X（旧Twitter）、フェイスブック等の様々な媒体により、円滑な帰宅支援に繋がるよう、きめ細かな情報提供を実施します。

第6章 区民生活の早期再建

災害後の被災者の生活再建を迅速に実施するためには、生活環境や都市機能を早期に復旧させる必要があります。

本章では、被災住宅の応急危険度判定、被災者台帳の整備、り災証明書の発行、ごみ・し尿・がれきの処理等、区民生活の早期再建に向けた取組を示します。

【対策の流れ】



Ⅱ 防災本編

第6章 区民生活の早期再建

【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第6章 区民生活の早期再建			
第1節 生活再建支援の体制			
第2節 被災住宅等対策			
第3節 被災者台帳の整備			
第4節 住家被害認定調査			
第5節 り災証明書の発行			
第6節 区民生活の援護			
第7節 オープンスペースの確保			
第8節 ごみ・し尿・がれきの処理			
第9節 応急住宅対策			
第10款 応急教育・応急保育等対策			

: 多くの記載があるもの
 : 記載があるもの
 : 記載がないもの

第1節 生活再建支援の体制

大規模な震災・洪水等の被災者に対し実施する生活再建支援は、被災自治体の準備が不十分であったために苦慮した事例が多いことを教訓とし、発災時に迅速かつ公正な生活再建支援の体制構築を図ります。

予 防 対 策

第1款 生活再建支援のマネジメント体制【区民部、区長室、福祉部、都市整備部、危機管理室】

区では、住家被害認定調査や被災証明書の発行、被災者台帳の整備等、被災者の生活再建支援に係る業務の全体統括をおこなうため、「初動チーム」（リーダー：区民部長、構成員：区長室長、福祉部長、都市整備部長）を設置し必要な業務を円滑に進めます。

第2款 被災者生活再建支援業務における各業務の実施体制【区民部、区長室、福祉部、都市整備部、危機管理室】

初動チームのもと、住家被害認定調査班、被災証明書発行班、生活再建相談・支援班、生活再建案内・相談班を設置します。発災時に迅速かつ公平な生活再建支援に向けた各業務の連携体制・実施体制を構築し、被災者一人ひとりの状況を把握した支援を行うため、各業務の作業マニュアルを作成しています。また、効率的・効果的に業務を進めるため、想定される業務量に応じた被災者生活再建支援システムを刷新します。

各業務を実施するにあたり、職員の不足が見込まれることから、「練馬区災害時受援応援計画」に受援業務として選定し、対応することとします。

第3款 訓練・広報の実施【区民部、区長室、福祉部、都市整備部、危機管理室】

区では、迅速かつ公正な生活再建支援の体制構築を図るため、訓練により洗い出された課題を検証し、定期的に訓練を実施するなど職員のスキル向上を図ります。

また、災害時の生活再建支援制度を「防災の手引」に掲載し、周知します。

第2節 被災住宅等対策

区民の安全・安心のため、迅速な対応を行い、被災住宅の応急危険度判定や被災宅地の危険度判定を実施するとともに、被災住宅の応急修理を図ります。

応 急 対 策

第1款 被災建築物の応急危険度判定【災対都市整備部】

1 判定制度の目的

被災後の人命に係わる二次災害を防止する緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を実施します。

被災建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに落下物、転倒物による危険性をできる限り速やかに判定します。

その結果に基づいて、恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての情報を提供します。

2 判定の手順

災対都市整備部は、区内において多くの建築物が被災した場合、判定実施本部を設置し、判定業務を実施します。

判定結果は、「危険」「要注意」「調査済」とし、各ステッカーを建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について周知します。

(1) 応急危険度判定活動事前準備

① 要員の確保

応急危険度判定の要員に関しては、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱に基づく、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアに参集を要請します。必要員数に不足があれば、東京都の防災ボランティア制度に基づき、東京都に応急危険度判定員の派遣を要請します。

また、判定業務には被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保も必要となることから、区職員が東京都主催の「被災建築物応急危険度判定コーディネーター講習会」を受講し、人員確保に努めます。

② 事前準備の内容

事前準備は大きく分けて以下のとおりです。

ア 応急危険度判定に必要な資器材、物品の準備

応急危険度判定活動開始の可能性が生じれば、必要な資器材

を確認し、保管中の資器材を即座に使用可能な状態にします。

イ 判定実施本部、判定拠点の設置準備

応急危険度判定活動が開始される可能性が生じたときは、判定実施本部、判定活動拠点のスペース、その他応急危険度判定活動に必要な活動場所を確保します。

③ 応急危険度判定活動地域の調査

区内の被害状況を把握し、応急危険度判定の要否決定の判断に必要な資料作成を行います。

(2) 判定実施本部の設置

① 判定実施本部の組織構成

判定実施本部の業務は被害状況の情報収集、判定活動実施の決定、判定活動など多岐にわたります。これらの業務を本部担当、情報担当、区民対応担当、建築物判定実施担当の4つに分け、それぞれ担当業務を受け持ちます。

それぞれの担当業務は大きく区分すると以下のとおりです。

担当名	業務内容
本部担当	① 判定実施本部、判定拠点の設置 ② 必要資機材の調達 ③ 実施計画の作成 ④ 都道府県等への支援要請 ⑤ 関係者の宿泊所、輸送手段の確保 ⑥ 判定の実施に関する広報 ⑦ 判定実施本部、判定拠点等の解散
情報担当	① 地震発生時の情報収集 ② 判定実施要否の検討資料の作成（記入用白地図用意） ③ 判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定 ④ 判定結果の集計・報告等
区民対応担当	① 区民からの問い合わせ対応 ② 判定区域外の判定要望の現場確認 ③ 対応状況の集計等 ④ 相談体制の整備
建築物判定実施担当	① 必要資機材の準備 ② 判定員等の参集・派遣要請 ③ 判定員等の受入れ、名簿作成 ④ 判定コーディネーターの配置・班編成等、判定実施に係る事項 ⑤ 移動手段の確保

	⑥ 判定拠点等の運営
	⑦ 判定拠点等の解散

3 受援体制の構築

- (1) 練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアへの参集要請
東京都防災ボランティアに関する要綱の規定に基づき防災ボランティア登録をした判定員（応急危険度判定員）のうち、区内に在住もしくは在勤の練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアに対して参集を要請します。
- (2) 不足する応急危険度判定員の派遣要請
不足する応急危険度判定員や判定コーディネーターについては、東京都に派遣を要請します。
- (3) 判定員等の受入れ
参集した判定員の受入れを行い、名簿を作成して判定作業における班編成に備えます。

4 判定作業の広報

- (1) 判定に関する周知事項は次のとおりです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 危険度判定の重要性と目的② 判定作業の内容③ 判定対象建築物④ 実施区域と実施時期⑤ 判定作業への協力要請 |
|---|

- (2) 応急危険度判定は、被災後の余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物等による二次災害を防止するために、緊急に危険度を判定する作業です。区民の混乱を招かないようにするため、り災証明書発行の前提となる住家被害認定調査とは別のものであることを、あわせて周知する必要があります。（第4節 住家被害認定調査参照）

第2款 被災宅地の危険度判定【災対都市整備部】

1 目的

区において、災対本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握します。危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とします。

2 判定対象宅地

宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地および災対本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地ならびにこれらに被害を及ぼす恐れのある土地が対象とします。

3 判定の実施・判定結果の表示

災対本部長は災害発生後、宅地の被害情報に基づき、被災宅地危険度判定に係る必要な措置を講じます。

判定は有資格者の職員ならびに、ボランティアである被災宅地危険度判定士の派遣を東京都に要請して実施します。

判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」とし、各ステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、宅地の使用者・居住者だけでなく、付近を通行する歩行者にも識別できるようにします。

第3款 被災住宅の応急修理【災対都市整備部、東京都住宅政策本部】

1 被災住宅の応急修理

- (1) 救助法が適用された地域で、震災により住家が半壊、準半壊（若しくはこれに準ずる程度の損傷）または半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理に係る募集・受付・審査等の事務を東京都の委任を受けて行います。
- (2) 対象者は、①住家が半壊、準半壊（若しくはこれに準ずる損傷）または半焼し、自らの資力では応急修理することができない方、②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した方になります。
- (3) 区による被災者の資力その他の生活条件の調査および区が発行したり災証明書に基づき、東京都が定める選定基準により、修理家屋を決定します。

2 被災住宅の応急修理方法

- (1) 修理
居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行います。

Ⅱ 防災本編

第6章 区民生活の早期再建

修理施工業者は、東京都が提示する一般社団法人東京建設業協会の協力業者名簿から区が選定します。

(2) 費用

1 世帯あたりの経費は、国の定める基準によります。

(3) 期間

原則として、災害発生日から1か月以内に修理を完了させます。

第3節 被災者台帳の整備

被災者援護に関し、支援漏れや手続きの重複等を防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、活用を図ります。

応 急 対 策

第1款 被災者台帳の作成【災対区民部、災対各部】

区は、区の地域に係る災害が発生し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要がある場合に、被災者の援護を実施するための基礎として被災者台帳を作成します。

被災者台帳の作成にあたっては、区で保有する情報や、被災者が各種支援制度に係る受給申請等を行った際に得られた情報等を活用するほか、必要に応じて他の地方公共団体等に対しても情報の提供を求め、被災者台帳の整備を行います(災対法第90条の3)。また、被災者の援護が効率的に行われるよう、必要な限度において被災者台帳情報を内部で活用します。

【被災者台帳に記載・記録する事項】

項番	項 目
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所（または居所）
5	住家の被害その他区長が定める種類の被害の状況
6	援護の実施の状況
7	要配慮者であるときは、その旨および要配慮者に該当する事由
8	電話番号、メールアドレスその他の連絡先
9	世帯の構成
10	り災証明書の交付の状況
11	台帳情報を区以外の者に提供することに本人が同意している場合、その提供先
12	前項の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨およびその日時
13	個人番号を活用する場合、その個人番号
14	上記に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し、区長が必要と認める事項

第2款 住家被害認定調査の反映【災対都市整備部、災対各部】

住家被害認定の調査結果は、り災証明書の発行だけではなく、被災者生活再建支援法以外の税減免措置等の様々な支援策に活用可能です。被災者台帳に住家被害認定の調査結果を反映することにより、被災者の支援をより効率的・効果的に実施します（第4節 住家被害認定調査 参照）。

り災証明書のもとになる被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づきます。原則として、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月内閣府（防災担当）。以下「被害認定基準運用指針」という。）に沿って被害家屋調査を行います。

なお、火災の建物焼損程度の決定は「東京消防庁火災調査規程」（平成6年11月16日東京消防庁訓令第35号）に基づきます。

復旧・復興対策

第3款 被災者台帳情報の利用および提供【災対区民部】

区は、被災者本人または本人が同意した者への被災者台帳情報の提供を行います。

1 本人への被災者台帳情報の提供

被災者が、生活再建にむけて各種の支援制度を有効に活用できるようにするためには、自身に関する情報が集約された被災者台帳の情報を正確に把握しておくことが大切です。そこで、区は本人からの申請に基づいて被災者台帳情報の提供を行います。

2 本人が同意した者への被災者台帳情報の提供

民間事業者、被災者支援を行うNPO、社会福祉協議会、民生・児童委員等の団体等が被災者の援護を実施するうえで、被災者台帳情報をその基礎として活用することが考えられます。そのため、区は、被災者本人が自身の台帳情報を提供することについて同意した者からの申請に基づき、台帳情報の提供を行います。

第4款 他の地方公共団体に対する台帳情報の提供【災対区民部】

被災者の援護については、義援金の支給等のように、東京都をはじめとする他の地方公共団体において実施されるものがあります。これらを

適切に実施するために、区において整備した被災者台帳の情報を、関係
地方公共団体からの求めに応じて、被災者の援護に必要な範囲で提供し
ます。

第4節 住家被害認定調査

被災した区民の生活再建を促進するとともに、り災証明書の発行を迅速・適切に行うため、住家の被害認定を迅速かつ的確に実施します。

第1款 住家被害認定基準等【災対都市整備部、統括部】

被害認定基準運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」または「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分に分類されています。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」「半壊」および「準半壊」の認定基準は下表のとおりです。

被害の程度	認定基準	経済的被害の損害割合
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	50%以上
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	40%以上 50%未満
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	30%以上 40%未満

被害の 程度	認定基準	経済的被害 の損害割合
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	20%以上 30%未満
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	10%以上 20%未満

※ 全壊、半壊：被害認定基準による

※ 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※ 中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※ 準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和5年6月内閣府政策統括官（防災担当）」による。

第 2 款 調査方法【災対都市整備部、統括部】

(1) 地震による被害（区）

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施します。

第1次調査は、外観目視調査により、損傷程度等の目視による把握を行い、第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施します。

なお、第2次調査は内部立入調査を行うため、原則として申請者の立会いを求めます。

(2) 水害による被害（区）

水害により被災した住家に対する被害調査は、原則として第2次調査の1段階で実施します。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認および住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

なお、第2次調査は内部立入調査を行うため、原則として被災者の立会いを求めます。

(3) 風害による被害（区）

風害により被災した住家に対する被害調査は、損傷程度等の外観目視による把握、住家の傾斜の計測、住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

なお、外観から一見して全壊と判定できる場合および明らかに被害の程度が準半壊に至らない（一部損壊）と判断できる場合を除き、原則として内部立入調査を行うため、申請者の立会いを求めます。

(4) 火災による被害（区、消防署）

大規模な地震に起因した火災の被害調査については、区と消防署が連携して実施する必要があります。

区は、区内の3消防署と協定を締結し、大規模災害時の火災被害調査について、連携して実施していくこととしています。

【資料編 資料23-013 参照】

第3款 判定方法【災対都市整備部、統括部】

被害認定基準運用指針における判定方法は次のとおりです。

- (1) 住家の被害認定は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、または被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の被害の割合に基づき被害の程度を判定します。被害の割合と認定基準の関係は、下表のとおりです。

	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)
損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に対する損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	0%超 10%未満
損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	0%超 10%未満

- (2) 住家の主要な構成要素の部位別構成比は、一般的な住家の各部位にかかる施工価格等を参考に設定した構成比を採用しています。

第4款 集合住宅の扱い【災対都市整備部、統括部】

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとします。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定する場合があります。

第5款 応急危険度判定および被災度区分判定との関係【災対都市整備部、統括部】

応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施します。これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊の危険性ならびに建築物の部分の落下等の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて、恒久的復旧までの間における被災建築物の使用に当たっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止するために行うものです。そのため、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得ます。このことから、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、住家被害認定調査において必ずしも全壊と認定されるとは限りません。

一方で、被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度および状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資するために行うものです。そのため、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものです。

ただし、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果を参考にします。

	住家被害認定調査	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係り災証明書の発行	余震等による二次災害の防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	区	区	建物所有者
調査員	行政職員	応急危険度判定員 (行政職員または民間の判定員)	民間建築士

II 防災本編

第6章 区民生活の早期再建

	住家被害認定調査	応急危険度判定	被災度区分判定
判定内容	住家の損害割合 (経済的損害の割合)の算出	当面の使用の可否	継続使用のための 復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊 等	危険・要注意・ 調査済み	倒壊・大破・中破

第6款 研修等の実施【区民部、区長室、福祉部、都市整備部、危機管理室】

区職員が円滑に被害認定調査を実施することができるよう、平常時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟などにより、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法および判定方法などについて、十分な知識を得るための環境の整備について検討します。

また、住家被害認定調査後のり災証明書の発行や、被災者生活再建支援業務についても併せて研修を行い、発災時に機能するような環境を整備します。

第5節 り災証明書の発行

被災した区民の生活再建を促進するため、り災証明書の発行を迅速・適切に行います。

復旧・復興対策

第1款 発行所管等【災対区民部、統括部、消防署、東京都主税局】

区は、災対法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた世帯に対して、り災証明書を発行します。

倒壊等の損壊家屋の証明書については区が発行し、火災によるり災証明書については出火場所を管轄する消防署と連携を図りながら区が発行します。

り災証明書の発行に必要な固定資産関連情報については、東京都主税局と連携を図ります。

第2款 り災証明書の発行場所【災対区民部、統括部、消防署】

建物の損壊と焼損が混在する地域での被災状況の調査は、区と消防署が連携して実施します。

り災証明書は、災害により被害を受けた家屋の居住者、所有者等からの申請により発行します。

区は、発災後しばらくの間は、本庁舎にり災証明書の集中発行会場を開設します。その後、り災証明書の発行会場を各区民事務所に開設します。ただし、被害の状況に応じて、臨機応変に対応します。

消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じます。

第3款 証明の範囲【災対区民部、統括部、災対都市整備部、消防署】

- | | | | |
|---|-------|---|----------------|
| 1 | 建物の被害 | ① | 全壊 |
| | | ② | 大規模半壊 |
| | | ③ | 中規模半壊 |
| | | ④ | 半壊 |
| | | ⑤ | 準半壊 |
| | | ⑥ | 準半壊に至らない（一部損壊） |
| | | ⑦ | 床上浸水 |
| | | ⑧ | 床下浸水 |

第4款 り災証明書発行体制【災対区民部、統括部、災対都市整備部、消防署】

1 り災証明書発行体制の整備

災害発生時において、区は被災者の被災状況をいち早く認定し、被災者が必要とする生活再建支援業務を迅速かつ的確に実施することが強く求められます。

各種生活再建支援を実施するためには、り災証明書の発行が不可欠です。人的・物的資源が不足する発災直後においても住家被害認定調査を早期に実施し、り災証明書を発行するため、被災者生活再建支援システムを導入しています。

り災証明書発行の前提になる住家被害認定調査は、地震災害の場合は、被害の状況を勘案しながら、原則として区内の全建築物を対象に実施します。多数の建築物に対する住家被害認定調査をできる限り迅速に行うため、今後、デジタル技術の活用を検討していきます。

災害時に被災者が求める各種生活再建支援を実施していくため、平常時から住家被害認定調査を実施するための体制の整備や、り災証明発給マネジメントを検討するとともに、調査手法やり災証明事務手続きに関する職員研修を実施します。

また、消防署との事前協議によるり災証明書発行に係る連携体制を検討します。

第6節 区民生活の援護

被災者の生活の確保、区民生活の安定を図るための応急対策を行います。

復旧・復興対策

第1款 相談【統括部】

1 相談体制

- (1) 被災者および区民からの相談問い合わせ窓口を設置し、周知を図ります。その際には、関係各部と協議しながらよくある質問と回答（FAQ）を用意します。また、よくある質問と回答（FAQ）の内容は区公式ホームページへ掲載します。

【掲載する例】

- ① 建物の応急危険度判定
- ② 建築物の解体・がれきの撤去
- ③ 被災証明書や融資の相談
- ④ その他復旧関係相談
- ⑤ 被災宅地危険度判定

- (2) 応急対策期から復旧期にかけて相談内容は変わってきます。相談内容の変化に適切に対応し、区民のニーズに沿った相談体制を整えます。また、問い合わせ窓口は、区民の利便を考え、コールセンターの設置を中心としたワンストップサービス体制を検討します。

2 避難拠点の相談活動

- (1) よくある質問と回答（FAQ）を各避難拠点に周知します。
- (2) 避難拠点で相談業務に従事する者は、避難者からの相談に対して、把握している情報に基づいて回答するとともに、即答できないものは直接統括部（広報班）へ照会します。統括部（広報班）は、回答を避難拠点へ伝達します。

第2款 被災者の生活援護【災対区民部、災対福祉部】

被災者の生活を援護するため、常設の相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の早期解決に努めます。

また、区民の利便を図るために、さまざまな生活相談が一度で解決するよ

II 防災本編

第6章 区民生活の早期再建

うに総合相談窓口（ワンストップサービス窓口）を開設し、総合的な相談業務を行います。

なお、総合相談窓口の運営方法やその内容等については、サービスの向上に向けて今後検討を重ねていきます。

1 職業あっせん

被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定します。

2 租税等の徴収猶予および減免等

被災した納税義務者等に対し、地方税法等により、特別区税の緩和措置として、期限の延長や徴収猶予および減免等、それぞれの実態に応じた適切な措置をとります。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付または納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長します。

- ① 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域および期限の延長を指定します。
- ② その他の場合、被災した納税義務者等による申請に基づき区長が期限を延長します。

※ 練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号）参照

(2) 徴収猶予、滞納処分の執行停止等

被災した納税義務者等が区税等を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。

滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予および延滞金の減免等適切な措置をとります。

(3) 減免

納税義務者等が災害によって損害を受けた場合は、申請に基づき被災者の状況に応じて減免をします。

※ 国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料等も同様の措置を適時、適切に行います。

3 資金の貸付

災害により住居または家財に損害を受けた区民に対して、その生活復旧と自立を支援するために必要な資金を貸し付けます。また、国・東京都・社会福祉協議会等と連携・協力して応急の生活資金の貸付を行います。

第3款 義援金品の配分【災対総務部、災対福祉部】

1 義援金

東京都、区市町村、日本赤十字社の各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定します。

(1) 日本赤十字社による義援金

① 東京都義援金配分委員会の設置

義援金を确实、迅速かつ適切に募集・配分するため、東京都本部に東京都義援金配分委員会（以下「東京都委員会」という。）が設置されます。

東京都委員会は、次の事項について審議・決定します。なお、東京都委員会の運営に関して必要な事項は、別途定められます。

- | |
|--------------------------|
| ① 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 |
| ② 義援金の受付・配分に係る広報活動 |
| ③ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 |

※ 東京都委員会は、東京都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関等の代表者により構成されます。

② 募集・受付

区は、関係各機関と協議し、みずほ銀行、ゆうちょ銀行に災对本部長名義の普通預金口座を開設し、振込による受付を開始します。また、受付窓口を開設し、直接の受付も行います。

窓口で受領した義援金については、寄託者には受領書を発行するものとします。口座振込については、原則として金融機関の振込票の控えをもって代えることとします。

義援金の受付状況については、東京都委員会に報告します。

③ 配分・保管

区の受付窓口で直接受け付けた義援金は、災対総務部が取りまとめ、受付口座に入金します。入金した義援金は、口座振込分と併せて受付口座で保管した後、別な取り扱いをする必要がある分を除き東京都委員会に送金します。東京都委員会では配分計画に基づいて区に義援金を送金し、区は配分計画が定める配分率・配分方法に基づいて被災者（世帯）に義援金を配分します。

義援金の被災者（世帯）への配分状況について、区は東京都委員会に報告します。

④ 交付

原則、口座振込による支給とし、これにより難しい場合は、別の方法により支給します。災対福祉部は、配分計画に基づき、速やかに被災者（世帯）へ支給します。

(2) 日本赤十字社によらない義援金

① 被災した練馬区民への義援金の取扱い

被災した練馬区民の生活再建に直接役立てて欲しいという寄託者の意向により、区が直接受領した義援金については、日本赤十字社による義援金の取扱いに準じて、必要な普通預金口座を開設し、公平に交付します。

② 練馬区に対する義援金（寄付金）の取扱い

練馬区の復旧・復興のために役立ててほしいという申し出を受けて受領した義援金については、寄付金の取扱いに準じます。

2 義援品

(1) 義援物資の取扱い

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告（平成24年7月31日）では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされています。

区は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応します。

また、義援物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられ、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なります。避難者ニーズの把握およびニーズに対応した物資の確保・配布に努めるとともに、生理用品や女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮します。

企業、団体からの大口の義援物資についても、上記の体制の中で受入れを検討します。

(2) 義援品の取扱い

① 募集・受付

義援品の受付窓口を開設し、被害および区の対応状況等を勘案して、必要な物資について募集して受け付けます。物資の寄付の申出があった場合は、地域内輸送拠点（総合体育館または光が丘体育館）等で受領を行います。

ただし、個別の救援物資は仕分け・保存等に変な困難が伴うため、まとまったもの以外は、原則として受け付けないものとします。

② 輸送・交付

災対総務部が協定団体の協力を得て地域内輸送拠点等を運営し、避難拠点等に物資を輸送します。輸送先や品目・数量等については、避難拠点班長または、統括部および災対総務部が指定します。避難拠点等では、義援品等を被災者に配布します。

第4款 営農指導【災対産業経済部】

1 各種災害による被害（病虫害を含む。）に対する対策

災対産業経済部、東京都中央農業改良普及センター西部分室の普及指導員および東京あおば農業協同組合の営農指導員等（以下「農業技術者」という。）が中心となって技術指導に当たり農業経営の安定を図ります。

また、農業技術者はそれぞれの専門項目別（園芸、畜産、病虫害、土壌、肥料等）に、国および都道府県の試験研究機関等における研究成果を把握し、効果的な技術指導を行います。

2 被害状況の報告

災害が発生した場合には、地区内の農地の被害状況等について、東京都に報告するとともに、各専門項目について技術的対策を早期に樹立し、重要事項については直接農業技術者が現地において指導します。

第5款 災害弔慰金等の支給【災対福祉部】

災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的または身体に著しい障害を受けた方に対して、災害障害見舞金を支給します。

	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	遺族の順位 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その方と同居し、または生計を同じくしていた方に限る）	主たる生計者の場合 （死亡者1人につき） 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその方の故意または重大な過失により生じたものである場合 2 内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、区長の避難指示（緊急）に従わなかったこと等、区長が不相当と認めた場合
災害障害見舞金	法別表に掲げる程度の障害者	主たる生計者の場合 （障害者1人につき） 250万円 それ以外の場合 125万円	

第6款 災害援護資金の貸付【災対福祉部】

救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付けます。

	貸付対象	貸付金額	貸付条件
災 害 援 護 資 金	東京都において救助法による救助が行われた自然災害により家屋等に被害を受けた世帯でその世帯の前年の年間所得が下記の額以内の世帯	貸付区分・限度額	①据置期間 3年
	1人世帯 220万円	①世帯主の1か月以上の負傷 150万円	②償還期間 据置期間経過後 7年
	2人世帯 430万円	②家財等の損害	③償還方法 年賦、半年賦または月賦
	3人世帯 620万円	ア 家財の1/3以上の損害 150万円	④利率 保証人を立てる 場合 0%
	4人世帯 730万円	イ 住居の半壊 170万円	保証人を立てない 場合
	以降1人増える毎に30万円を加算した額	ウ 住居の全壊 250万円	据置期間0% 償還期間1%
	ただし、住居滅失の場合は、1,270万円	エ 住居全体の滅失または流出350万円	⑤延滞利息 年5%
		③上記①・②が重複	
		①・②ア 250万円	
		①・②イ 270万円	
	①・②ウ 350万円		
	④下記のいずれかに該当する場合で、被災した住居を立て直す等、特別な事情がある場合		
	②イ 250万円		
	②ウ 350万円		
	③イ 350万円		

第7款 被災者生活再建支援制度【災対福祉部】

1 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づくもので、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた方のうち、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な方に対して必要な援助を行います。都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活への支援とします。

2 対象となる自然災害（発生した場合は都道府県が公示）

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した区市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①または②の区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

3 支給対象世帯

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が「半壊」、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

4 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (上記3の①)	解体 (上記3の②)	長期避難 (上記3の③)	大規模半壊 (上記3の④)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

第7節 オープンスペースの確保

予 防 対 策

第1款 オープンスペースの利用計画【危機管理室、東京都】

1 利用計画

都市公園などのオープンスペースの災害発生後の利用については、防災関係機関等が連絡を密にしながら実行します。災害応急対策の前線基地、物資輸送の際の中継地点やヘリポート、がれき等の置場、応急仮設住宅等の建設用地等としての活用が可能です。

区立公園や各種民有地の利用計画は、管理者・所有者の理解と承諾を得て、必要に応じて協定を結びながら、順次定めます。

2 オープンスペース利用候補地一覧

東京都は、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の大規模救出救助活動拠点の候補地を指定しています。

また、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するため、ヘリコプターの緊急離着陸場の候補地を指定しています。

なお、候補地の指定にあたっては、東京都が自衛隊、警察、消防の確認を行っています。

(1) 大規模救出救助活動拠点一覧

施設名	所在地
都立城北中央公園 (陸上競技場・野球場)	練馬区氷川台一丁目各地内
都立光が丘公園 (陸上競技場・野球場)	練馬区光が丘
練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目10番11号
光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目3番1号

(2) ライフライン復旧活動拠点一覧

施設名	所在地
都立城北中央公園	練馬区氷川台一丁目地内

(3) 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地

施設名	所在地
都立光が丘公園陸上競技場 (練馬光が丘病院)	練馬区光が丘四丁目1番地

施 設 名	所 在 地
東台野球場 (順天堂大学医学部附属練馬病院)	練馬区石神井町一丁目11番32号

(4) 災害時臨時離着陸場候補地一覧

施 設 名	所 在 地
都立城北中央公園野球場	練馬区氷川台一丁目 6 番地
練馬総合運動場公園	練馬区練馬二丁目29番10号
都立光が丘公園陸上競技場	練馬区光が丘四丁目 1 番地
都立石神井公園内B地区野球場	練馬区石神井町五丁目17番地
都立大泉中央公園陸上競技場	練馬区大泉学園町九丁目 4 番地
練馬区役所屋上	練馬区豊玉北六丁目12番地
都立練馬城址公園	練馬区春日町一丁目
石神井松の風文化公園	練馬区石神井台一丁目33番地
東台野球場	練馬区石神井町一丁目11番32号
大泉さくら運動公園 (多目的運動場)	練馬区大泉学園町九丁目 4 番 5 号

Ⅱ 防災本編

第6章 区民生活の早期再建

(5) 5,000㎡以上のオープンスペースのある公共施設

(単位:㎡)

	名称	所在地	所有	種別	施設面積	広場面積	備考
1	学 田 公 園	豊玉南三丁目32番27号	区	公園	10,886	6,254	野球場
2	夏の雲公園 ※	光が丘三丁目4番1号	区	公園	54,033	5,000	広場
3	立 野 公 園	立野町32番1号	区	公園	21,853	7,000	広場
4	大泉さくら運動公園 ※	大泉学園町九丁目4番5号	区	公園	43,797	11,037	多目的運動場
5	びくに公園	東大泉二丁目28番31号	区	公園	21,897	9,000	白子川比丘尼橋上流調節池
6	大泉学園町希望が丘公園 ※	大泉学園町九丁目1番2号	区	公園	10,100	5,548	多目的運動場
7	大泉町もみじやま公園	大泉町三丁目23番1号	区国	公園	17,432	5,000	(外環上部)広場
8	石神井松の風文化公園 ※	石神井台一丁目33番44号	区	公園	47,735	7,731	多目的広場
9	北大泉野球場	大泉町三丁目31番44号	区国	スポーツ施設	14,128	14,009	
10	東台野球場	石神井町一丁目11番32号	区	スポーツ施設	12,029	11,976	
11	練馬総合運動場公園 ※	練馬二丁目29番10号	区	公園	30,612	15,118	陸上競技場
12	練馬総合運動場少年野球場 ※	練馬二丁目29番10号	区都	スポーツ施設	9,328	9,328	
13	中村かしわ公園	中村一丁目17番1号	区	公園	14,674	6,000	
14	石神井公園 ※	石神井台一・二丁目 石神井町五丁目	都	都立公園	225,650		
15	城北中央公園 ※	氷川台一丁目	都	都立公園	262,369		
16	光が丘公園 ※	光が丘二・四丁目 旭町二丁目	都	都立公園	607,823		
17	大泉中央公園 ※	大泉学園町九丁目	都	都立公園	103,000		
						113,001	

(注1) ※は東京都の指定避難場所

(注2) 城北中央公園は、板橋区分(128,827㎡)を含む。

(注3) 光が丘公園は、板橋区分(8,649㎡)を含む。

3 都立公園の震災時利用計画案

都立城北中央公園

施設名称	面積 (約㎡)	緊急初動期 (災害発生～3日間)	応急対策期 (4日目～3週間)	復旧・復興期(3 週間以降)
陸上競技場	17,000	大規模救出救助活動拠点 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 候補地(8,000)		
小野球場1	4,200	がれき集積所(一次)		
小野球場2	4,200	ライフライン復旧活動拠点		応急仮設住宅建設用地
野球場A	10,500	大規模救出救助活動補助スペース		応急仮設住宅建設用地
野球場B	3,600	医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場		応急仮設住宅建設用地
小野球場2・ 野球場B付近	10,600			応急仮設住宅建設用地
ドッグラン	4,100	ペット受入れ候補地		
こども広場付近	1,400	給水拠点		
ケヤキ広場付近	1,500	徒歩帰宅者支援スペース		
児童公園西側	1,900	がれき集積所(二次)		
クローバー広場	6,500			応急仮設住宅建設用地

都立光が丘公園

施設名称	面積 (約㎡)	緊急初動期 (災害発生～3日間)	応急対策期 (4日目～3週間)	復旧・復興期 (3週間以降)
弓道場	6,500	ペット受入れ候補地		
陸上競技場	17,000	大規模救出救助活動拠点 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 候補地(8,000)		
野球場	8,100	大規模救出救助活動補助スペース		
テニスコート	6,200	給水補助スペース		
芝生広場	32,400	がれき集積所(一次) ※一部(19,000)		応急仮設住宅建設用地
駐車場	6,700	生活物資の集積・輸送補助スペース		

都立石神井公園

施設名称	面積 (約㎡)	緊急初動期 (災害発生～3日間)	応急対策期 (4日目～3週間)	復旧・復興期 (3週間以降)
A地区野球場	5,400			応急仮設住宅建設用地
B地区野球場	12,000 19,900	災害時臨時離着陸場候補地(12,000)		応急仮設住宅建設用地 (19,900)

都立大泉中央公園

施設名称	面積 (約㎡)	初動期 (災害発生～3日間)	復旧期 (4日目～3週間)	復興期 (3週間以降)
陸上競技場	5,000	災害時臨時離着陸場候補地		応急仮設住宅 建設用地
野球場	9,000			応急仮設住宅 建設用地
センター広場	800	徒歩帰宅者支援スペース		
陽だまり広場	6,000			応急仮設住宅 建設用地

都立練馬城址公園

施設名称	面積 (約㎡)	初動期 (災害発生～3日間)	復旧期 (4日目～3週間)	復興期 (3週間以降)
花のふれあいゾーン	2,000	災害時臨時離着陸場候補地		

第2款 オープンスペースの確保【産業経済部、土木部】

1 オープンスペースの確保

発災時における火災の延焼防止となり、地域の防災活動の拠点や避難スペースとして重要な役割をもつオープンスペースを確保します。

2 防災拠点の形成

防災都市づくりを推進するため、あるいは都市計画的見地から、区内のオープンスペースや遊休地等さまざまな空間の有効活用を検討していきます。

発災時には、避難誘導、救出・救助、医療救護、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行う際の拠点ともなります。

(I 防災共通編 第2部第3章第3節 区立施設等の災害時利用計画参照)

3 オープンスペースの恒常的把握および利用調整

大規模な空地、一定規模以上の広場を有する公園、農地等の分布状況を常に把握しておき、それをもとに暫定的な土地利用についての調整を行います(仮設市街地用地、がれき等の置場、物資救援基地用地等として利用)。

応急仮設住宅の建設予定地の確保にあたっては、次の点に留意します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 接道および用地の整備状況 (2) ライフラインの状況(給排水、電気、ガス) (3) 避難場所としての利用の有無 |
|---|

応 急 対 策

第3款 ヘリサインの設置【統括部、教育振興部】

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災対本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また避難所などの災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たします。

区ではすべての区立中学校（33校）にヘリサインを設置しています（校舎等改築中の場合は、解体等によりヘリサインがないことがあります。）。また、新校舎等には改めて設置することとしています。

なお、ヘリサインの設置にあたっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にします。

第4款 オープンスペースの総合調整【統括部】

統括部は、応急活動を効果的に実施するため、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースについて、発災後速やかにオープンスペース利用候補地の現地調査を行います。

災対本部は、被害状況や現地調査の結果を踏まえ総合的に調整し、仮設市街地用地、がれき等の置場、物資救援基地用地等の活用方針を決定します。

また、オープンスペースの不足が見込まれる場合には、統括部はオープンスペースの利用要望を東京都に提出します。

第5款 応急活動拠点の調整【統括部、東京都総務局】

東京都においても、発災時に応急活動を効果的に実施するため、オープンスペースについて、必要に応じて総合的に調整します。

東京都は、発災後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、東京都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握します。

また、区の利用要望と自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込みとの調整を行います。

区は、使用状況を定期的に東京都へ報告し、東京都は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図ります。

第8節 ごみ・し尿・がれきの処理

ごみの処理、トイレの確保およびし尿の収集・運搬を行い、区民の生活環境の維持を図ります。また、がれきについては、応急対策活動の円滑な実施および区民生活の再建のために、収集・処理を適切に行います。

予 防 対 策

第1款 災害時のごみについて【環境部】

災害時においては、家庭から排出される生活ごみおよび事業活動に伴って排出される廃棄物に加え、災害に伴うがれきなどの廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生することが想定されます。

区は、災害廃棄物の出し方等について、「防災の手引」に掲載し、平常時から区民へ周知を行います。

第2款 下水道管とマンホールの接続部の耐震化およびマンホールの浮上抑制対策【東京都下水道局】

下水道管の耐震化として、避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施しています。平成26年度からは、区庁舎など災害復旧の拠点となる施設を対象を拡大して実施しています。

また、これまで液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、マンホールの浮上抑制対策を実施してきましたが、避難所などと緊急輸送道路などを結ぶアクセス道路を対象を拡大して実施します。

応 急 対 策

第3款 災害時の生活ごみについて【災対環境部】

災害時は、平常時と異なった排出方法や収集運搬方法など、災害廃棄物の収集運搬体制を確保し、適正に処理する必要があります。そのため、区では、あらかじめ災害時に想定される事項のうち区が担う責務を整理し、災害廃棄物処理に係る基本的な考え方をまとめます。

1 災害時の生活ごみ処理

- (1) 区は、被害状況、集積所等の情報を基にして、ごみの発生量を算定し、関係機関との連絡を行い、初動態勢を確立します。

また、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害時におけるごみの排出方法等を周知するなど、具体的な対応策を示します。区民に対しては、収集作業計画等を広報し、ごみの分別や排出について協力を求めます。

- (2) 清掃事務所は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから、優先的に収集をします。災害規模によっては、民間事業者や他自治体等の応援を求めます。

2 収集方法

処理施設への搬入が困難なときは、公有地等を中継所（がれき等の置場）として活用し、収集の効率化を図ります。がれき等の置場の設定については、応急仮設住宅用地等の復旧対策と調整を行います。ごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行います。

第4款 災害用トイレ対策【統括部、災対環境部、東京都福祉局、東京都建設局】

1 災害用トイレ確保・整備計画

- (1) マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ（これらを総称して「災害用トイレ」といいます。）の組み合わせにより、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。

また、区立小中学校の改築にあわせ、マンホールトイレの整備を進めることにより、災害用トイレの充実を図ります。

- (2) 災害用トイレの確保を図るだけでなく、生活用水の確保、し尿収集・運搬態勢の整備等にも努めます。
- (3) 事業所および区民に、環境衛生の維持のため、当面の目標としてトイレが使用できなくなることに備えて、3日分の災害用トイレを備蓄するよう周知します。また、災害用トイレを使用した際の管理方法や排出方法についてもあわせて周知します。
- (4) 区が備蓄している災害用トイレや区が確保できるし尿収集車が不足する場合、東京都に広域的な応援の調整を要請します。

2 避難拠点等でのトイレ利用計画

- (1) 災害時には、区内設備事業者が学校施設の給排水設備等の応急点

II 防災本編

第6章 区民生活の早期再建

- 検・修理を行うよう協定を締結し、平常時から訓練を実施しています。応急点検を終えるまでの間は、校舎の1階にある既存の水洗トイレの使用を第一とします。体育館や武道場、プールなどの水洗トイレが使用可能な場合は、あわせて使用します。
- (2) 設備や配管等の被害により、学校施設内の一部で水洗トイレが使用不可能または不足する場合は、次いで、携帯トイレおよび簡易トイレを使用します。それでもなお、トイレに不足が生じる場合は、マンホールトイレを設置し、使用します。
 - (3) 携帯トイレおよび簡易トイレを使用した場合は、衛生面に配慮しながら、他の可燃ごみとは分けて管理します。
 - (4) マンホールトイレを使用する際は、十分な水量を用意して水洗トイレを詰まらせないように注意します。生活用水は、学校防災井戸等を使用します。
 - (5) 災害用トイレを使用する際は、設置場所をマニュアルで確認し、避難者に周知します。女性や高齢者、障害者などの要配慮者に配慮し、設置場所や設置台数などを現場の状況に応じて決定します。
 - (6) 避難者には、災害用トイレの使用方法や清掃のルール等も周知します。トイレの清掃や携帯トイレの処理などは、避難者自身が積極的に行います。
 - (7) 感染症対策のため、備蓄している資材・薬品により、避難拠点のトイレ等を順次消毒します。
 - (8) し尿収集が必要になった場合は、時期を把握し、収集を依頼します。

3 防災公園（都立公園）のトイレ対策

東京都は防災公園（都立公園）において、既設トイレの活用の他、マンホールトイレを備えています。それに合わせ、区では便座およびテントを公園内に備蓄しています。

4 し尿の収集・搬入

- (1) 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等の収集作業計画を策定し、その計画に基づき協定事業者の吸上車（バキュームカー）により収集します。
- (2) 搬入先は、原則として品川清掃作業所とします。しかし、処理量や交通状況等に応じて、東京都下水道局と交わした「災害時における下水道施設へのし尿搬入および受入れに関する覚書」により、水再生センターおよび主要管きよの指定マンホールなどに搬入します。区が確保できる吸上車（バキュームカー）のみでは対応できない時は、東京都に応援を要請します。

5 特別区災害時し尿処理スキーム

区は、し尿処理は下水管等へ直接投入することを原則とし、発災直後から1週間程度までの混乱期と発災から1週間程度以降のフェーズに分けて対応手順を整理します。

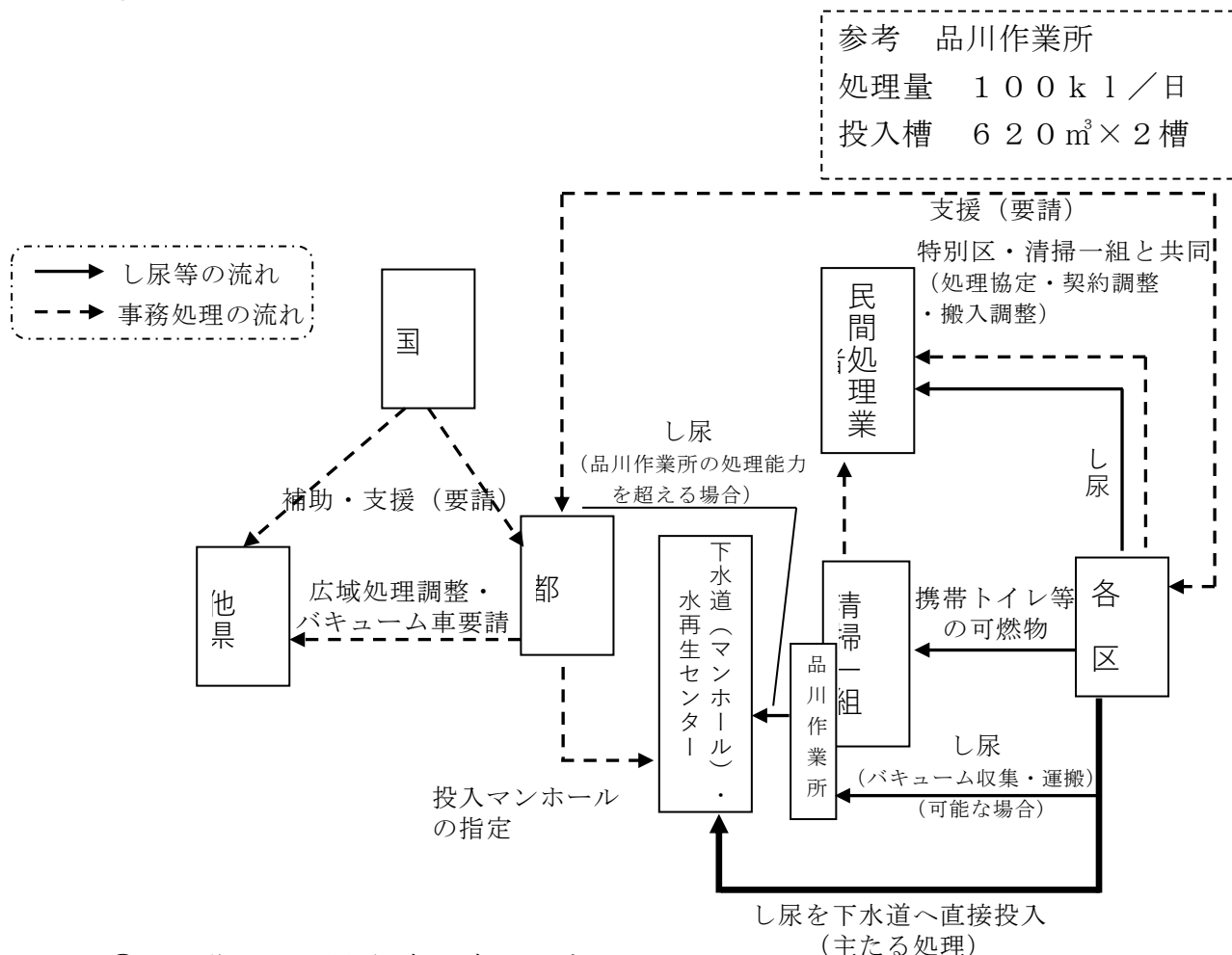
(1) 役割分担

機 関 名	内 容
練馬区	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレの確保 ・ 吸上車（バキュームカー）の確保 ・ 清掃一組が管理する品川清掃作業所および民間処理業者へのし尿の搬入 ・ 携帯トイレ等の可燃ごみの収集、運搬 ・ 下水道局水再生センターおよび主要管きよの指定マンホールへのし尿の直接投入の調整 ・ 民間処理業者との処理協定・契約締結の調整および民間処理業者へのし尿の搬入調整（民間処理業者へのし尿の搬入調整は清掃一組による搬入調整が主）
東京二十三区清掃一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃一組が管理する品川清掃作業所へのし尿の搬入調整および民間処理業者へのし尿の搬入調整 ・ 携帯トイレ等の可燃ごみの処理
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吸上車（バキュームカー）の都内での確保調整および他県への調達調整 ・ 下水道局水再生センターでのし尿受入 ・ 仮設トイレを設置可能なマンホールや直接投入用マンホールの指定 ・ 品川清掃作業所の処理能力を超えたし尿に関する都内での処理調整および他県への広域処理調整 ・ 下水道施設の応急復旧

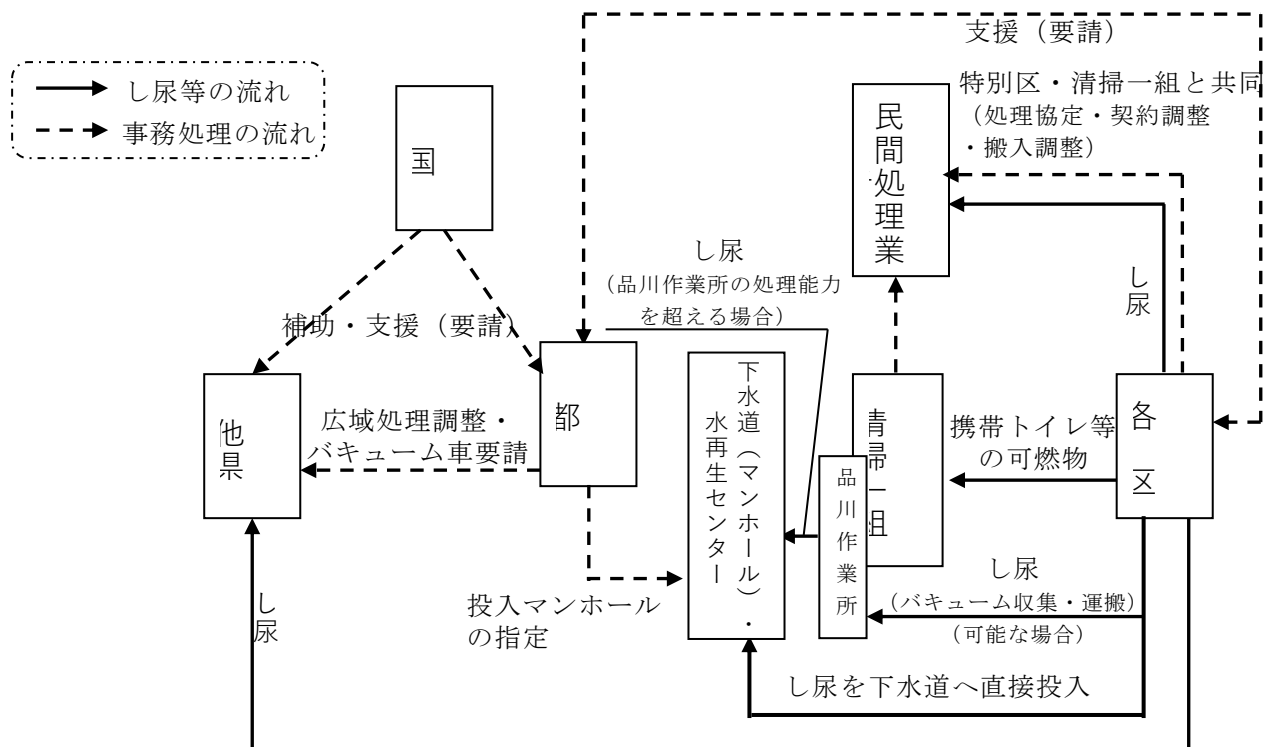
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建

(2) 処理フロー

① 発災～1週間程度までの対応



② 発災～1週間程度以降の対応



6 使用した簡易トイレ等の処分

災害時に使用した簡易トイレ等は、燃えるごみとして処分します。処分方法について、資源・ごみ分別アプリや防災訓練等の機会を活用して周知・啓発していきます。なお、災害時は資源・ごみの排出場所、分別ルール等が状況によって変わるため、その都度周知していきます。

第5款 がれき等の処理【災対環境部、災対土木部】

1 処理計画

(1) 災害発生後、災対環境部と災対土木部の協力態勢の下に、「がれき処理対策本部」を設置して、がれき処理に当たります。

区の被害状況（家屋等）を確認し、がれきの発生量の推計を東京都に報告するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表します。

(2) オープンスペースの利用計画に基づいてがれき等の置場を設置し、管理します。搬入にあたっては、可燃・不燃・粗大・資源・危険物等に分別するよう、緊急道路障害物除去を行う機関・団体および区民に周知します。（がれき置場については、第7節 オープンスペースの利用計画 参照）

(3) がれきは、種別に従いできるだけ再利用を図り、再利用できなかったものは、焼却処理等減容減量した上で、環境汚染防止に配慮しつつ、東京都が管理する埋め立て処分場に搬入します。

(4) 東京都全体のがれき発生量の推定は、次のとおりです。

（単位：万t、万m³）

	都心南部直下地震（M7.3）		多摩東部直下地震（M7.3）	
	冬・夕方 風速8m/秒		冬・夕方 風速8m/秒	
	重量	体積	重量	体積
東京都	3,164	3,550	2,699	3,185
区部	2,888	3,188	2,070	2,402
練馬区	67	—	107	—
多摩	277	362	629	784

※ 「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月公表）」より

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

2 被災建物の解体とがれきの撤去

被災建物の解体、がれき撤去は本来私有財産の処分であり、原則として所有者がその責任において行う必要があります。

しかし、国が特例措置を講じ、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止のため、所有者からの申請に基づき行政が公費解体を実施することもあります。

次の事項を区民に周知します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災建物の解体、がれき撤去を行政として行うこと (2) 解体、撤去の対象 (3) 申請の資格 (4) 申請の時期、受付場所 |
|--|

3 特別区がれき処理スキーム

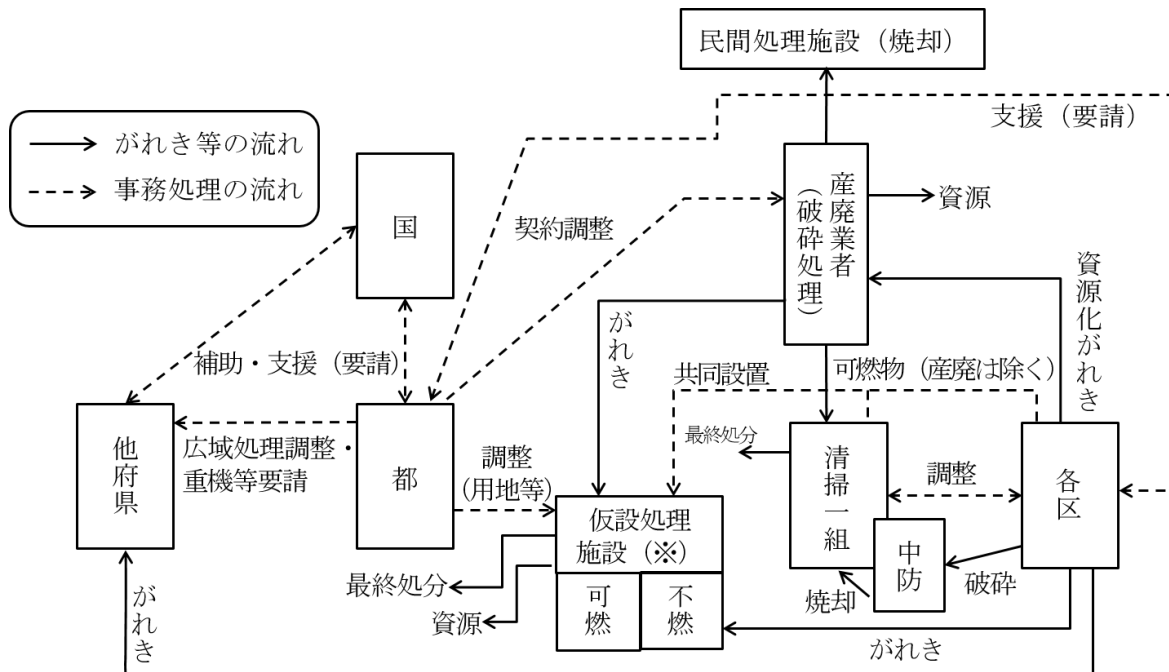
災害時のがれきについては、一般廃棄物として処理することが原則となっていることから、一義的に特別区および東京二十三区清掃一部事務組合が連携して処理を担うものとします。ただし、特別区および東京二十三区清掃一部事務組合の処理能力を超える処理については、東京都に支援を要請するものとします。

(1) 役割分担

機 関 名	内 容
練馬区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の解体と運搬 ・ がれき分別（コンクリートがら・木くず・金属くず等） ・ 地区集積所（住民に身近な場所における廃棄する家財道具などの仮置き集積場所）の確保 ・ 一次仮置場（がれき等を分別・集約する場所）の確保（所有地等を含む。） ・ 二次仮置場（中間処理に必要な機材を設置し、がれき等の減容化および再資源化のための処理を行う場所）の確保（所有地等を含む。） ・ がれきの収集運搬 ・ がれきの収集運搬に必要な車両、機材等の確保 ・ 破砕処理施設への搬出 ・ がれきの資源化および資源化ルート確保 ・ 仮設の破砕・焼却施設の設置 ・ 民間産廃業者（破砕、焼却等）とのがれきの搬入調整のオペレーション
東京二十三区清掃一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破砕処理した可燃性がれきの処理 ・ 清掃工場等への搬入調整 ・ 仮設の破砕、焼却施設の共同設置 ・ 雇上車両の配車調整（清掃協議会担当事務）

機 関 名	内 容
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次仮置場および二次仮置場の候補地の情報収集と各区への情報提供 ・ 一次仮置場および二次仮置場の確保が困難、または処理能力を超えた区に対して一次仮置場および二次仮置場の調整 ・ 民間産廃業者（破碎、焼却等）との契約締結の調整 ・ 特別区の処理能力を超えたがれきの都内での処理調整および他府県への広域処理調整等による支援 ・ 重機、車両等の都内での確保調整および他府県からの調達調整 ・ 最終処分調整 ・ がれきの資源化ルート調整支援 ・ 仮設処理施設で処理するがれきの資源化支援

(2) 処理フロー



※・・・仮設処理施設整備に関し、中間処理直前のがれきを置く二次仮置場を併設する。

第6款 土石・竹木等の除去【災対環境部、災対土木部、東京都建設局】

1 東京都

救助法適用後、区からの報告に基づき、実施順位・除去物の集積地等を定め、区と協力して除去を実施します。

Ⅱ 防災本編

第6章 区民生活の早期再建

2 練馬区

災害によって土石・竹木等が区民の住家に流入したときは、その戸数と所在を調査して東京都へ報告します。

また、関係機関と協力し、除去作業を行います。

第9節 応急住宅対策

居住する住家を確保できない被災者がいる場合に、応急住宅の対策を図ります。

復旧・復興対策

第1款 応急仮設住宅【災対都市整備部、東京都住宅政策本部】

1 応急仮設住宅の供給

- (1) 救助法が適用された災害により住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者がいるときは、同法に基づく応急仮設住宅の設置を東京都に依頼します。
- (2) 東京都は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げおよび仮設住宅の建設により、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給します。

2 応急仮設住宅の種類

- (1) 公的住宅の活用
区営住宅の空き家の確保に努めるとともに、都営住宅、独立行政法人都市再生機構等や他の自治体に空き家の提供を求め、被災者に提供します。
- (2) 民間賃貸住宅の借上げ
区は、供給主体である東京都とともに、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供するよう努めます。
- (3) 仮設住宅の建設
東京都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供します。

3 応急仮設住宅の建設

- (1) 東京都は、区があらかじめ定めている建設予定地の中から建設地を選定します。区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村相互間で調整協議を行います。
- (2) 供給戸数は、都知事が決定します。災害発生日から20日以内に着工します。
- (3) 工事の監督は東京都が行います。ただし、これにより難しい事情が

ある場合には、区に委任されます。

- (4) 被災地域の住民が主体的に復興に取り組むための組織である地域復興組織（復興まちづくり協議会）が行う共同型自力仮設住宅の建設の支援を検討します。

4 建設する応急仮設住宅の構造・規模

建設する応急仮設住宅の構造・規模は次のとおりです。

- (1) 木造（軸組工法・ユニット形式）、鉄骨造（組立式・ユニットタイプ）等によります。必要に応じて高齢者や障害者世帯に適した設備・構造とします。
- (2) 1戸当たりの規模は、世帯構成員に応じたものとなるよう設定します。
- (3) 1戸当たりの設置費用は国の定めによります。

第2款 応急仮設住宅の入居者の選定と管理【災対都市整備部、東京都住宅政策本部】

1 応急仮設住宅の入居と管理（東京都）

- (1) 入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集および選定を依頼します。
- (2) 応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体である東京都が行います。

2 入居者の選定と管理（練馬区）

- (1) 東京都が策定する選定基準に基づき、被災者に対し入居募集を行い、応募者の中から入居者を選定します。
- (2) 東京都からの委任により、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備します。
- (3) 入居資格は、次のすべてに該当する方のほか、都知事が必要と認める方とします。募集対象の申し込みは1世帯1か所とします。

- ① 住家が全焼、全壊または流失した方
- ② 居住する住家がない方
- ③ 自らの資力では住家を確保できない方

- (4) 東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に指導します。

第3款 応急住宅対策から住宅の復興へ【災対都市整備部】

1 住宅の復興計画

- (1) 被災後概ね6か月以内に「住宅の復興計画」を策定します。
- (2) 「住宅の復興計画」は、主として「恒久的な住宅の供給」および「自力再建への支援策」について定めます。

2 住宅供給の計画化

- (1) 「恒久的な住宅の供給」のために、次の事項を計画化します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 公共住宅の補修・補強、建替や新規供給② 民間住宅の供給促進③ 不燃化バリアフリー化等の促進 |
|---|

- (2) 「自力再建への支援策」として次の事項を計画化します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 住宅の建替等に対する支援② 情報提供・相談体制の整備③ 地域復興組織（復興まちづくり協議会）が行う取組への支援策を検討 |
|---|

第10節 応急教育・応急保育等対策

園児・児童・生徒の生命、安全ならびに教育活動の確保を図るため、的確な対策を行います。

応 急 対 策

第1款 応急教育【災対教育振興部】

1 園児・児童・生徒・施設の安全確保

校長・幼稚園長は、次の要領で対応します。

- (1) 園児・児童・生徒（以下「児童等」という。）が在校中や休日の部活動等の学校管理下にあるときは、安全確認ができるまでの間、児童等を校内に保護します。確実に保護者等へ引渡しができる場合は、事前の計画に基づいて引渡します。
- (2) 児童等の安否、学校、教職員および給食施設・設備の被害状況を災対教育振興部に報告します。
- (3) 私立学校においても本計画に準じて応急教育計画を作成するよう働きかけます。

2 応急教育の実施

校長・幼稚園長は、次の要領で対応します。

- (1) 参集可能な教職員の確保に努めます。
- (2) 具体的な指導方法、教科・領域、生活指導および進路指導等についての応急指導計画を作成し、教職員体制、被災状況、使用可能施設等を考慮して実施します。状況により、臨時休校等の措置をとります。
- (3) 決定した応急教育計画を災対教育振興部に報告し、保護者および児童等に周知します。
- (4) 応急教育計画に基づき、学校に受入れ可能な児童等を受け入れ、健康、メンタルヘルスケア、安全、生活指導に重点を置いた指導を行います。
- (5) 疎開した児童等について、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努めるとともに、疎開先を訪問するなどにより、(4)に準じた指導を行うよう努めます。
- (6) 教育活動の再開にあたっては、児童等の安否確認と通学路および通学経路の安全確認を行い、災対教育振興部に報告します。
- (7) 校長・幼稚園長からの報告等により、災対教育振興部で災害の推移状況を把握し、災対本部が平常教育の再開を決定します。

第2款 応急保育【災対こども家庭部】

災対こども家庭部は、区立保育園において応急保育を実施します。

なお、学童クラブについても本節に準じるものとします。また、私立保育園等においても、本節に準じて応急保育を実施するように働きかけます。

1 園児・施設の安全確認

保育園長は、次の要領で対応します。

- (1) 園児が在園中のときは、安全確認ができるまでの間、園児を園内に保護します。確実に保護者等へ引渡しができる場合は、事前の計画に基づいて園児を引き渡します。
- (2) 園児の安否、職員および施設・設備の被害状況を災対こども家庭部に報告します。

2 応急保育の実施

災対こども家庭部は、次の要領で対応します。

- (1) 園長からの報告に基づき、応急保育計画を作成して、その実施を園長に指示します。状況により、休園等の措置をとります。
- (2) 園長からの報告等により、災害の推移状況を把握して、災対本部が平常保育の再開を決定します。

また、保育園長は、次の要領で対応します。

- (1) 参集可能な保育士の確保に努めます。
- (2) 感染症拡大や健康被害を防止するため、園内における清潔保持等の環境整備を図ります。
- (3) 施設・設備に被害状況、職員態勢等に基づき、実施可能な応急保育の方法について、災対こども家庭部に報告します。
- (4) 決定した応急保育計画を、保護者および園児に周知します。
- (5) 保育園の受入れ可能な園児を受け入れ、保育を行います。被災により通園できない園児については、地域ごとに実情の把握に努めます。
- (6) 平常保育の再開に向けて、園児や施設・設備、施設周辺の状況について情報を収集し、災対こども家庭部に報告します。

復旧・復興対策

第3款 教育機関の復旧計画【災対教育振興部】

教育委員会は、次の要領で対応します。

- (1) 校長からの被害報告に基づいて復旧計画を作成します。
被災学校ごとに担当職員と指導主事を定め、情報および指令の伝達について万全を期します。担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導に当たります。
- (2) 住家に被害を受け、就学上支障のある児童・生徒に対して、都知事が調達した学用品を給与（支給）します。給与（支給）にあたっては、集中管理場所を1か所設けて行います。教科書は災害発生から1か月以内に、その他の学用品は15日以内に給与（支給）します。
- (3) 被災した児童等に対し、就学援助を適用します。
※ 都知事から職権の委任を受けたときは、区長が区教育委員会および校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行います。

第4款 災害時における子どもへの対応【災対こども家庭部】

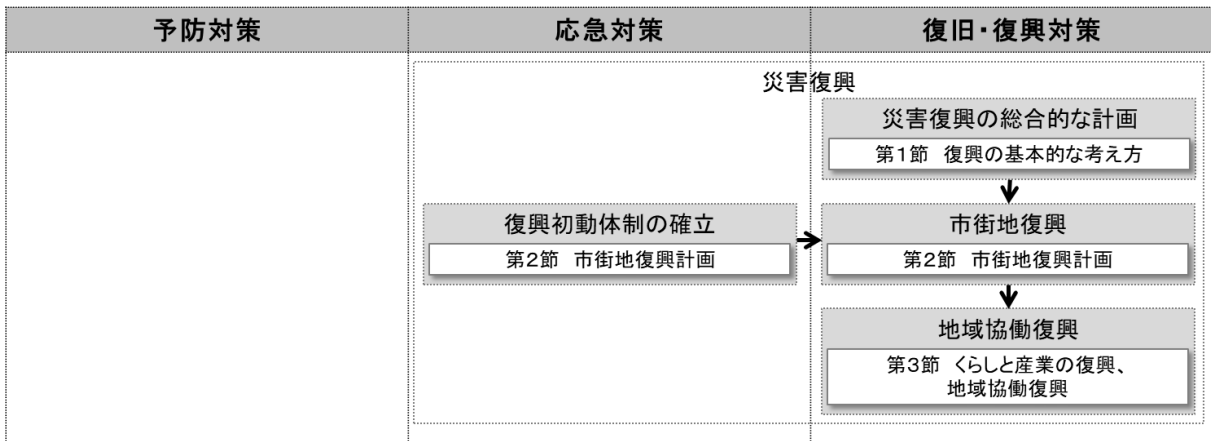
避難所等において生活を送る等、災害時における子どもに対しては、避難所等以外に子どものための場を提供する必要があります。

児童館等施設の早急な再開を行い、子どもの居場所の提供を行います。

第7章 災害からの復旧・復興

大地震による被害からの復旧・復興にあたっては、単に「元に戻す」のではなく、災害に強いまち、被災を繰り返さないまちを目指し、区民、事業者、区が連携して取組を進めていくことが必要です。本章では、都市復興基本計画の策定等、災害からの復旧・復興についての取組を示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第7章 災害からの復旧・復興			
第1節 復興の基本的な考え方			
第2節 市街地復興計画			
第3節 暮らしと産業の復興、地域協働復興			

: 多くの記載があるもの
 : 記載があるもの
 : 記載がないもの

第1節 復興の基本的な考え方

復興に際しては、被災を繰り返さないまちづくりに努めるとともに、誰もが安心してらせるように、復興対策を総合的、計画的に進めます。

復旧・復興対策

第1款 さまざまな復興

大地震による被害から復興するためには、「被災を繰り返さないまちづくり」や「持続的発展が可能なまちづくり」を目的とする都市基盤整備が中心の復興と、日常の暮らしや産業を再建するといった生活面での復興が欠かせません。前者を都市復興とすると、後者は生活復興とすることができます。

また、復興への道筋も区が主体となった仕組みだけでなく、区と協働して地域住民自らが復興を進めていく地域協働復興という仕組みも考えられます。

震災復興には、なによりも被災者が自ら立ち上がり、自身の生活を回復しようという意欲が必要であり、区民、事業者、区、各種団体等の協力や連携がなければ復興を実現することはできません。国や東京都の動向を注視しながら、復興対策について検討していきます。

第2款 震災復興マニュアル

応急復旧から本格的な復興へと移行するために、区職員がとるべき行動を具体的に定めた練馬区震災復興マニュアルを策定しています。

区では、応急初動期の対応を記した地域防災計画と復興の取組について定めた震災復興マニュアルの内容を実行することにより、震災対策が円滑に実施できると捉えています。このため次節においては、震災復興マニュアルの骨子を記述し、「都市復興」「生活復興」などの震災復興の進め方や手順の詳細については、震災復興マニュアルを参照するものとします。

第3款 震災復興本部

区は、災害応急対策等にあたって国、都道府県、他の市町村を含む関係機関との連携を確保することを目的に災対本部を設立することとしています。

その後、被災した施設が本来の効用を發揮できるよう速やかに復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく

ことが必要であり、そのために災対本部を震災復興本部として再度位置づけ直し、都市復興基本方針等に基づき都市復興計画等を立案し、早期の復興を目指します。

第4款 震災復興推進条例

平成20年12月には、さらに応急対策後に復興活動に速やかに移行する「練馬区震災復興の推進に関する条例」を制定しました。

条例には、総合的、計画的に震災復興を進めるため、震災復興本部の設置、地域住民との協働により復興を行う地域協働復興の仕組み、被災した市街地を被害の度合いにより区分して復興整備することなどを規定しています。

第5款 復興段階の国の職員の派遣制度の活用

練馬区が、大規模な災害による被害を受けた場合、復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足することが懸念されます。必要に応じて、国に対しては職員の派遣を要請し、内閣総理大臣や都道府県知事に対して、国や他の地方公共団体からの職員派遣をあっせんするよう求め、早期の復興を目指します。

第2節 市街地復興計画

区長は、被災後速やかに、都市復興の方向性を示した都市復興基本方針を策定します。この基本方針をもとに都市復興基本計画を策定し、計画的な市街地の復興に努めます。

応 急 対 策

第1款 都市復興スケジュール

災害発生後、都市復興のスケジュールを、手続の面から時系列に5段階に区分して復興計画を推進します。

段階	推進内容
第1段階	復興体制の確立
第2段階	都市復興基本方針等の策定
第3段階	復興都市計画等の策定
第4段階	復興事業計画等の策定
第5段階	復興事業の推進

第2款 復興体制の確立（第1段階）【災対都市整備部】

1 対応方針の決定

- (1) 余震等による二次被害防止を目的とした応急危険度判定調査の実施に向けた準備をします。
- (2) 家屋被害概況調査により、復興の基本的な方針の検討に入ります。
- (3) 町丁目単位の家屋被害の概況を東京都へ報告し、応急仮設住宅の建設用地について検討します。

2 被害状況の把握

- (1) 家屋被害概況調査の実施（被災後速やかに）
街区単位（概ね町丁番地）程度として、概ねの被害の程度をつかむことを目的とした調査を行います。
- (2) 建築物の応急危険度判定調査の実施（被災後速やかに）
要判定地区を設定し、地区内の建築物等の応急危険度判定調査を実施します。東京都、区等の建築系職員および応急危険度判定員（防災ボランティア＝建築士の資格を有するなどの専門的な技術を持つもの）が判定を行います。

(3) 区有施設の被害の把握（被災直後）

区有施設の被害把握を行います。（それぞれの施設管理者）

- ① 地盤等の状況、道路、交通施設の被害、河川の被害、ライフラインの被害
- ② 事業所等の被害、教育、文化、医療施設等の被害、その他区有施設の被害

復旧・復興対策

第3款 震災復興本部の設置【災対都市整備部】

被災後1週間を目途に、都市復興や区民生活の再建などの生活復興に関する対策を迅速かつ計画的に実施することを目的として、震災復興本部を設置します。

第4款 建築制限の検討【災対都市整備部】

被災の著しい地区で、市街地再開発事業等により基盤整備を図るべき地区については、建築制限区域の検討を行います（建築基準法第84条）。

第5款 都市復興基本方針等の策定（第2段階）【災対都市整備部】

1 都市復興基本方針の策定

都市基盤施設や市街地、住宅供給等についての都市復興基本方針を東京都と協議し策定します。

2 都市復興基本方針の周知

各種メディアを活用して都市復興基本方針を公表し、周知します。
区報や区公式ホームページを活用します。

3 建築制限の実施

(1) 建築基準法による建築制限の実施

被災の著しい地区について、建築制限区域の原案を策定します。建築制限は、東京都が調整を行い決定します（建築基準法第84条）。

建築制限の告示以後、建築制限を実施し、建築指導を行います。

(2) 復興相談窓口の開設

公共施設（区民事務所等）を活用して、被災者の生活再建等のための総合相談窓口を開設し、必要な情報の提供を行います。

4 被害状況の把握（家屋被害状況調査（住家被害認定調査））

被災市街地全体を対象に現地調査を行い、被害地図および被害台帳を作成します。また、東京都に家屋被害台帳を提出します。東京都は、DISを活用して集約・整理し、広報紙等を通じて短期間のうちに都民に公表します。

5 時限的市街地づくりの方針設定の展開

時限的市街地とは、暫定的な生活の場として被災市街地に形成される応急仮設住宅、自力仮設住宅、仮設店舗、事業所および残存する利用可能な建築物からなる市街地のことをいいます。

時限的市街地においても、被災前のコミュニティが維持できるような仕組みづくりが必要です。

(1) 「被災者生活実態調査」「家屋被害状況調査」を活用して、応急仮設住宅等の必要量を把握します。

(2) 応急仮設住宅の入居者募集ならびに運営を実施します。

応急仮設住宅の建設、維持管理および被災住宅の応急修理にかかわる支援を東京都に依頼します。

(3) 自力仮設住宅ならびに仮設店舗等の建設・支援について検討します。

(4) 被災地域の住民が主体的に復興に取り組むための組織である地域復興組織（復興まちづくり協議会）を中核とした、時限的市街地の形成について支援を検討します。

6 復興対象地区の指定

被災市街地の被害の程度や都市基盤整備状況等を考慮し、都市復興を計画的に進めるため、復興対象地区区分を指定し、告示します。

第6款 復興都市計画等の策定（第3段階）【災対都市整備部】

1 被災市街地復興推進地域の指定および建築制限

被災市街地復興推進地域の指定案を作成し、公告縦覧、都市計画決定を行います。これにより2年以内の建築制限を実施します（被災市街地復興特別措置法第5条、第7条）。

2 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

復興の目標、土地利用方針、都市施設（道路・公園等）の整備方針、市街地復興の基本方針、その他からなる都市復興基本計画（骨子案）を策定し、公表します。策定にあたっては、東京都の策定する都市復興基本計画（骨子案）との整合を図るため、東京都と協議し、調整します。

3 復興まちづくり計画の策定

復興まちづくり方針案を作成し、周知します。

住民意見を反映した復興まちづくり計画原案を作成し、周知します。

住民意見を反映した復興都市計画案を作成して、公告縦覧し、都市計画決定します。

なお、復興まちづくり計画の策定にあたっては、地域に地域復興組織（復興まちづくり協議会）の結成を呼びかけ、地域住民の参加を促し、意見の集約を図るように努めます。また、復興相談窓口での情報提供や、専門家を派遣するなどの支援を行います。

4 都市復興基本計画の策定と公表

都市復興基本計画（骨子案）を基本に、復興まちづくりの状況を反映させた都市復興基本計画案を作成します。案を公表して区民意見等を反映させた後、都市復興基本計画を決定し、周知します。

第7款 復興事業計画等の作成（第4段階）【災対都市整備部】

事業計画を立案・作成し、住民との合意形成を進め、復興事業計画を決定します。

第8款 復興事業の推進（第5段階）【災対都市整備部】

事業計画に基づいて、復興事業を円滑に推進します。

ただし、都市復興基本方針や都市復興基本計画との整合がとれている既定の都市計画事業等については、住民合意のもとに、被災後できるだけ早期に実施します。

第3節 くらしと産業の復興、地域協働復興

都市基盤の整備や建築物の整備だけでなく、復興には「くらしの再建」や「産業の再建」も必要なことから「くらしと産業の復興」とし、区をあげて取り組みます。

また、地域住民、事業者等と協働して復興を図る地域協働復興の取り組みを進めます。

復旧・復興対策

第1款 くらしと産業の復興【災対産業経済部・災対福祉部】

「くらしの再建」や「産業の再建」を、区では「くらしと産業の復興」と位置付け、区民の生活の安定や回復を支援します。区では、被災後1週間から1か月程度の間、くらしの復旧に向けた社会調査として、被災者生活実態調査（兼福祉需要調査）や、商店や事業所の被害状況等の確認を実施します。これらの調査・確認は、以後定期的を実施します。

また、地域復興組織などが行う、地域の持つ力をもとにした「くらしと産業」の自力復興についても、区として可能な支援を検討します。

第2款 地域協働復興【災対地域文化部】

復興を円滑に進めるためには、地域住民との復興のあり方への合意が必要です。

合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それが無い場合には新たな組織づくりが必要になります。

復興は、その担い手により「被災者個人による自力復興」、「行政主導による復興」および「地域住民、事業者、その他復興に協力する団体等と区の協働により、地域力を活かした復興を図る地域協働復興」という3つのパターンが考えられますが、地域住民の意向を反映した復興を遂げるために、区は地域協働復興による復興まちづくりを進めます。